

338.62
J92



0028304-000

338.62-J92ウ

株式会社十七銀行六十年史

十七銀行

昭和16

ADI



N.

338.62
J92



株式會社十七銀行六十年史



凡 例

- 一、本書は明治十年當行創立より昭和十二年に至る滿六十年間に於ける營業其他關係事項を編纂せるものである。
- 一、明治三十七年二月、本店營業所火災に罹り、簿書類概ね焼失したので、創業より同年に至る二十七年間の沿革は、纔かに遺存する断片的書類と、郷土史關係文献等に倚り、穿鑿涉獵、考證し得る限りを蒐め、これを調整し、漸く稿を成した次第である。
- 一、統計表中現況に關するものは、總て昭和十二年十二月末日の現計である。

緒言

明治十年十一月一日、第十七国立銀行の名稱を以て業を創めた當行は、昭和十二年を以て滿六十周年を迎へた。

當行創立の際は、廢藩置縣後の機構未だ完く成らず、縣下では、秋月、福岡の亂後幾何も經たず、恰も西南戦役に直面して、戦費を賄ふために發行された政府の不換紙幣は市場に横溢し、未曾有の通貨膨脹に因る戦争景氣が、正に庶境に入つた秋であつた。

されば開業匆匆、金融は眞に繁劇を極め、翌十一年には、早くも第一次増資を行つたが、同十四年に入つて果然反動恐慌到り、同十六年には日本銀行の創立、国立銀行條例の劃期的改革に依り、金融の地方分権主義は中央集権主義に革められ、當行の国立銀行としての營業期限は、明治三十年を以て終了することとなり、發行紙幣の

銷却に、私立銀行への繼續營業準備に、後圖を計るに汲々たる立場にあつて、日清戦争前後の非常時經濟に對處したのであつた。

かくて明治三十年国立銀行の營業滿期と、もに、私立銀行として營業を繼續したが、當時經濟界は戦後の反動時期で萎靡不振、金融は高度の梗塞状態にあつた。ために増資繼續の第一歩に於て早くも難局に逢着し、同三十三年末隣接熊本に端を發した金融恐慌の波及以來、引續く財界の波瀾に難航を續け來つたが、この間疊積せる瘡痕は癒すべくもなく、同三十五年八月、遂に休業の已むなきに立至つたのであつた。

明治三十六年六月、當行は安田家の救済により復活、安田家關係銀行として再開業の運びとなつたが、甦生間もない同三十七年二月、本店營業所火災の厄に遭ひ、行運の挽回に一層の困難を加重した。爾來幾多の試練に堪へ、曲折を凌ぎ、營々として行礎の確立にこれ

努め、漸次興隆への歩武を進めて、大正十年には宗像銀行を、同十二年には福岡銀行を、同十四年には三潞銀行を、何れも當行に合併し、名實共に縣下の中心銀行として躍進するにいたつた。しかしながら、この間にも經濟金融界には幾多の波瀾があり、特に昭和二年以降の數年は、經濟界未曾有の恐慌期に際會して、當行業績の伸度も亦停頓に近い緩調を續けたのであつたが、昭和八年に至つて全く沈滞の界域を脱却した。爾後一年毎に壹千萬圓臺の預金遞増を續け、業績また逐年向上して、記念すべき昭和十二年末に於て、資本金は創立當時の拾萬五千圓に比して百倍の壹千貳拾萬圓となり、預金額は明治二十四年下期(遺存する最古の數字)の四拾貳萬圓に比して二百十倍強の八千九百參拾四萬圓を記録し、支店出張所二十六を數へ、本店營業所新築正に竣んとし、一路興隆への軌道を躍進すべき機運に達するを得たのである。

茲に創立六十周年を迎へて、履み來れる既往を顧みれば、幾多の事象は曲波の如く重疊起伏して、先人努力の跡歷々として偲ぶべく一として當行經營上の活資料たらざるはない。今や國運の大伸展に伴ひ、經濟界の轉換に順應して、銀行業者の眞職分に勇往すべき時期に際會し、こゝに當行の沿革を編して故きを温むると共に、さらに金融報國の使命遂行に邁進せんことを庶幾する次第である。

目次

凡例

緒言

第一章 國立銀行時代

第一節	創立	一
第二節	創業と紙幣の發行	一四
第三節	業況と經濟界の推移(その一)	二四
	金融機關地方分權時代(創業より明治十六年迄)	二四
第四節	發行紙幣とその銷却(發行紙幣に關する特輯)	三五
第五節	業況と經濟界の推移(その二)	三五
	金融機關中央集權への過渡時代	五二

目

次

(明治十七年日本銀行創立より國立銀行營業滿期の明治三十年迄)

第二章 私立銀行時代……………七〇

第一節 業況と經濟界の推移(その三)……………七〇

(明治三十年營業繼續より明治三十六年安田家經營に至るまで)

第三章 安田家經營時代……………七七

第一節 業況と經濟界の推移(その四)……………七七

(明治三十六年より現在まで)

第四章 資本金の増減……………一四〇

第五章 本店及支店出張所の變遷……………一四二

第六章 役員の変遷……………一五〇

一、顧問……………一五〇

二、頭取……………一五〇

三、副頭取……………一五〇

四、常務取締役……………一五〇

五、取締役……………一五〇

六、監査役……………一六〇

七、支配人……………一六二

八、副支配人……………一六三

第七章 累年主要勘定表……………一六五

第八章 現勢(昭和十二年十二月末日現在)……………一六六

一、貸借對照表……………一六六

二、損益計算書……………一七〇

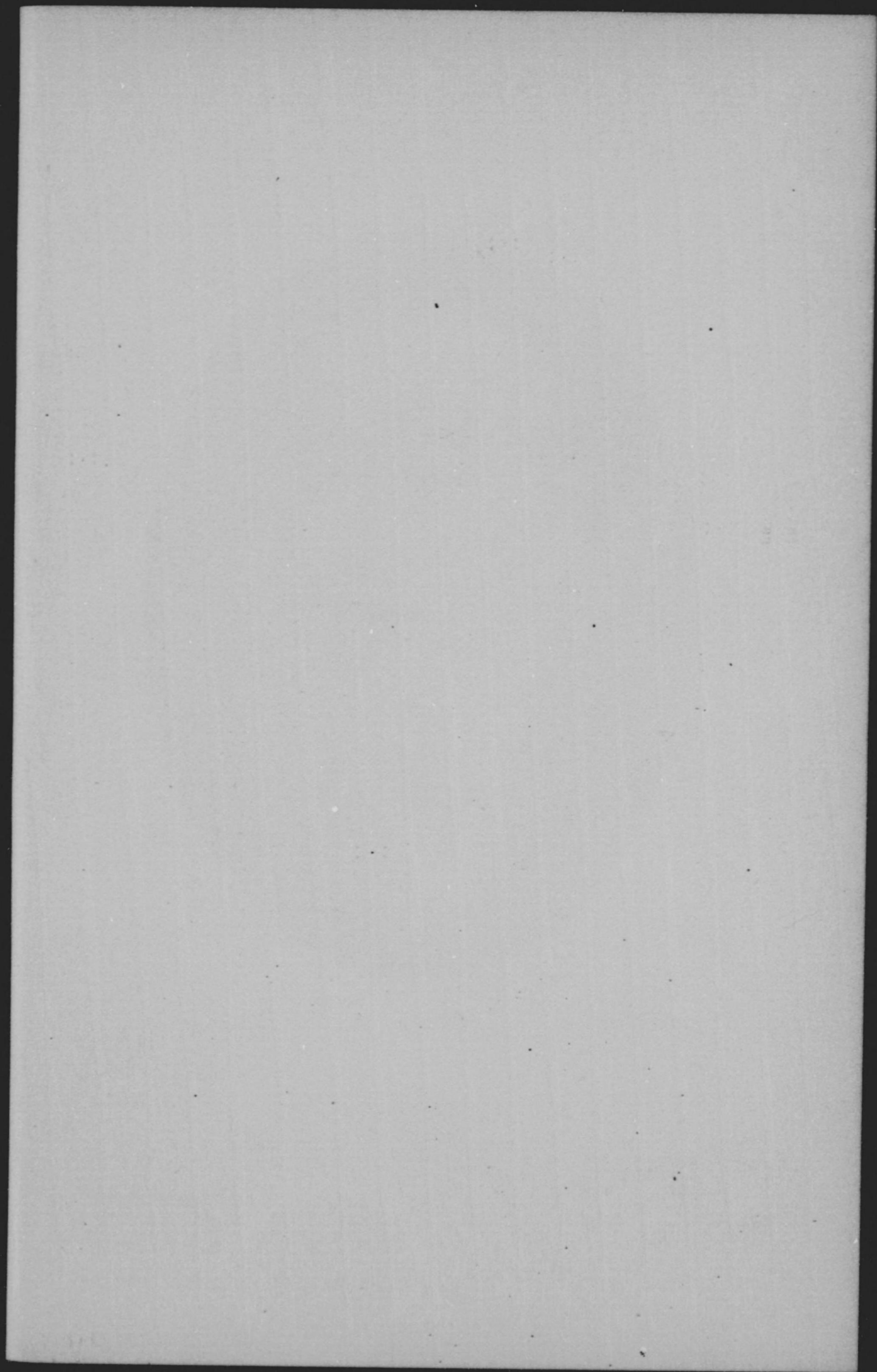
三、業域現勢一覽	四
四、本支店一覽	一七
五、職員錄	
六、株主名簿	

附錄

統計圖表

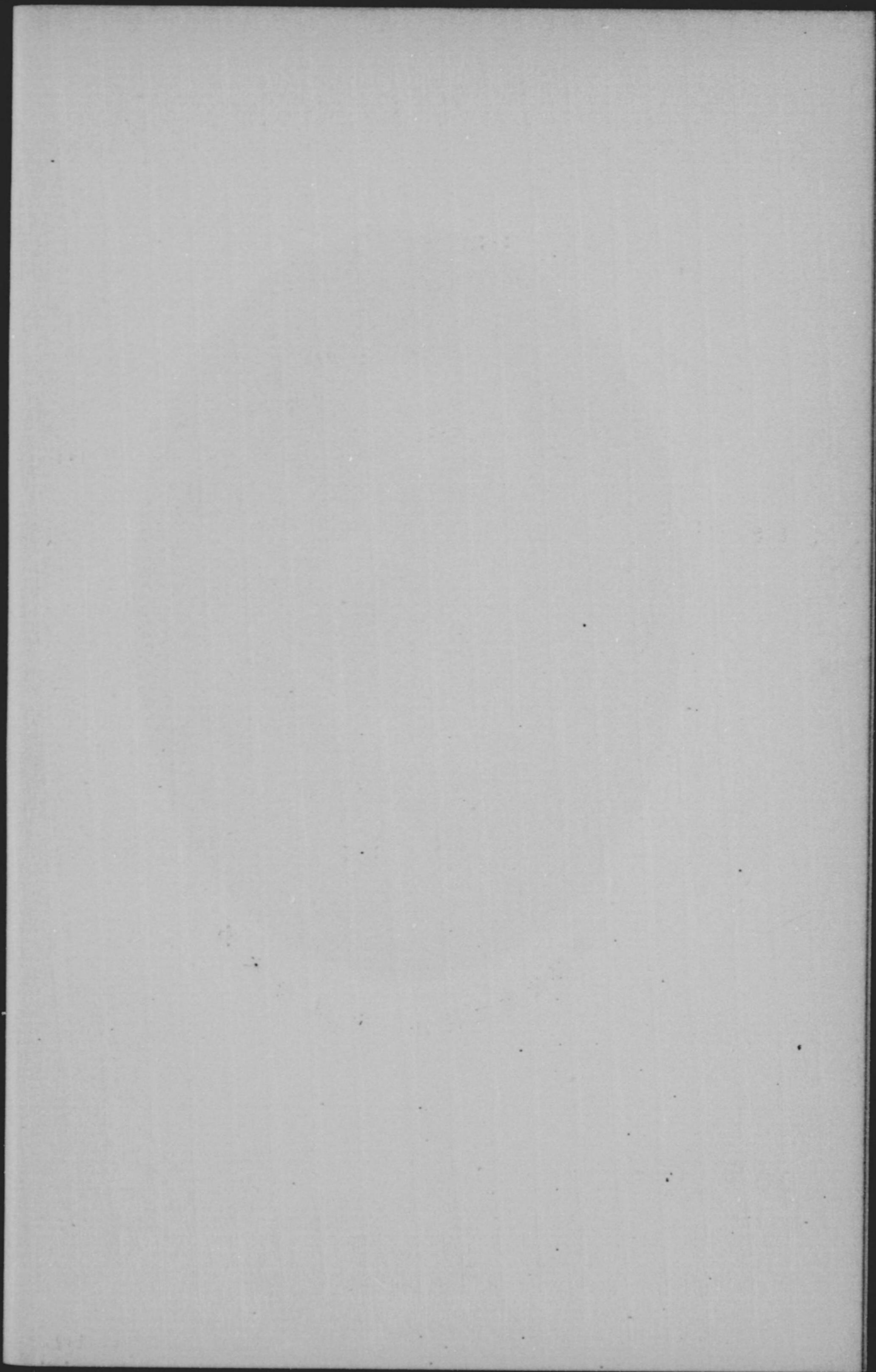


顧問故初代 安田 善 次 郎



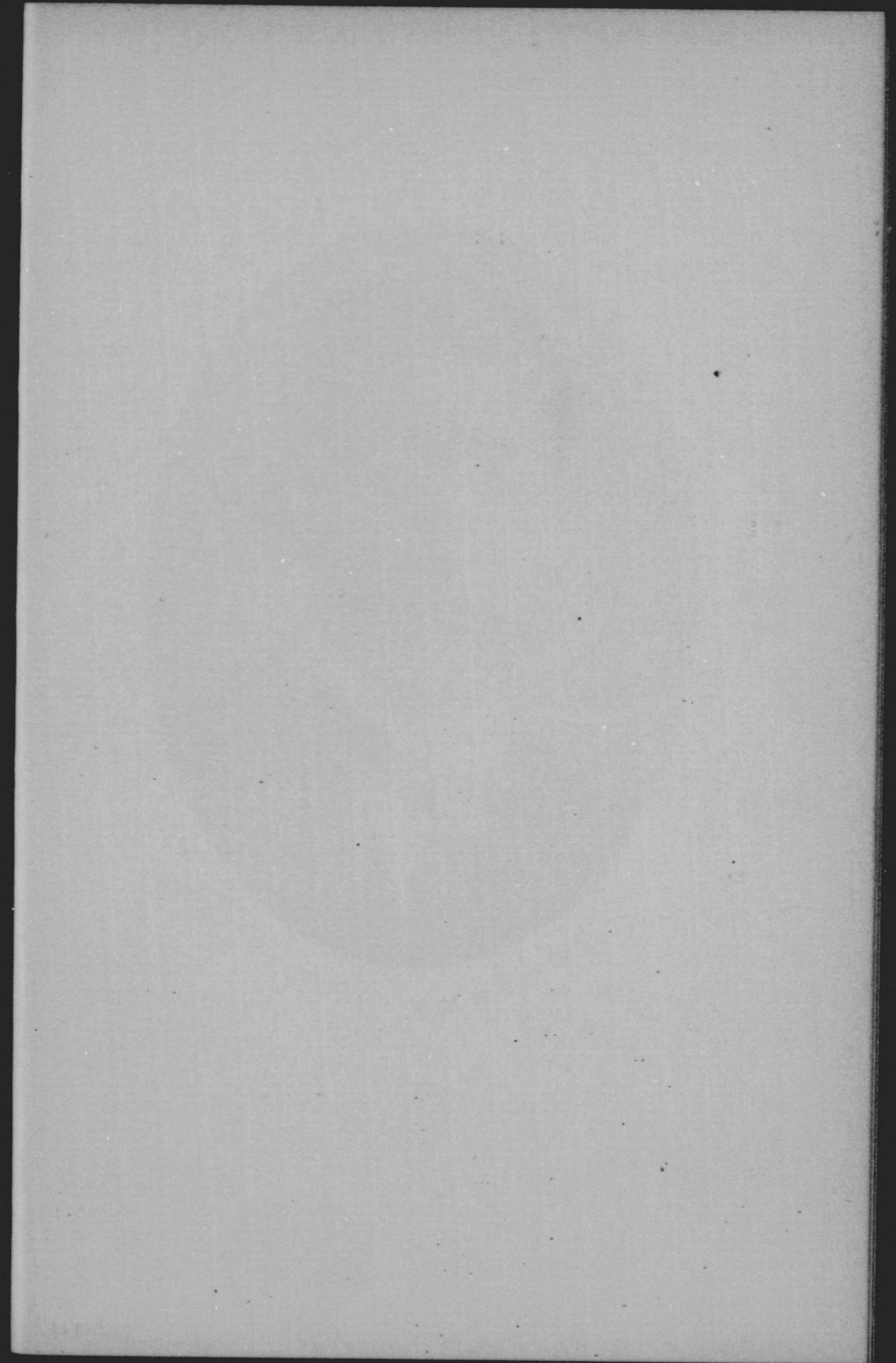


顧問故第二代目 安田善次郎



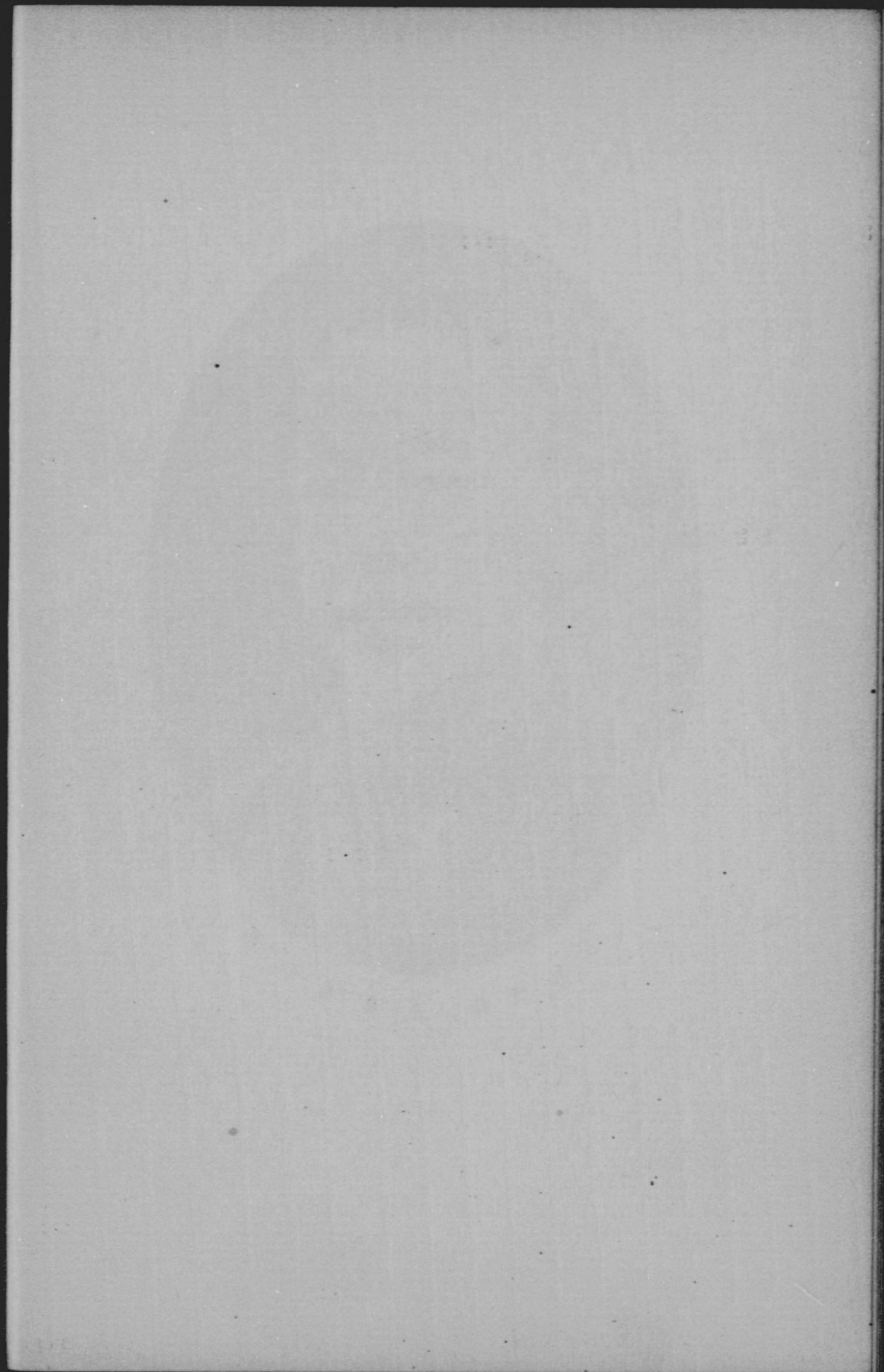


安田保善社總長 安田





取縮役故安田善三郎



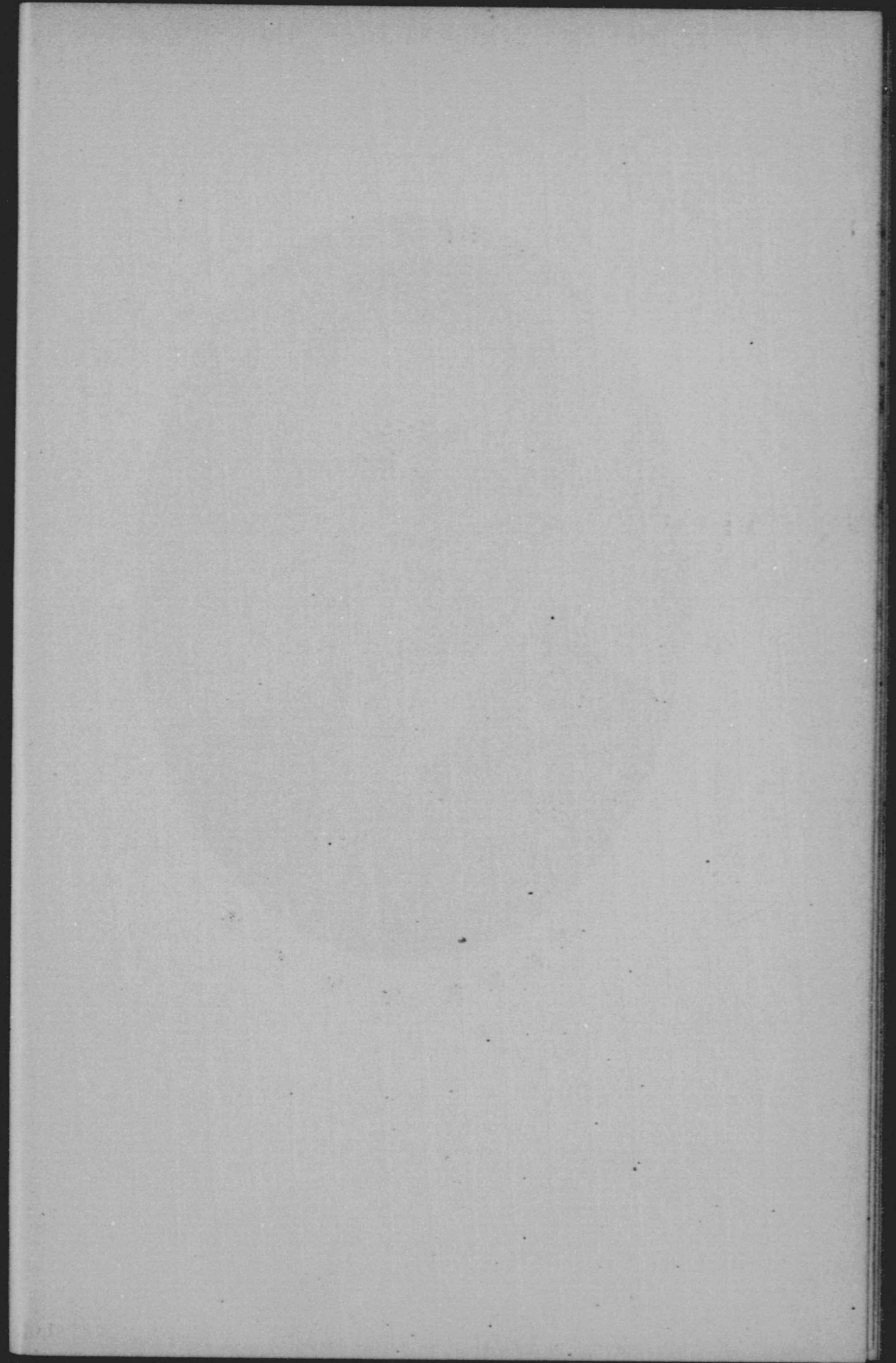


善 田 安 役 縮 取



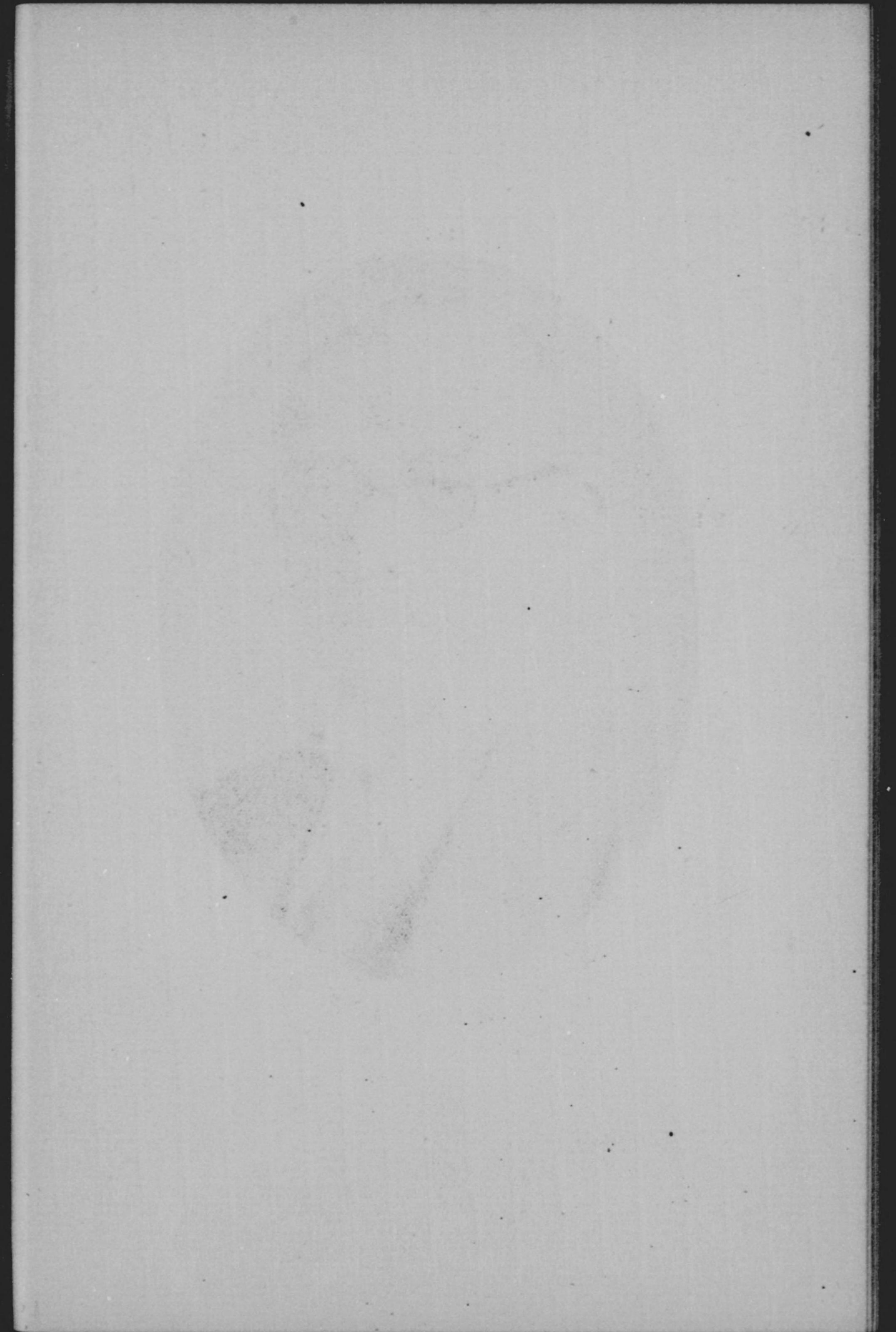


取 締 役 故 安 田 善 雄



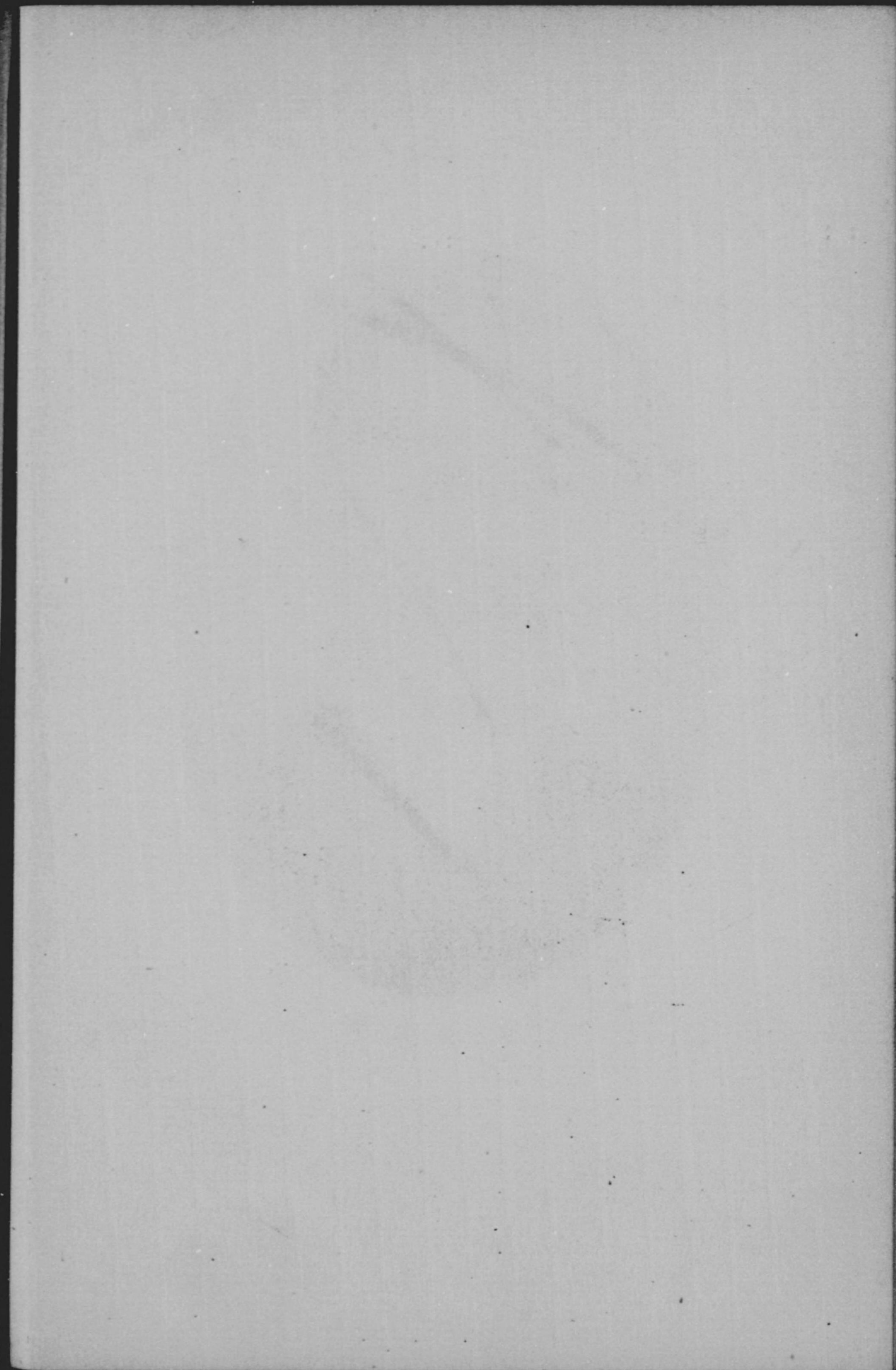


取縮役安田善兵衛





取締役頭取 安田善五郎

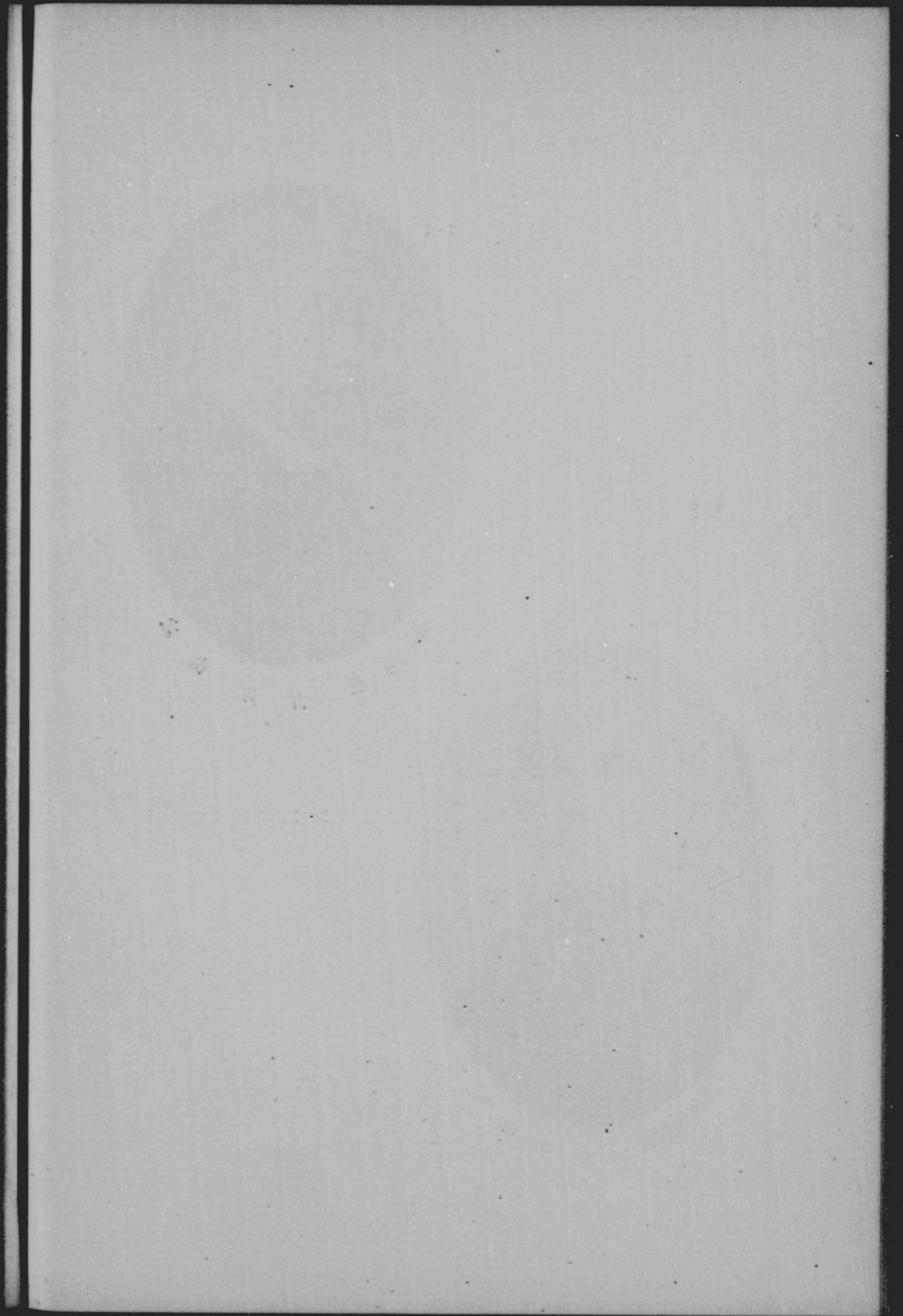




副頭取 古井 由九



常務取締役 千代 崇一

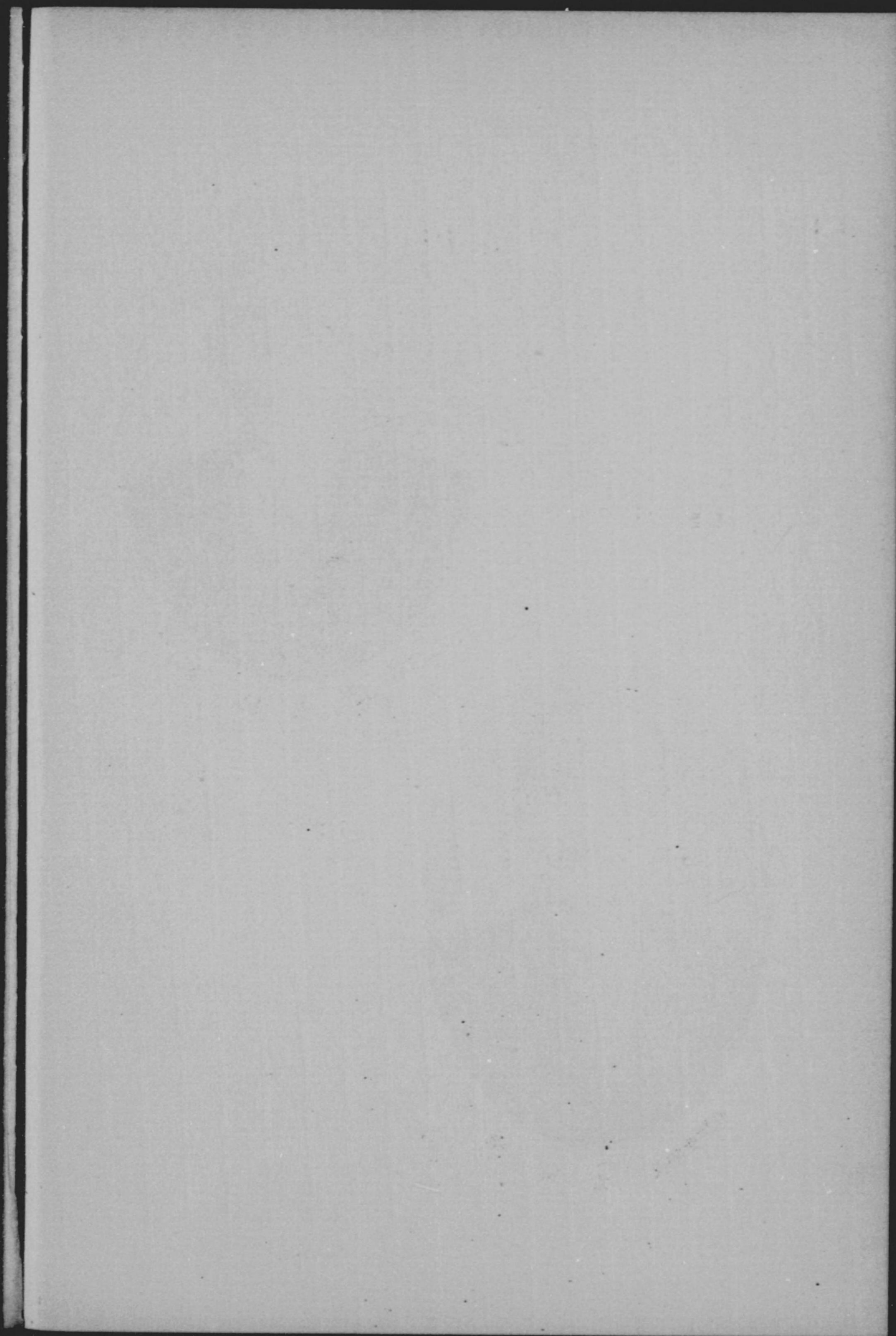




常務取締役
土屋 長 翁



常務取締役
太 田 善 助





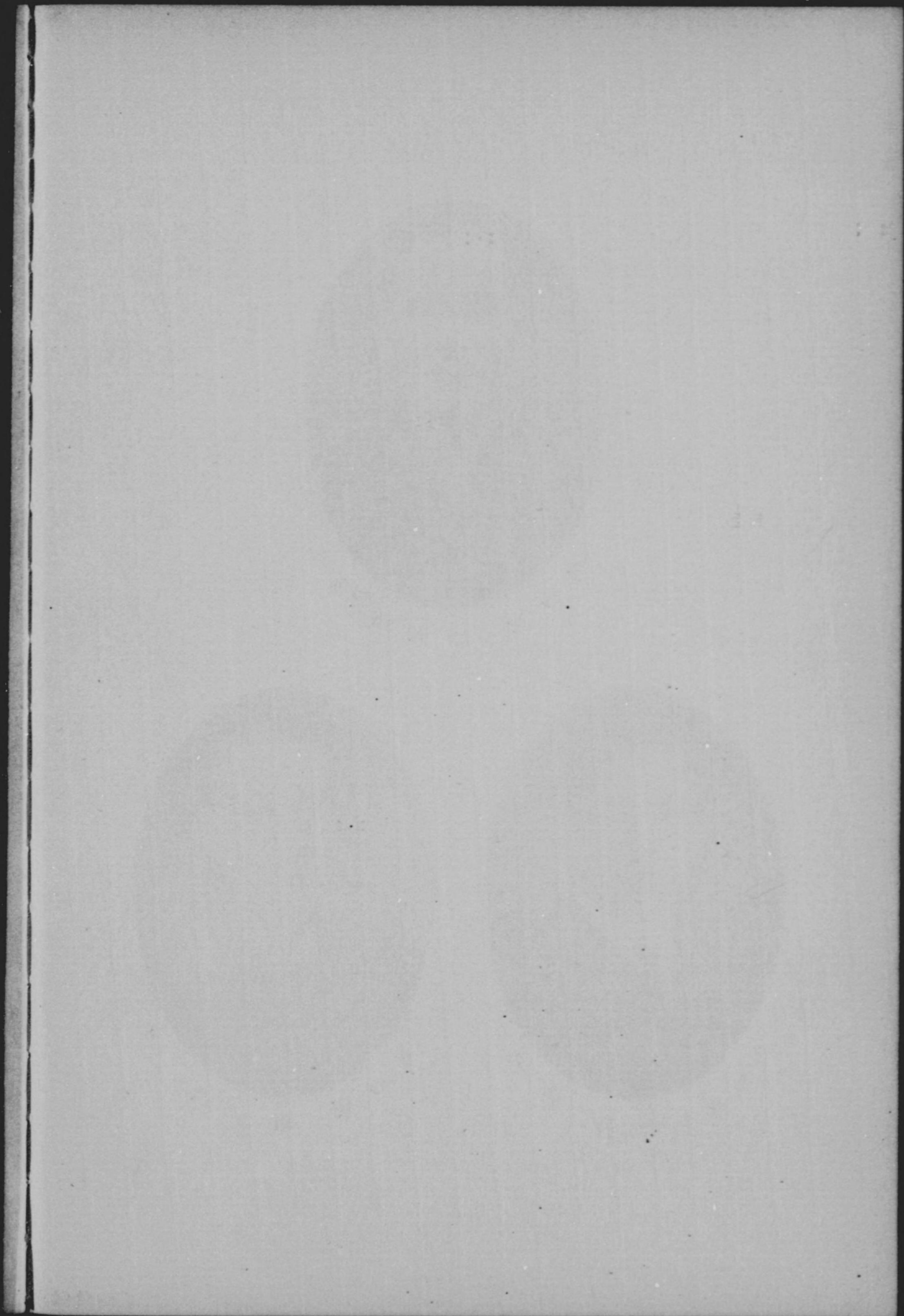
取締役 伊藤 傳右衛門



取締役 兒島 健爾



取締役 森 栄





監査役 溝口虎五郎

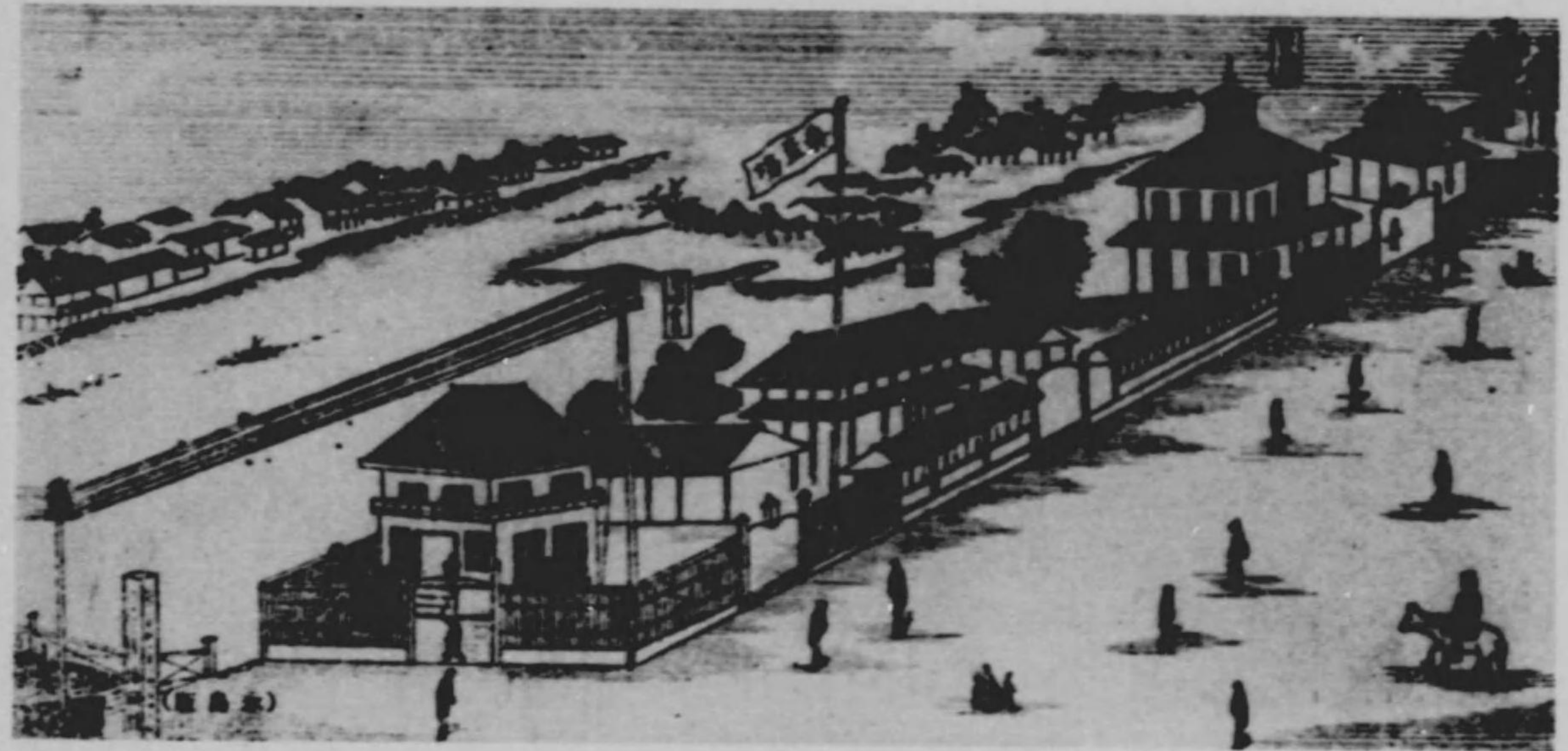


監査役 土斐崎三右衛門

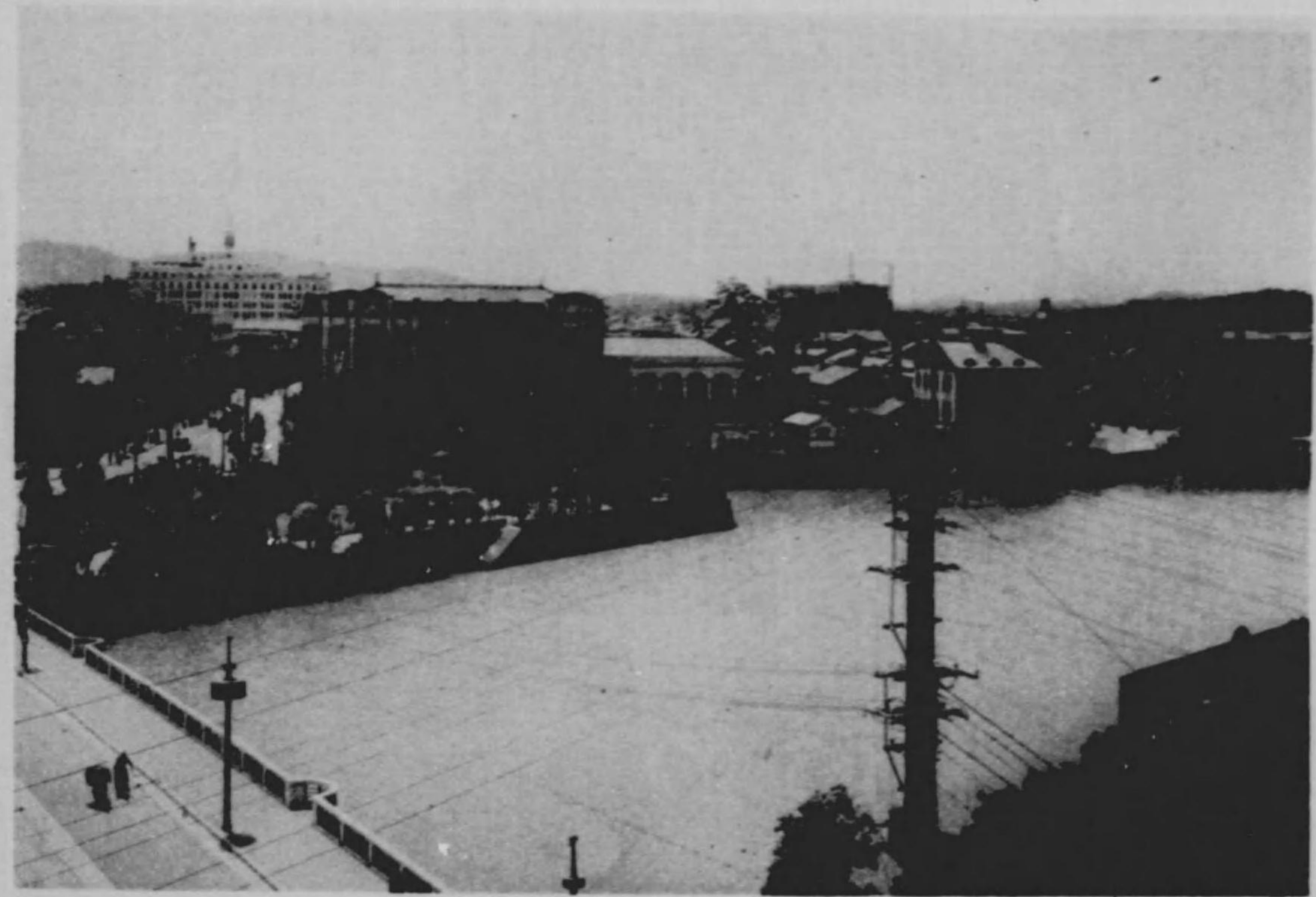


監査役 芳賀 茂元

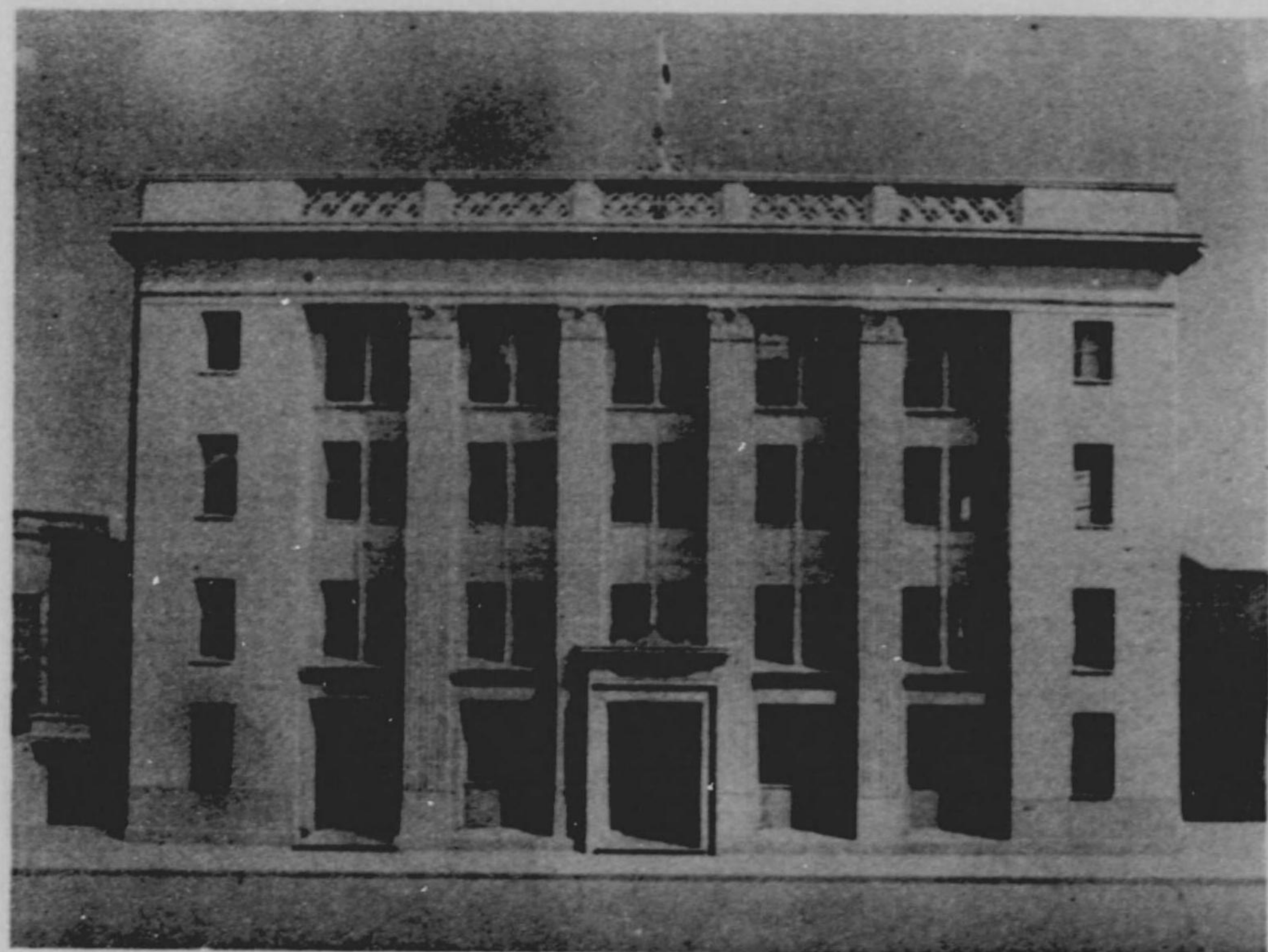




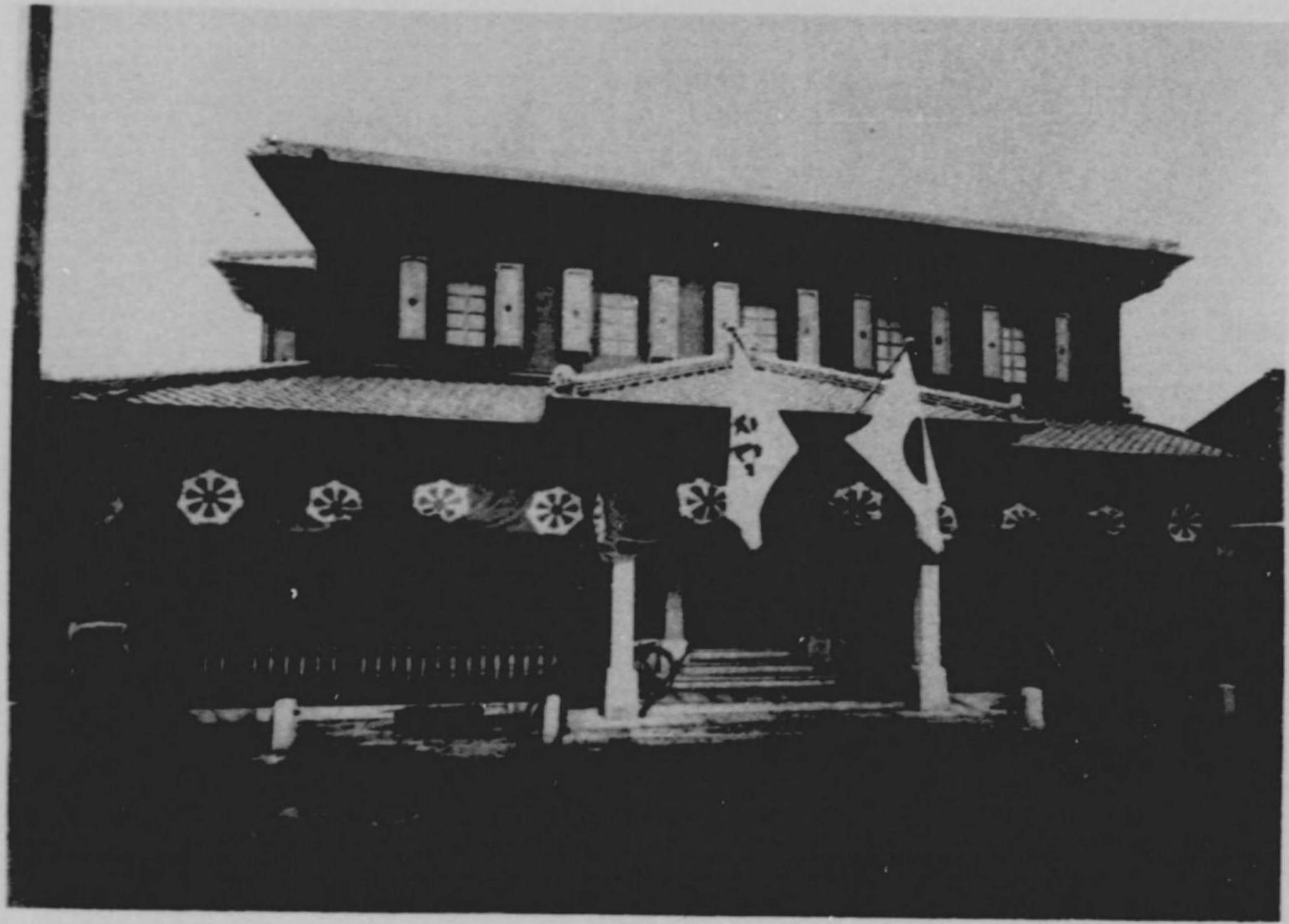
第十七国立銀行最初の営業所と其の附近の景観（明治二十年頃）



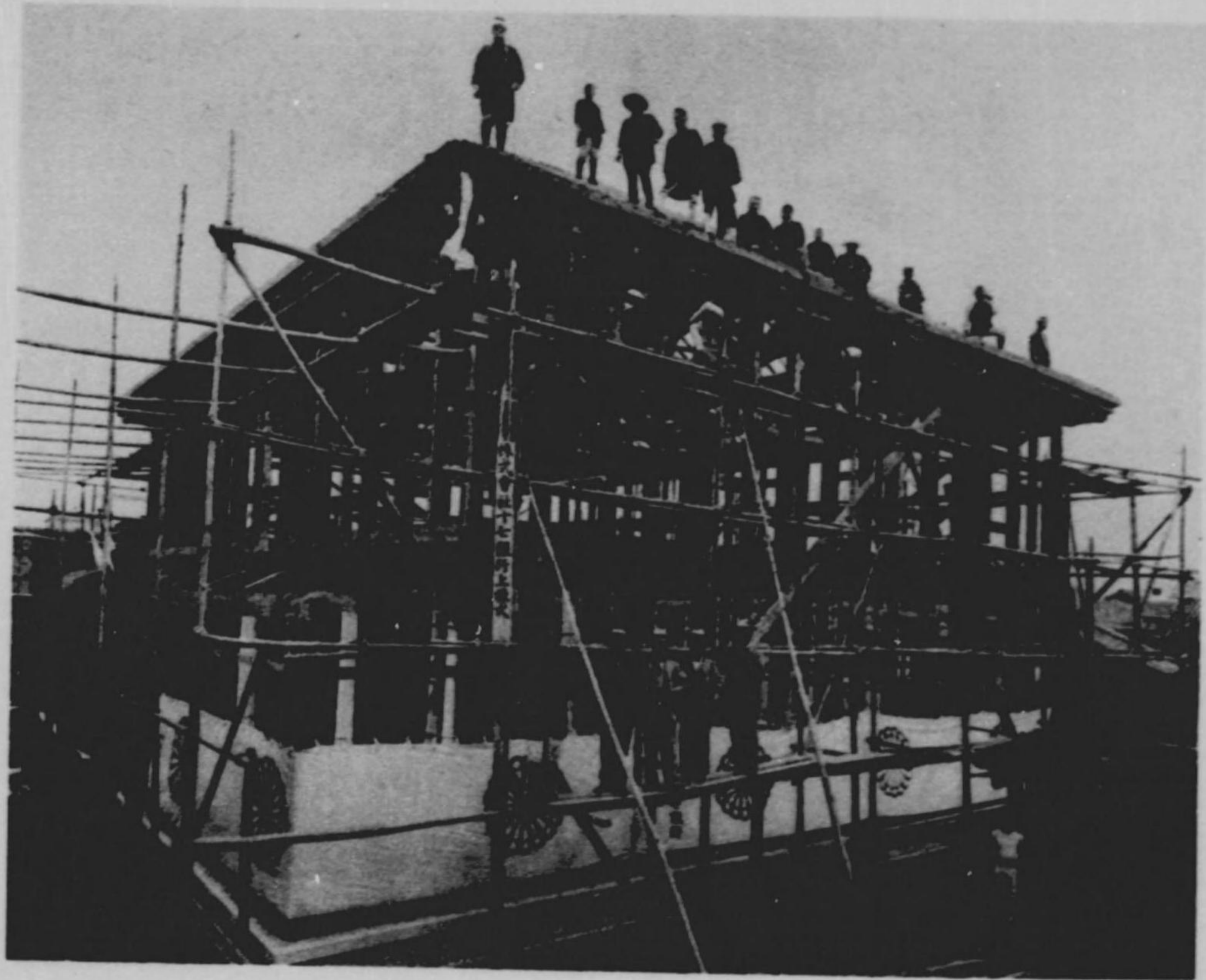
現在営業所と其の附近



本 店 新 館



舊本店落成當時



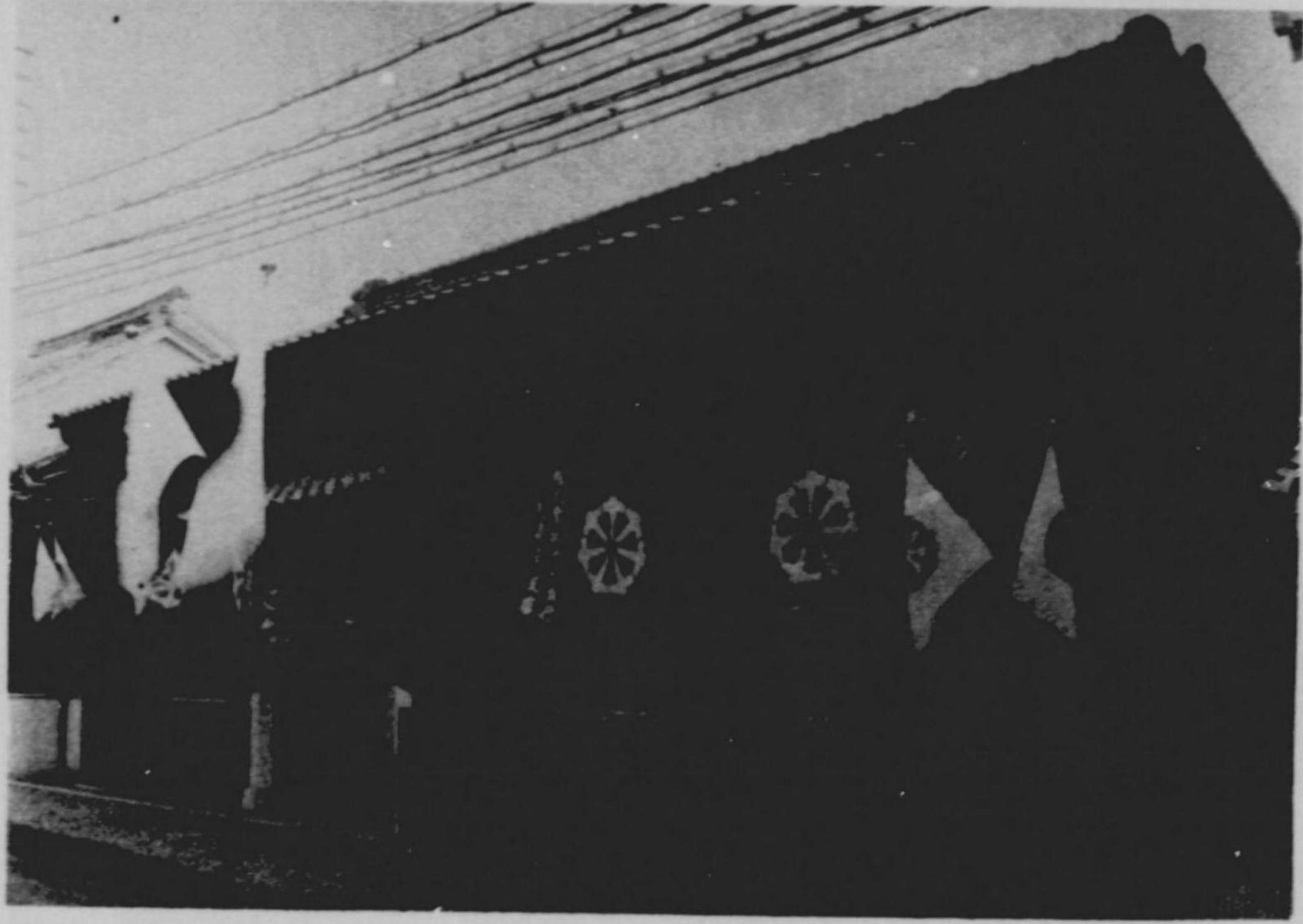
舊 本 店



舊 本 店



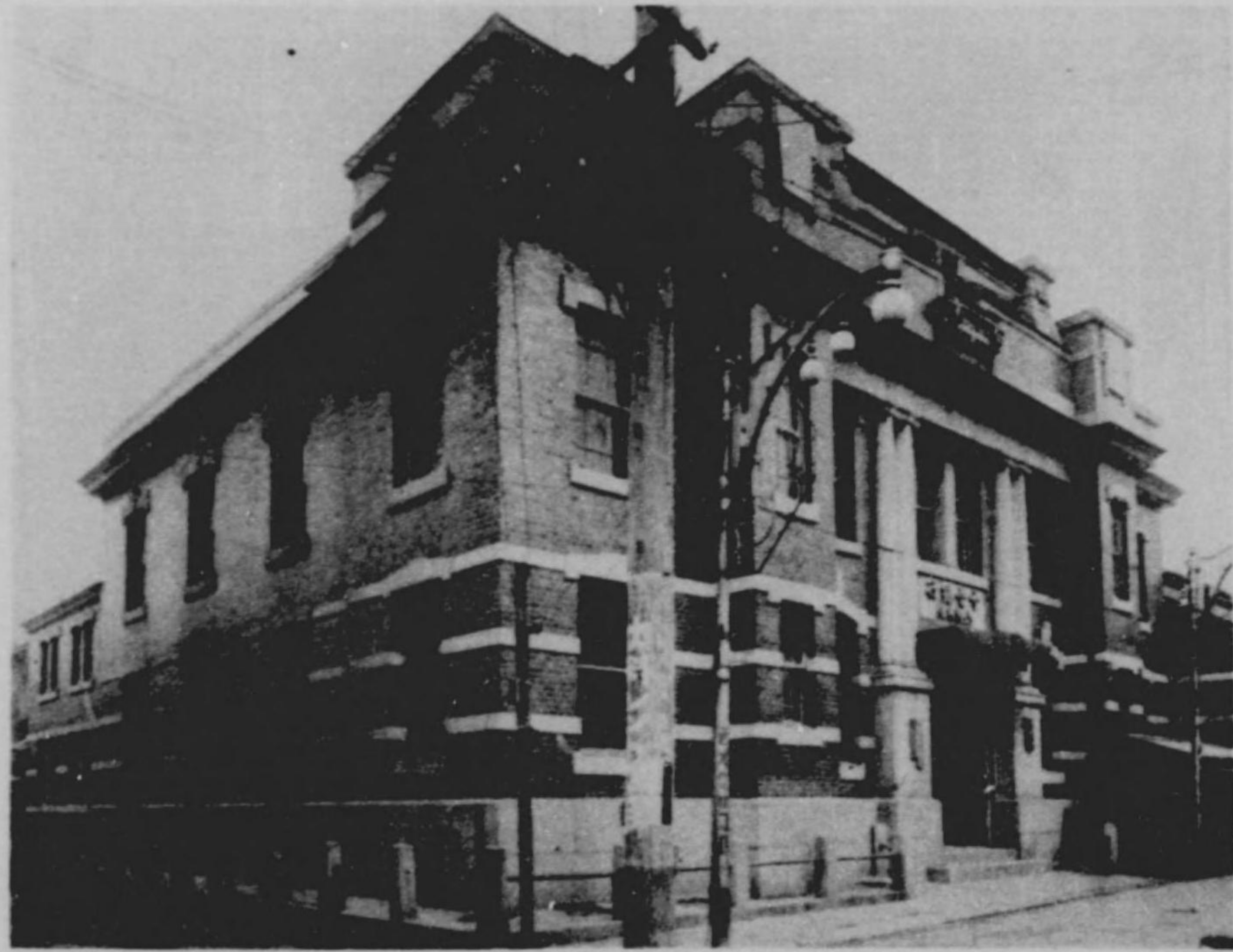
舊本店營業部



舊久留米支店



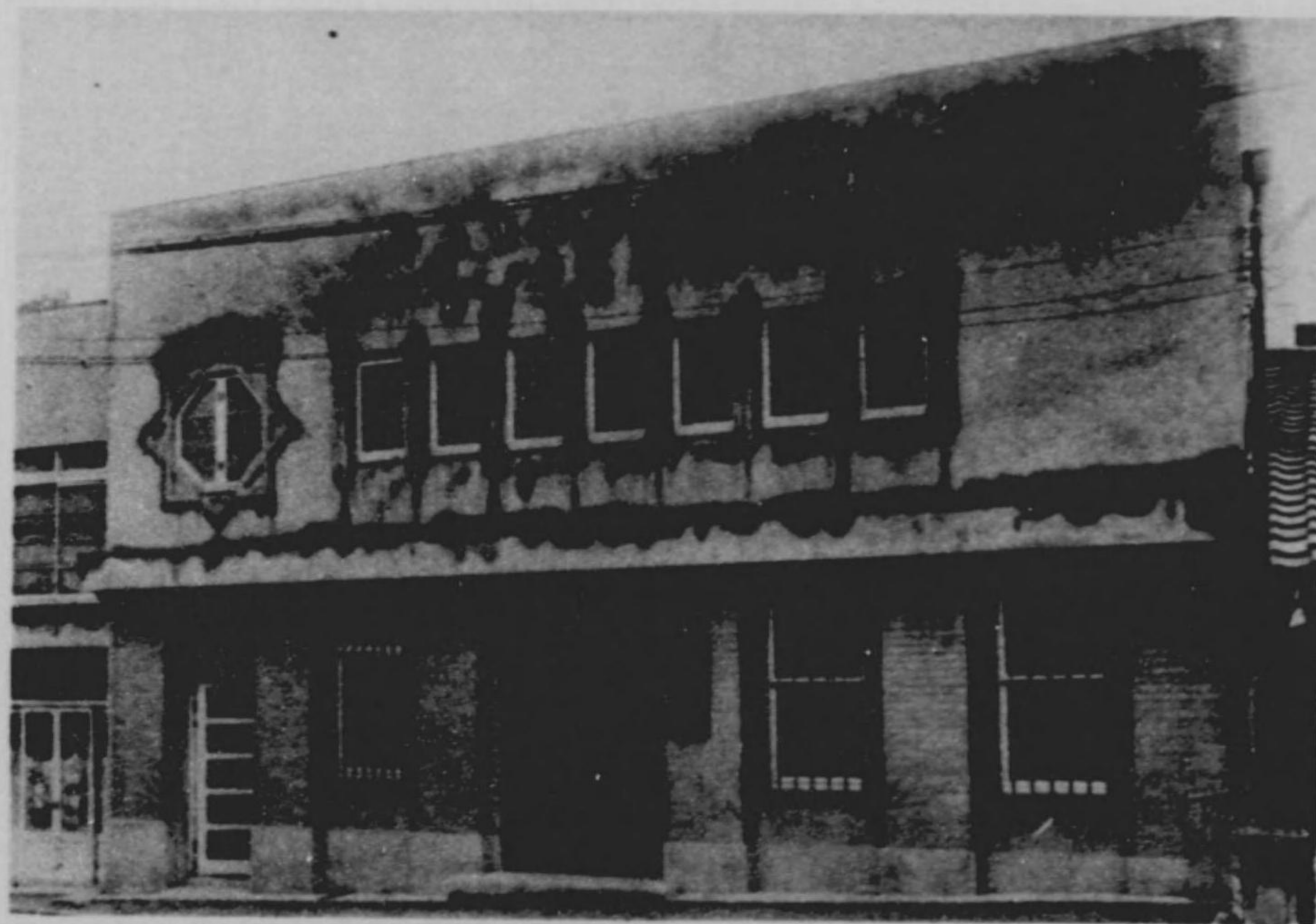
藏本町支店



八幡支店



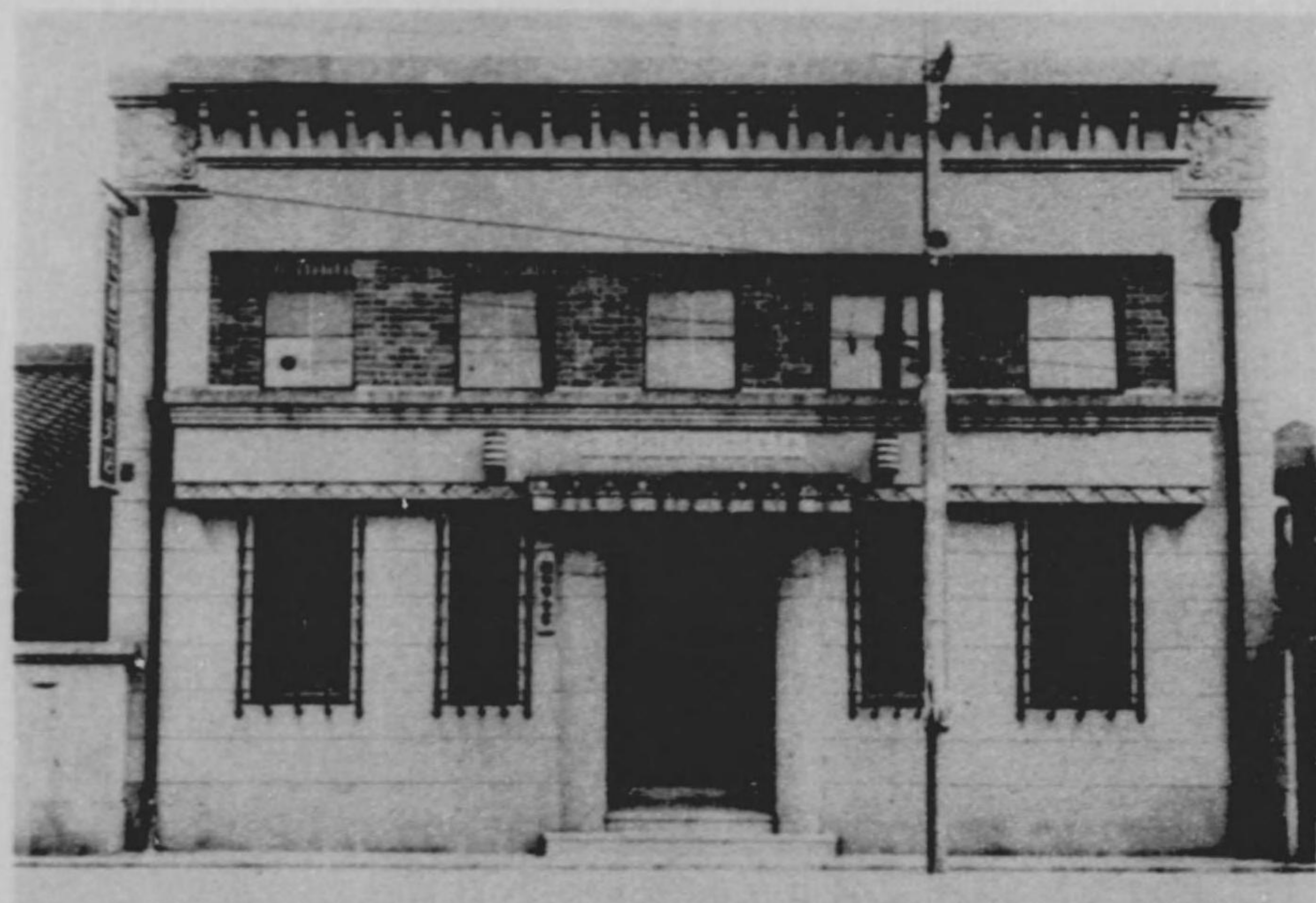
天神町支店



伊田出張所



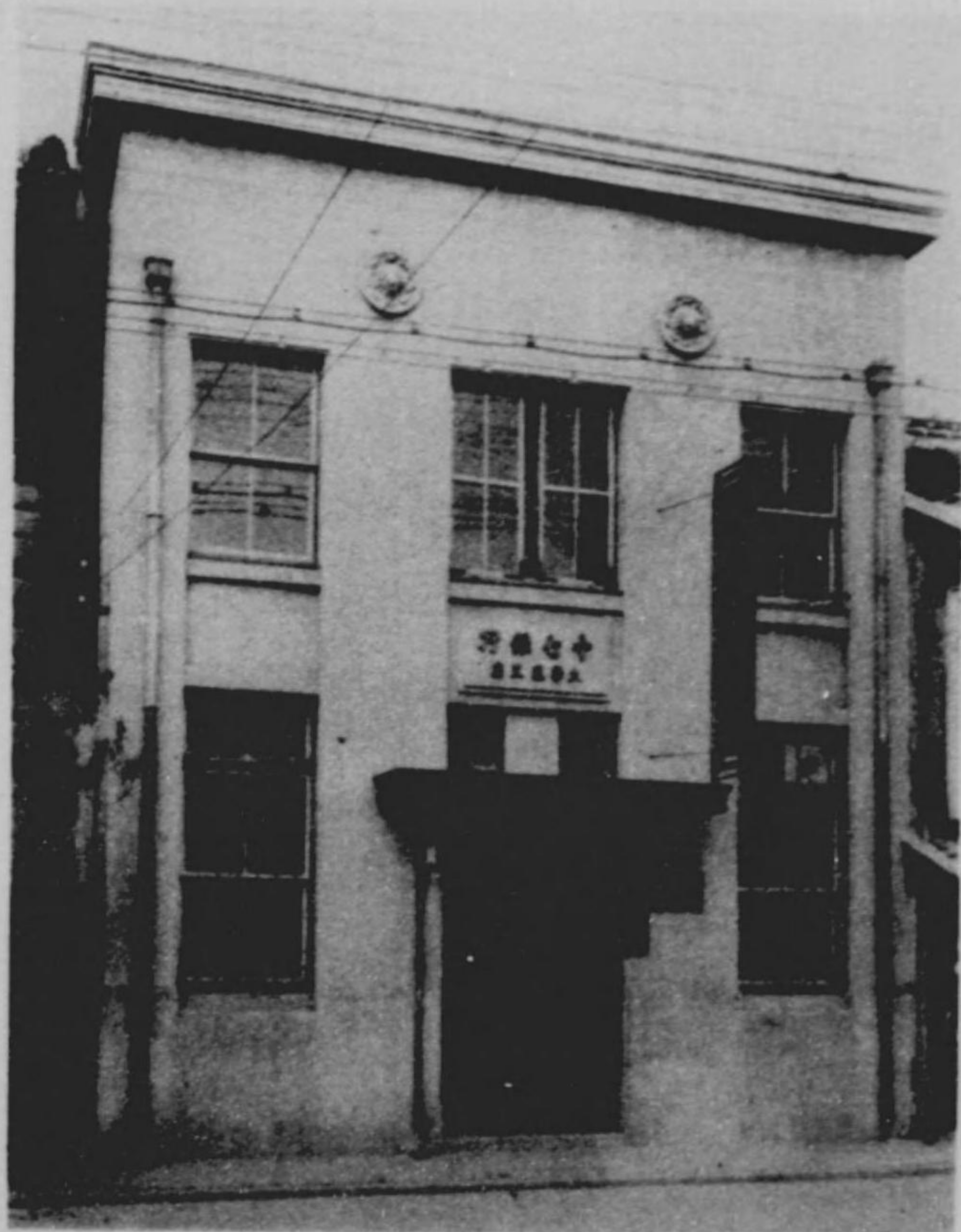
行橋支店



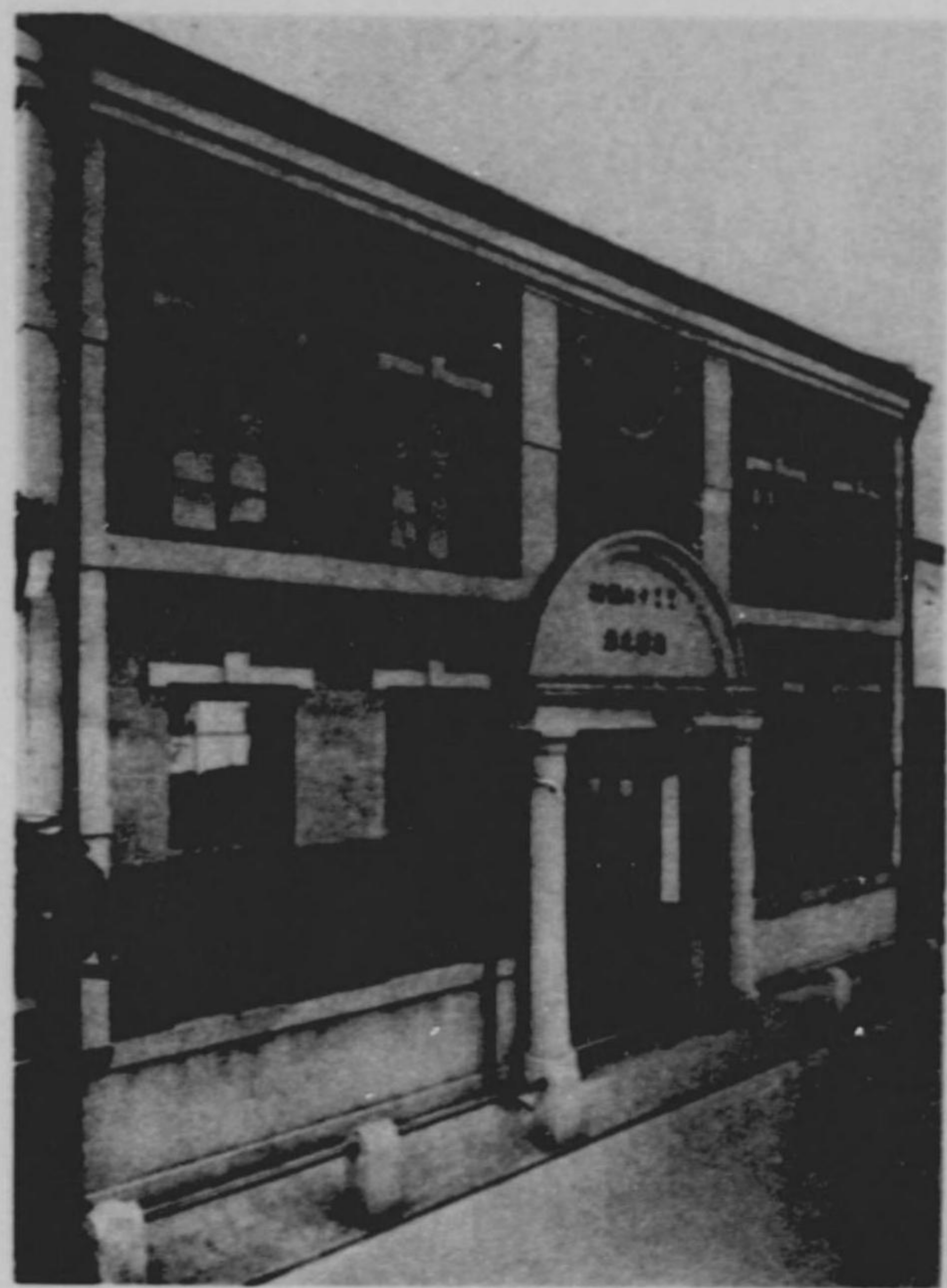
黒門支店



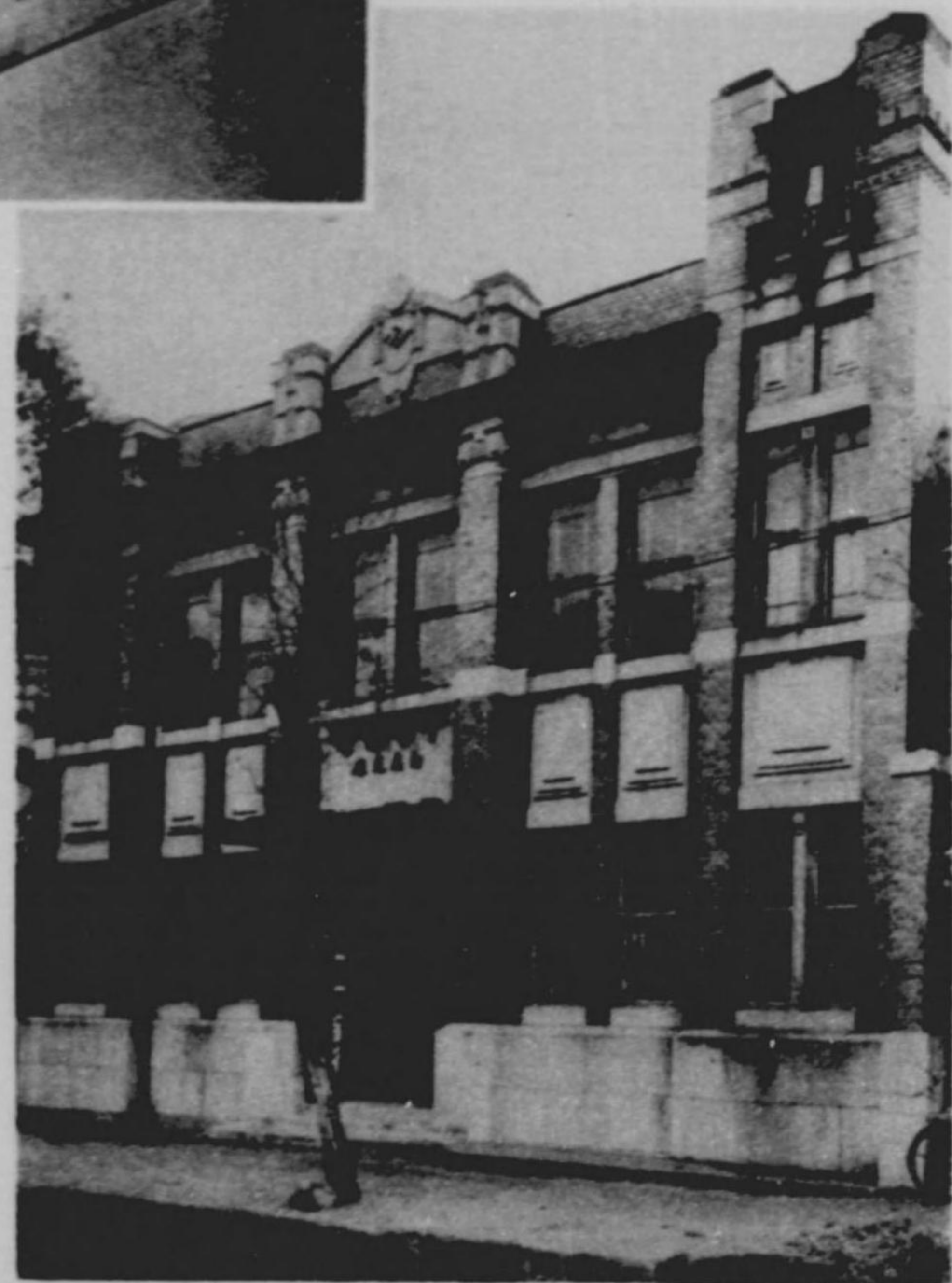
戸
畑
支
店



大
學
通
支
店



唐
津
支
店



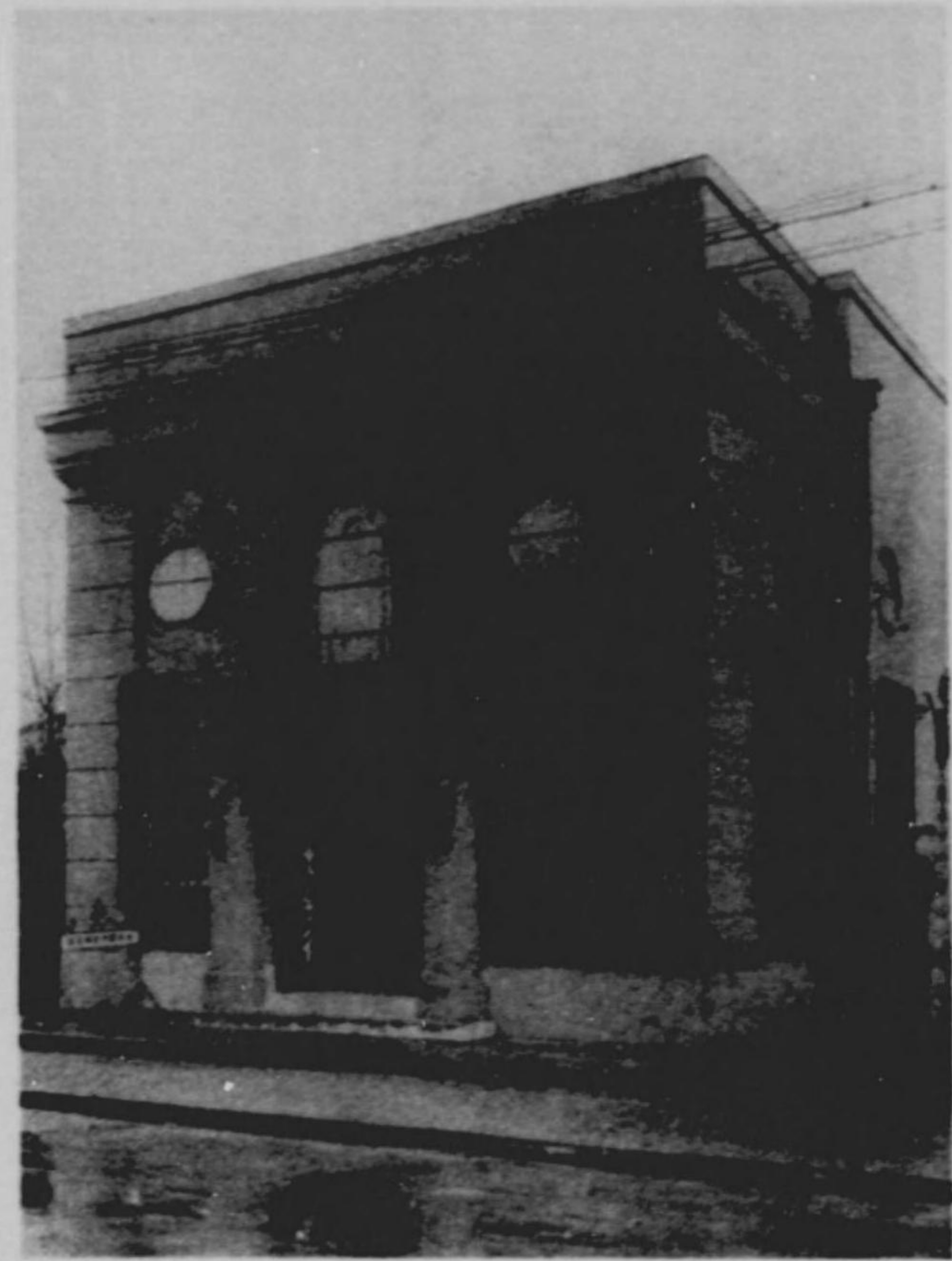
折
尾
支
店



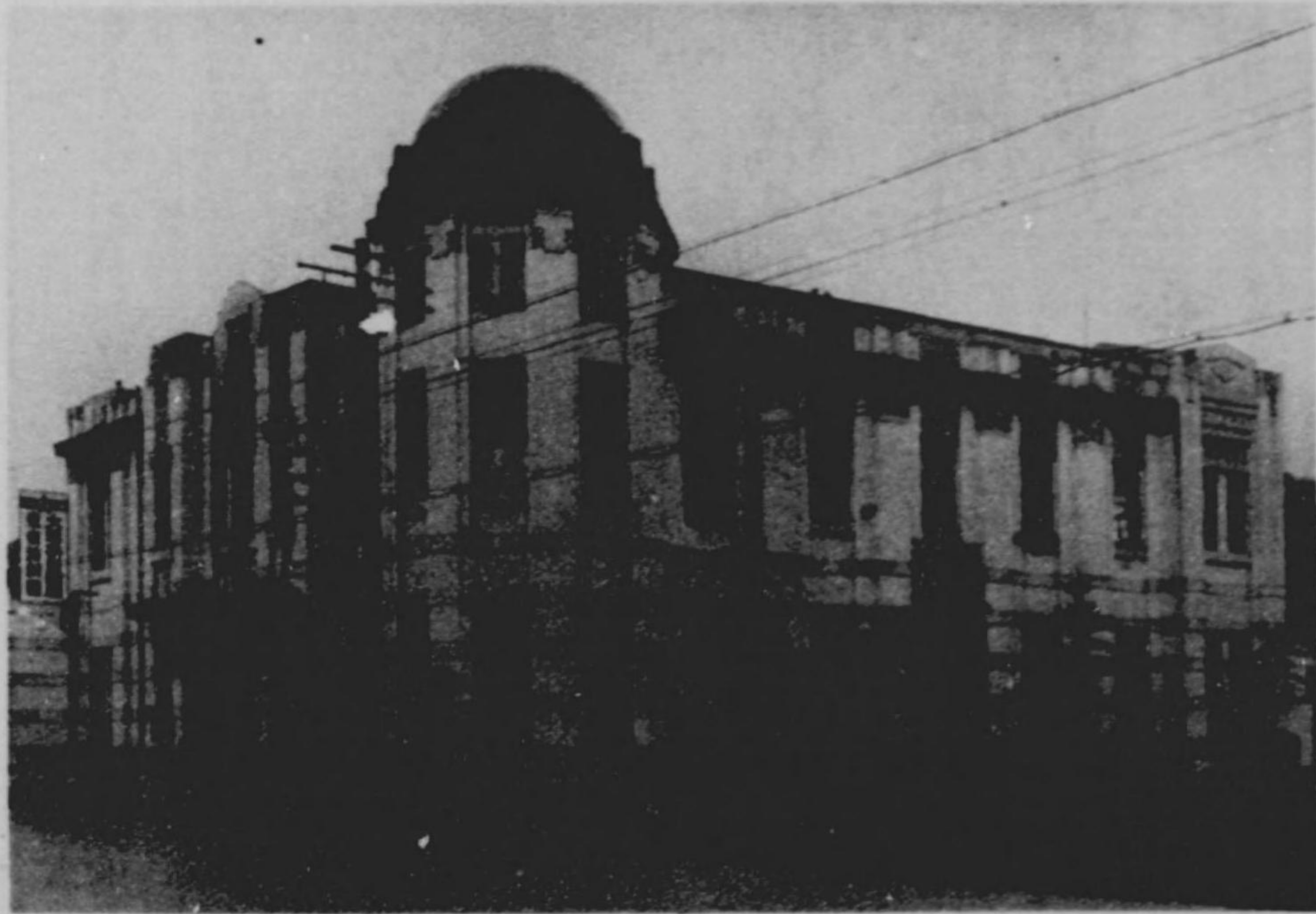
小倉支店



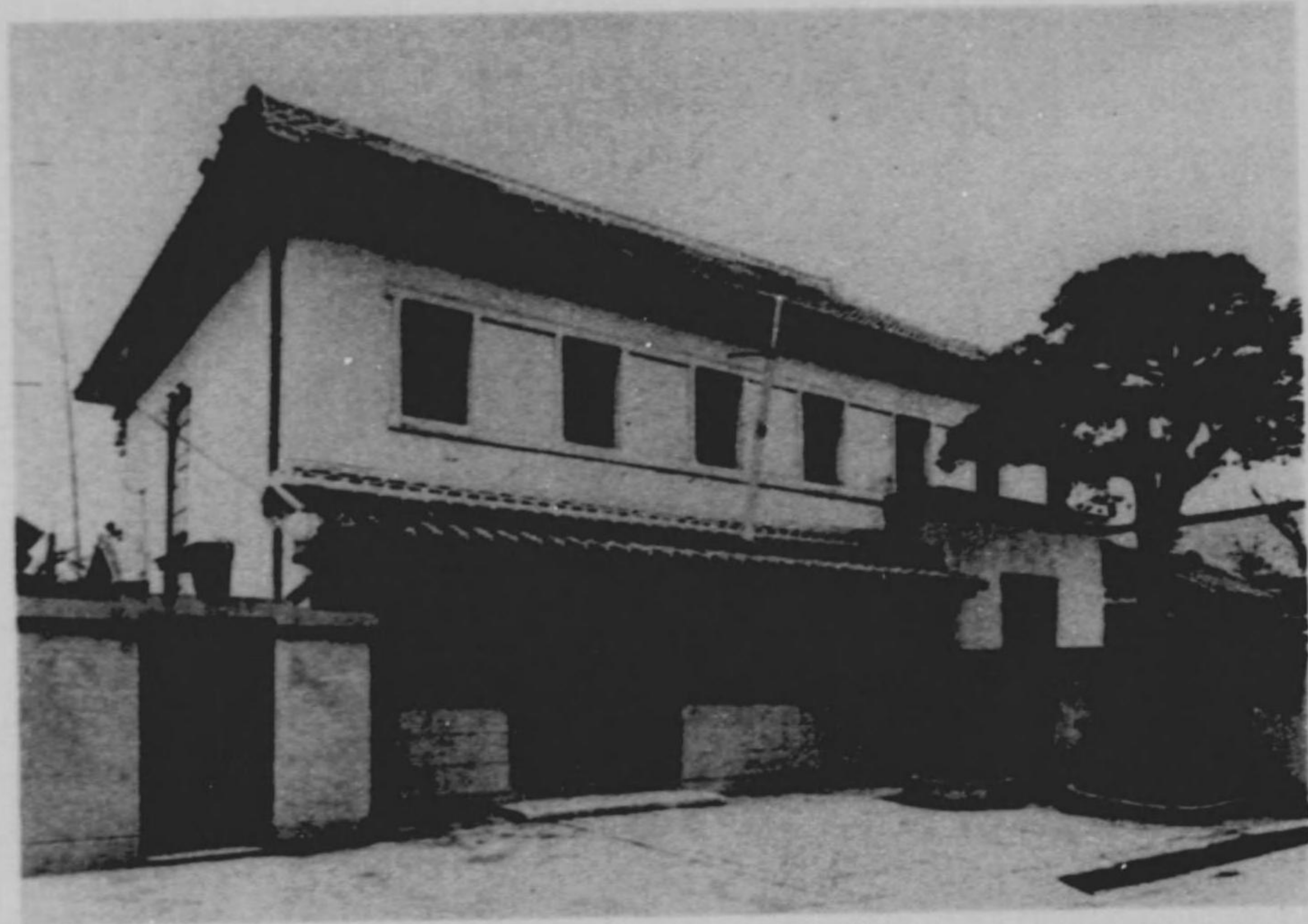
城島支店



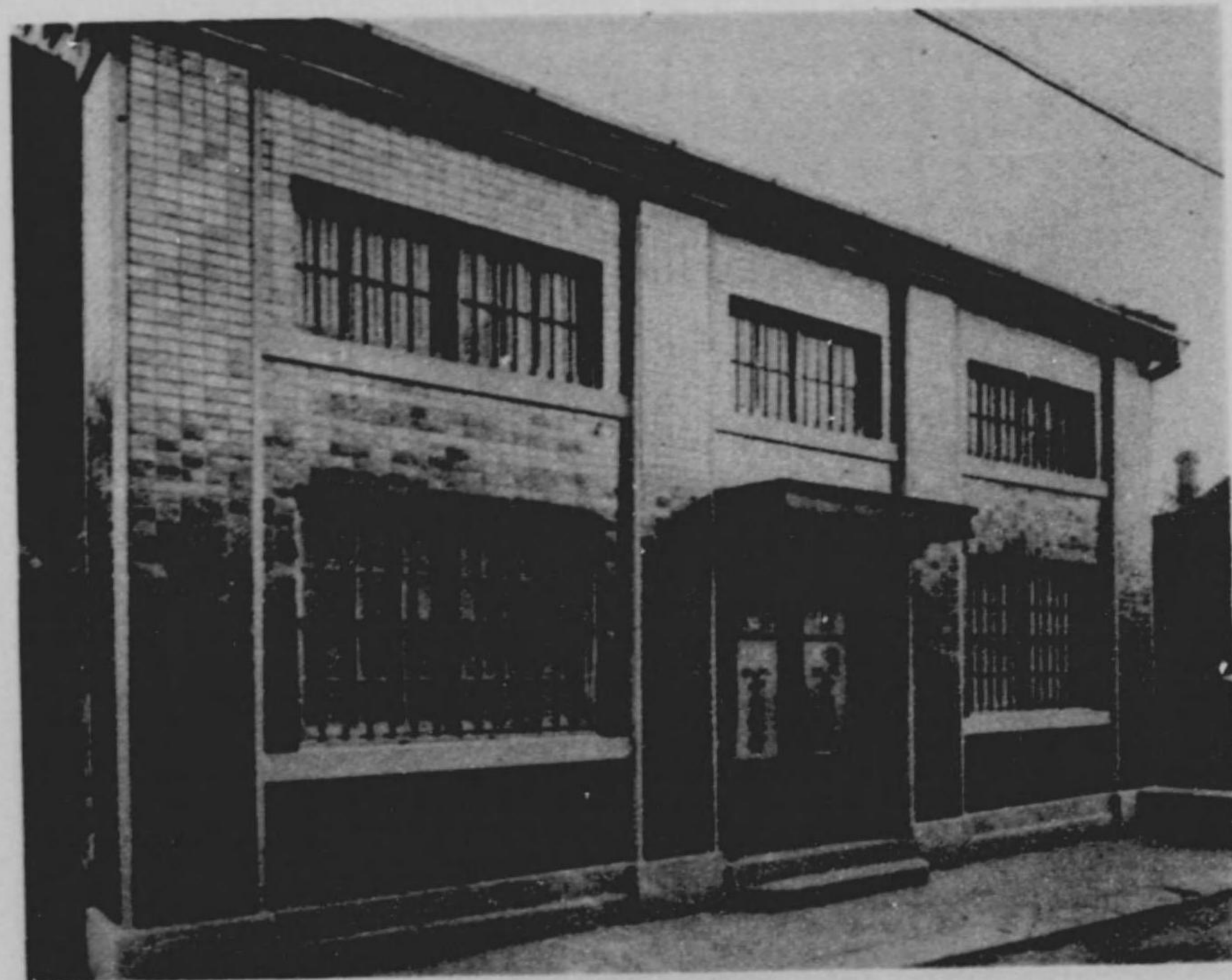
東郷支店



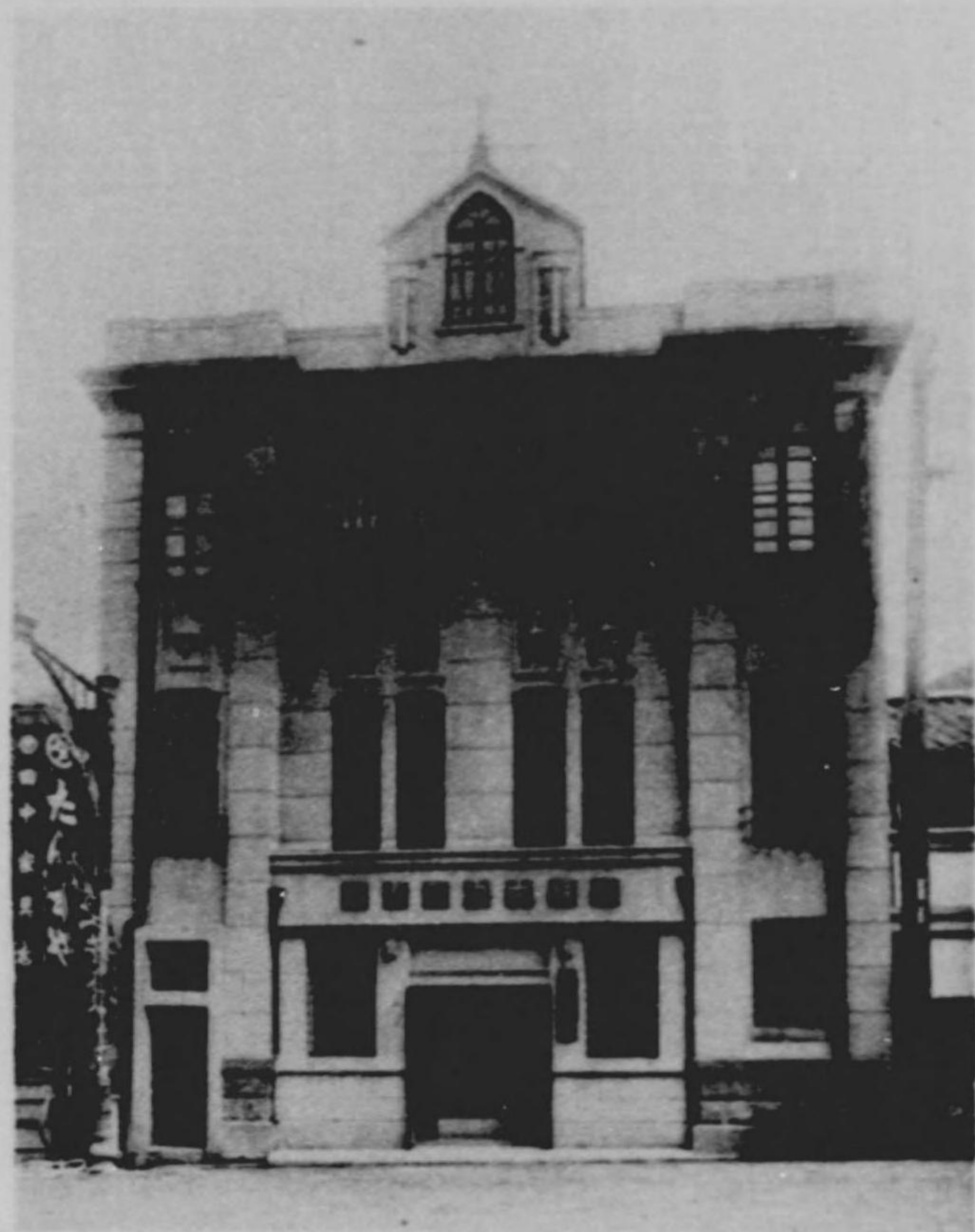
箱崎支店



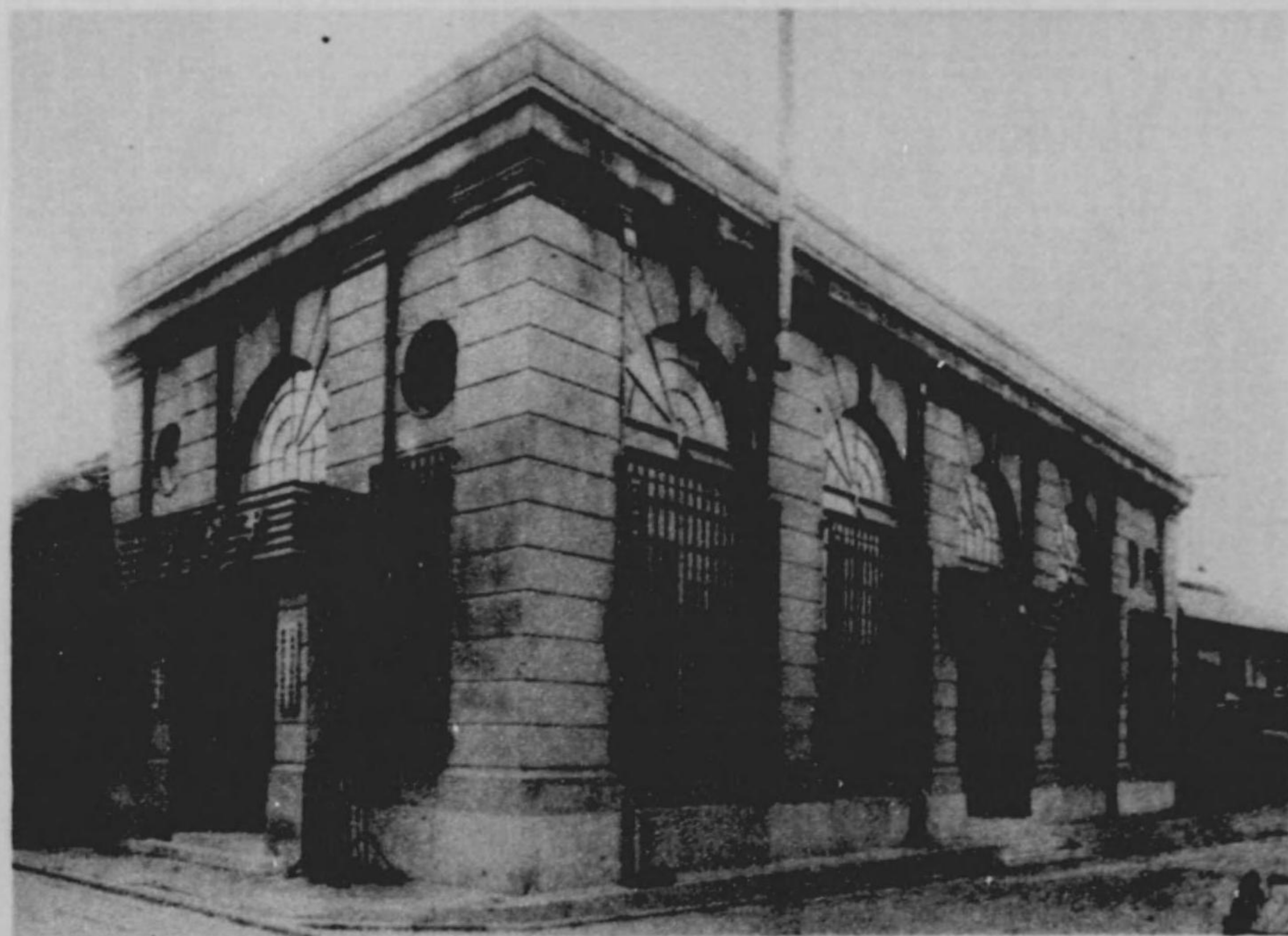
中 津 支 店



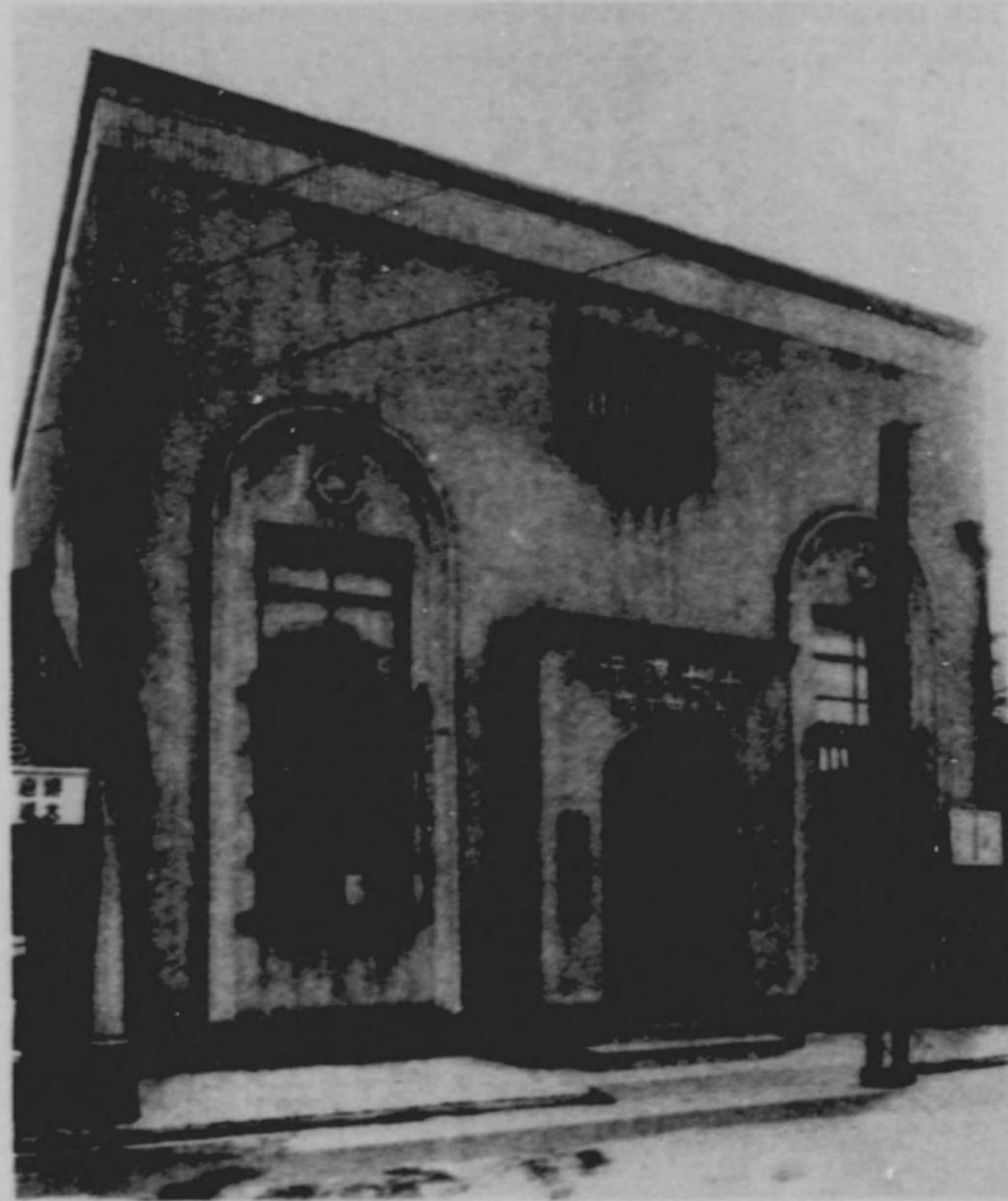
羽 犬 塚 支 店



中央區支店



後藤寺支店

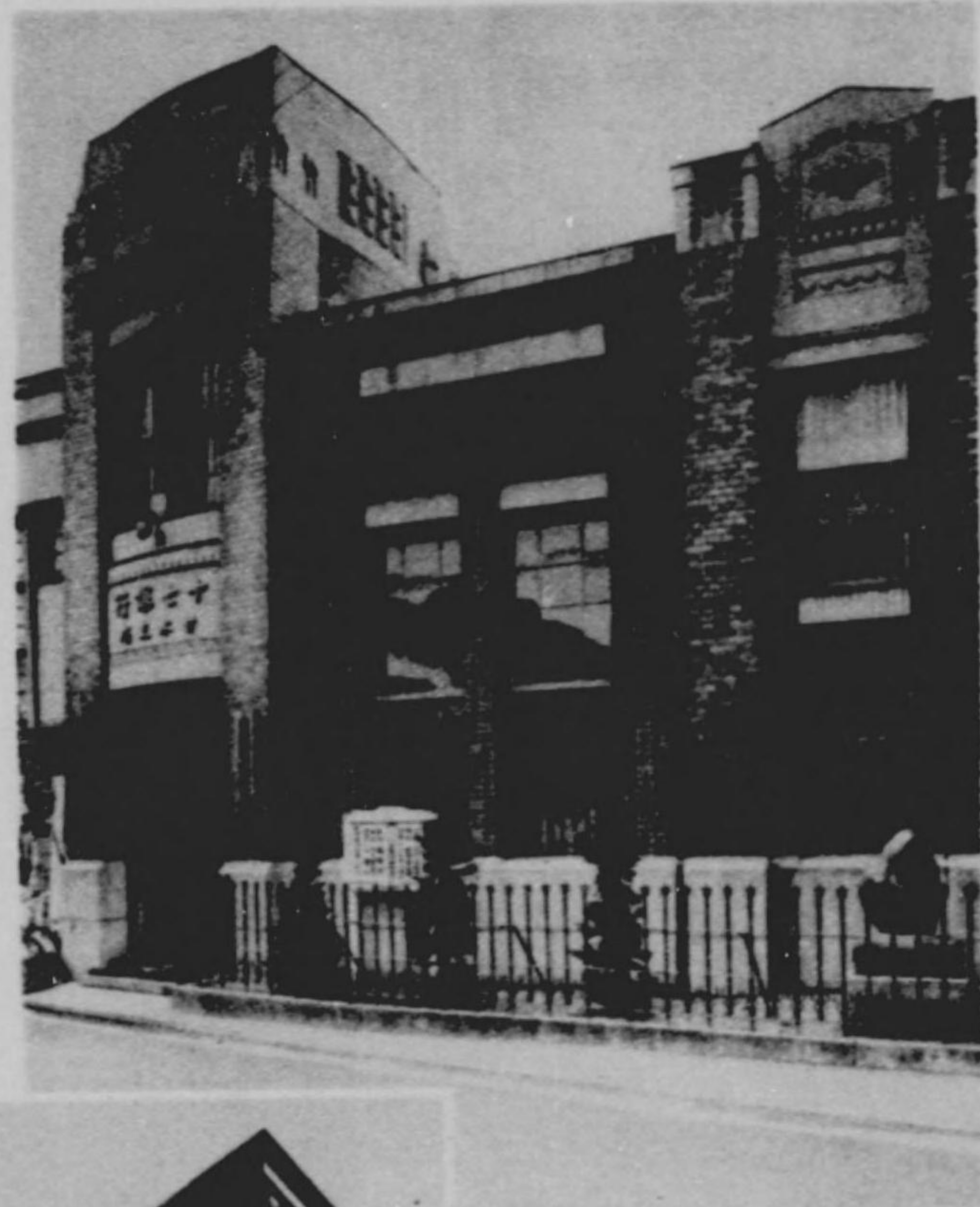


大牟田支店

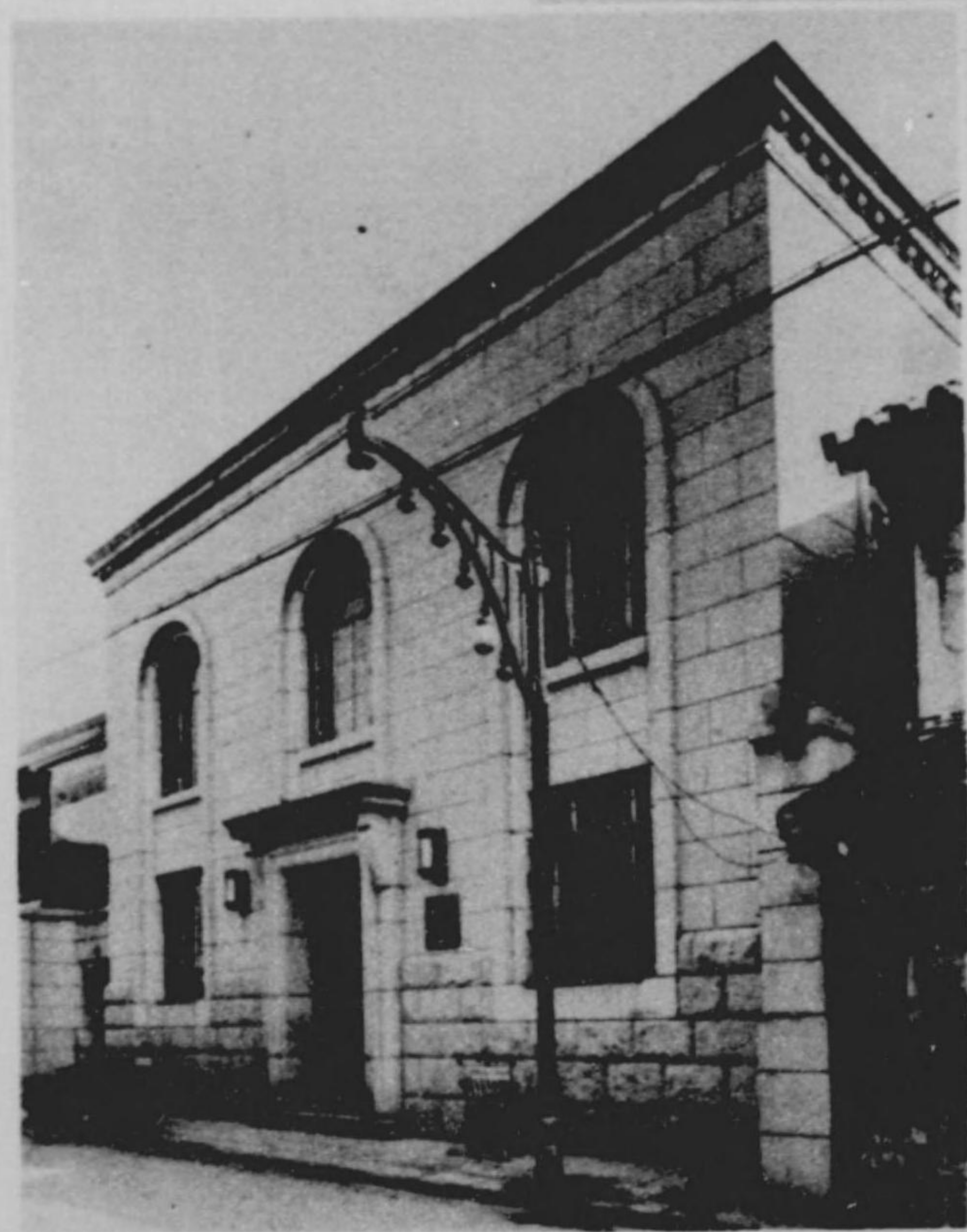


飯塚支店

深田源次郎

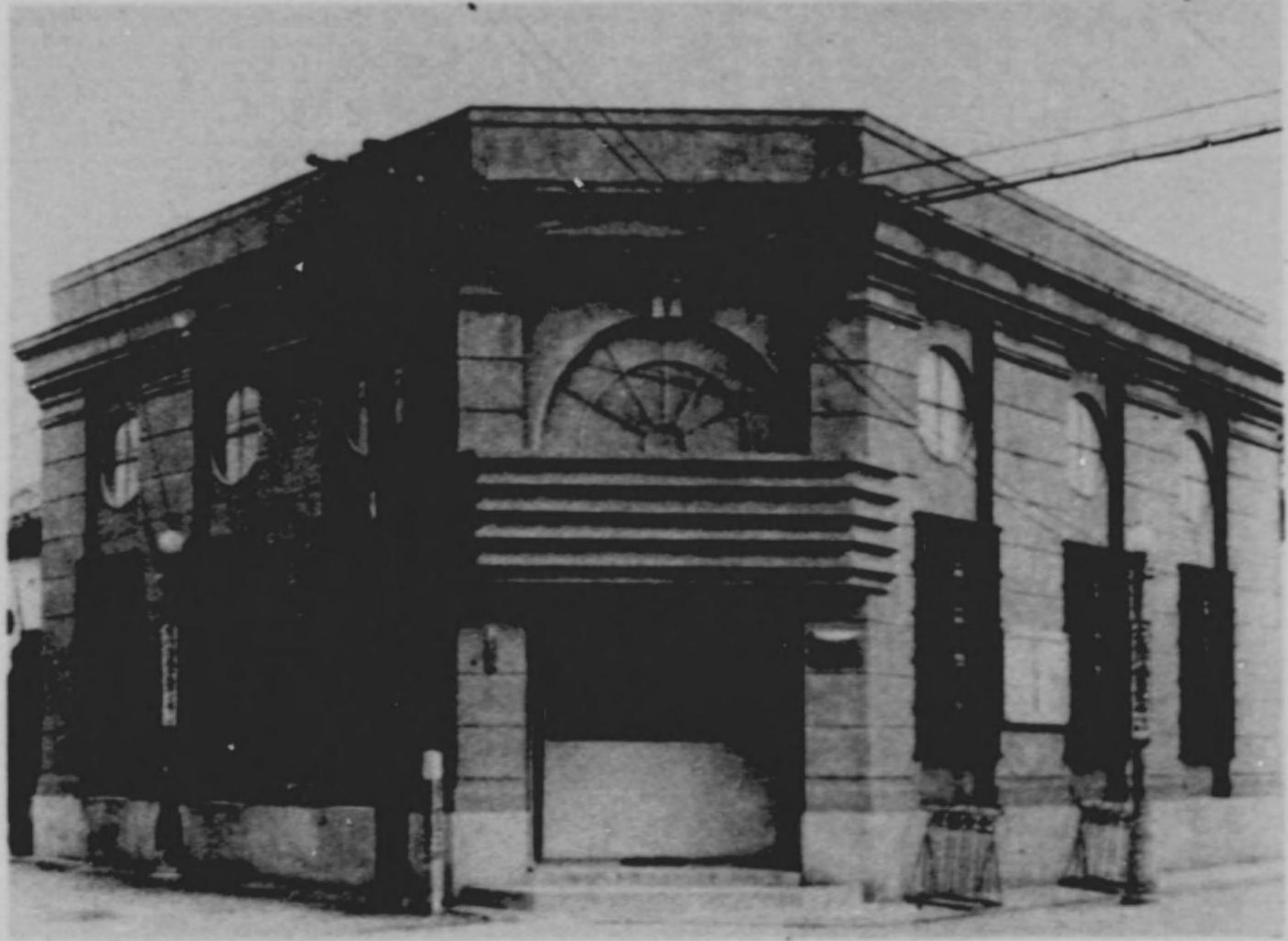


甘木支店

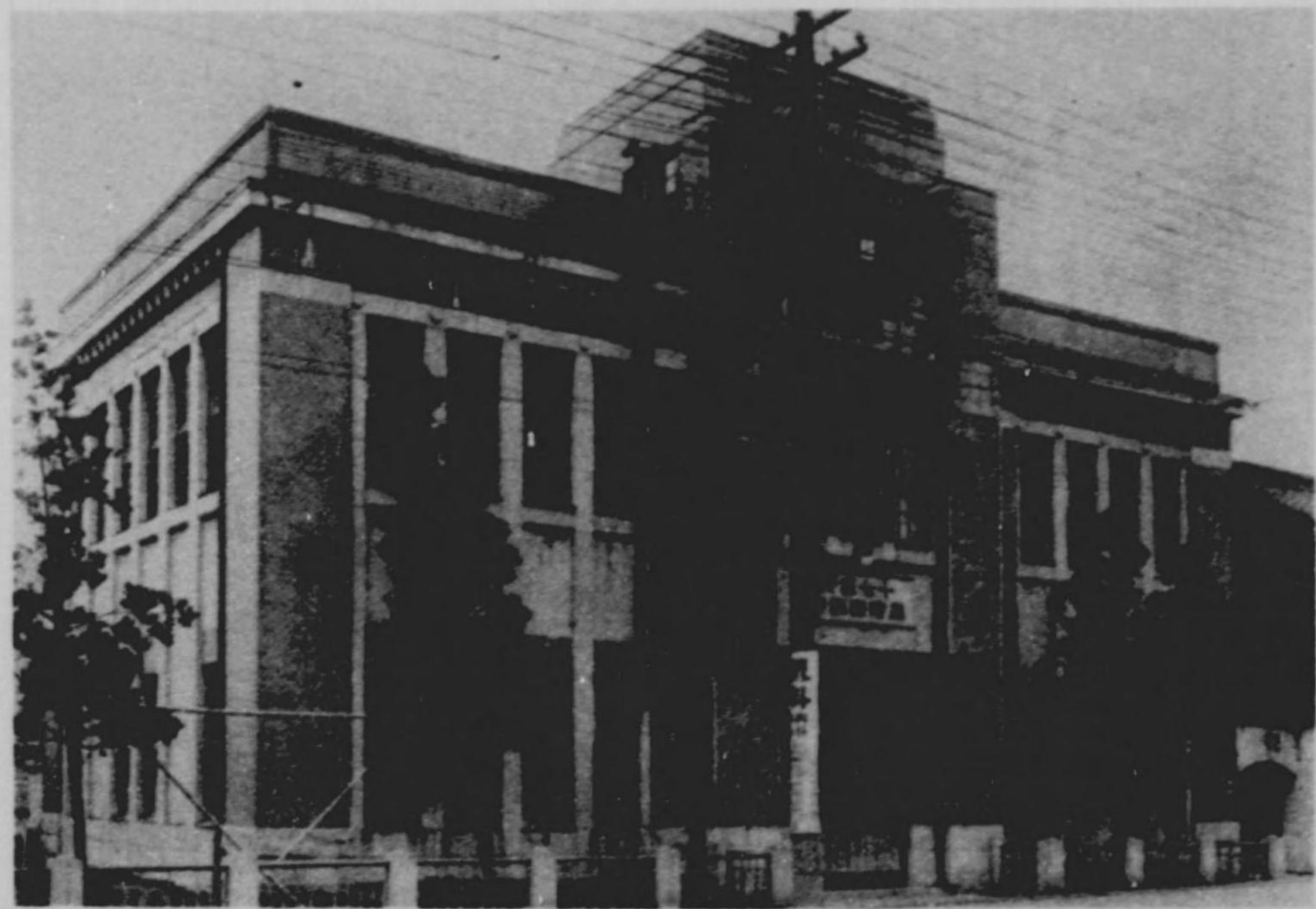


久留米支店

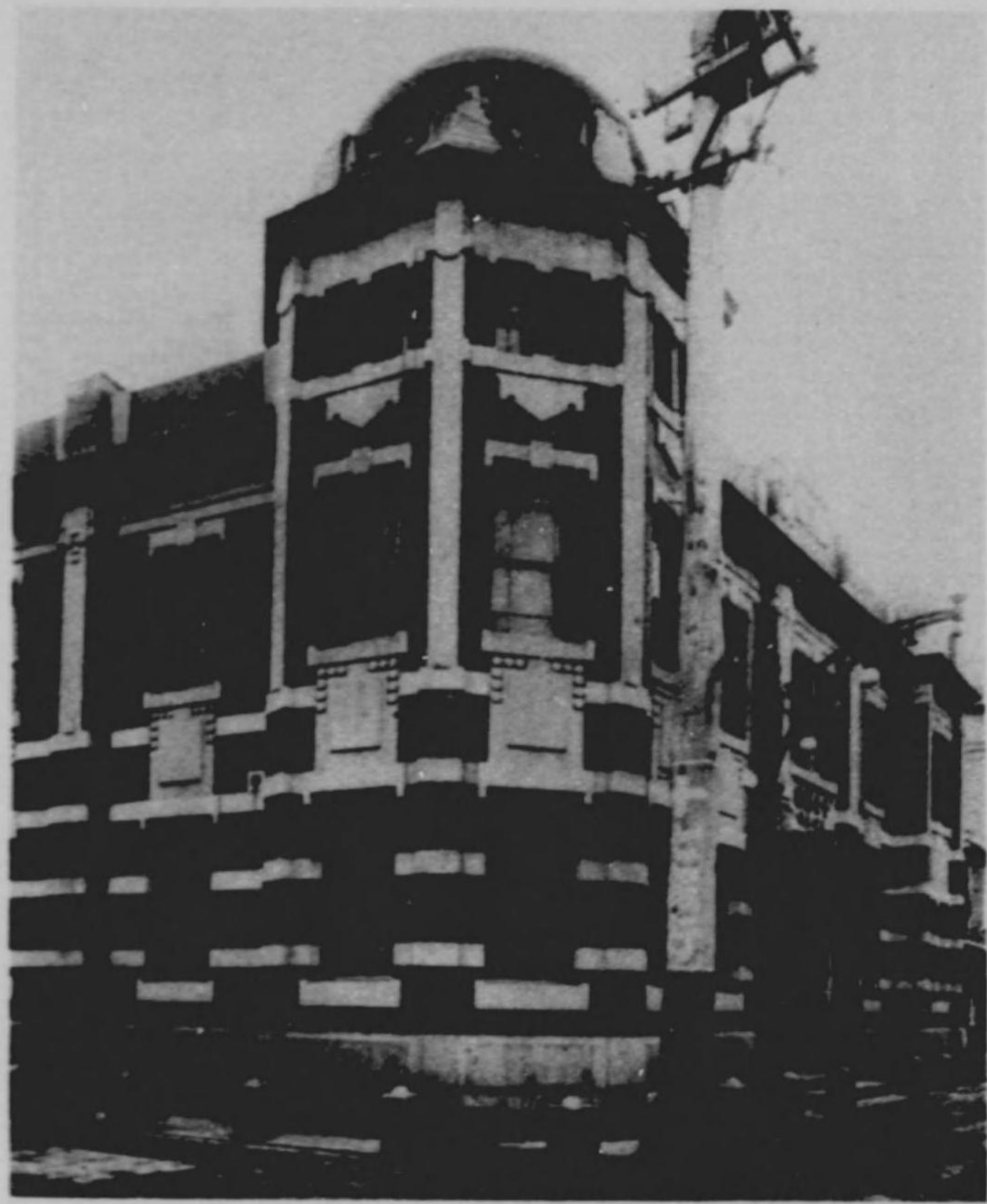
久留米支店



福島支店



黒崎出張所



直方支店



榎津支店



福岡藩札裏面



天保年間發行。秋月藩札。
「銀貳匁」の文字を中心に、
右側の篆字は「通用銀札」同
く左側は「天保大發」下部の
印章には「領地通賣、秋月役
所」と刻してある。



嘉永三年發行。福岡藩札。
「預銀三分」の文字を中心に
右側の篆字は「嘉永庚戌」同
く左側は「改正通用」上部の
額には「誠意誠心」下部の印
章には「富國安民」と刻して
ある。



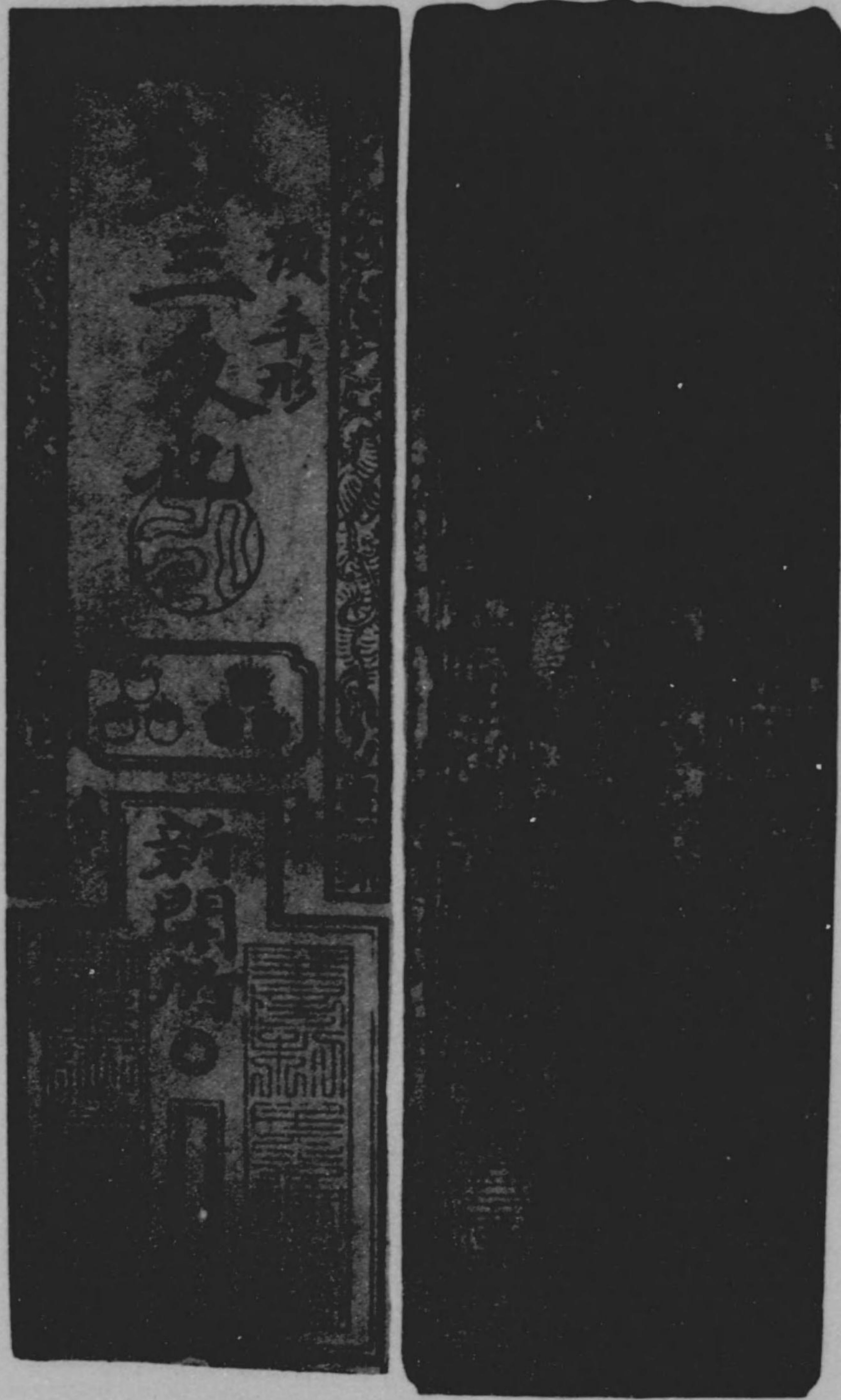
福岡藩札裏面



天保年間發行。秋月藩札。
「銀貳匁」の文字を中心に、
右側の篆字は「通用銀札」同
く左側は「天保大發」、下部の
印章には「領地通寶、秋月役
所」と刻してある。



嘉永三年發行。福岡藩札。
「預銀三分」の文字を中心に
右側の篆字は「嘉永庚戌」同
く左側は「改正通用」、上部の
額には「誠意誠心」、下部の印
章には「富國安民」と刻して
ある。



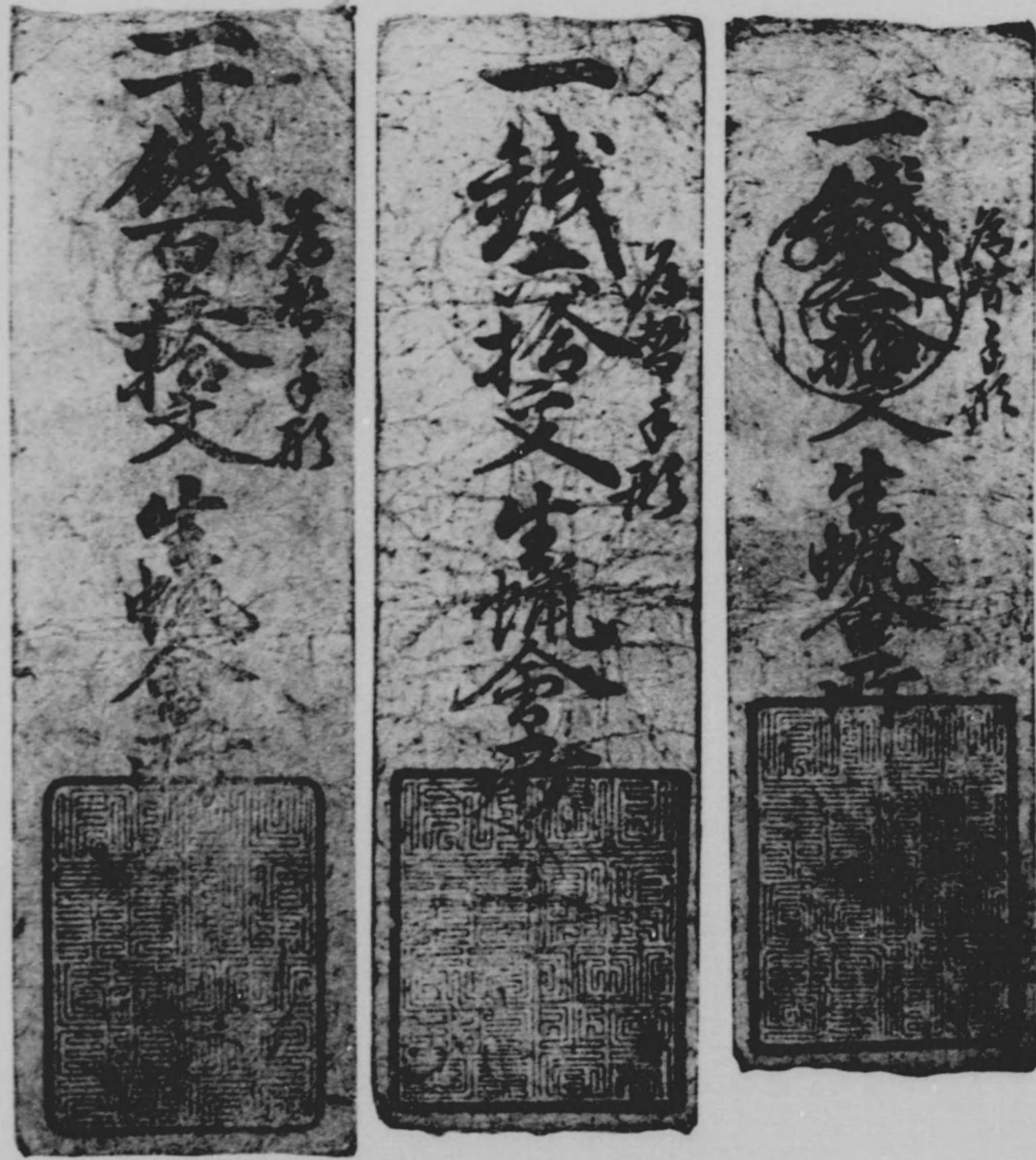
嘉永六年奈多濱干拓の際発行した銀札。
下部左右の篆字には「善制兕通貨」「○御陣所命」の文字が判読される。

明治二年発行。銀島最後の銀札。
（預銀三拾丸）の文字を中心に右側の篆字は「明治己巳」同く左側は「改正通用」上部の額には「誠意誠心」下部の印章には「富國安民」と刻してある。
銀島銀札の處分を完了したのは明治十二年である。
寫眞の銀札に「千四百五拾三」と墨書してゐるのはその處分の際の記事と認めらるゝ。



嘉永六年奈多濱干拓の際發行した銀札。
下部左右の篆字には「善制兇通貨」「○御陣所命」の文字が判讀される。

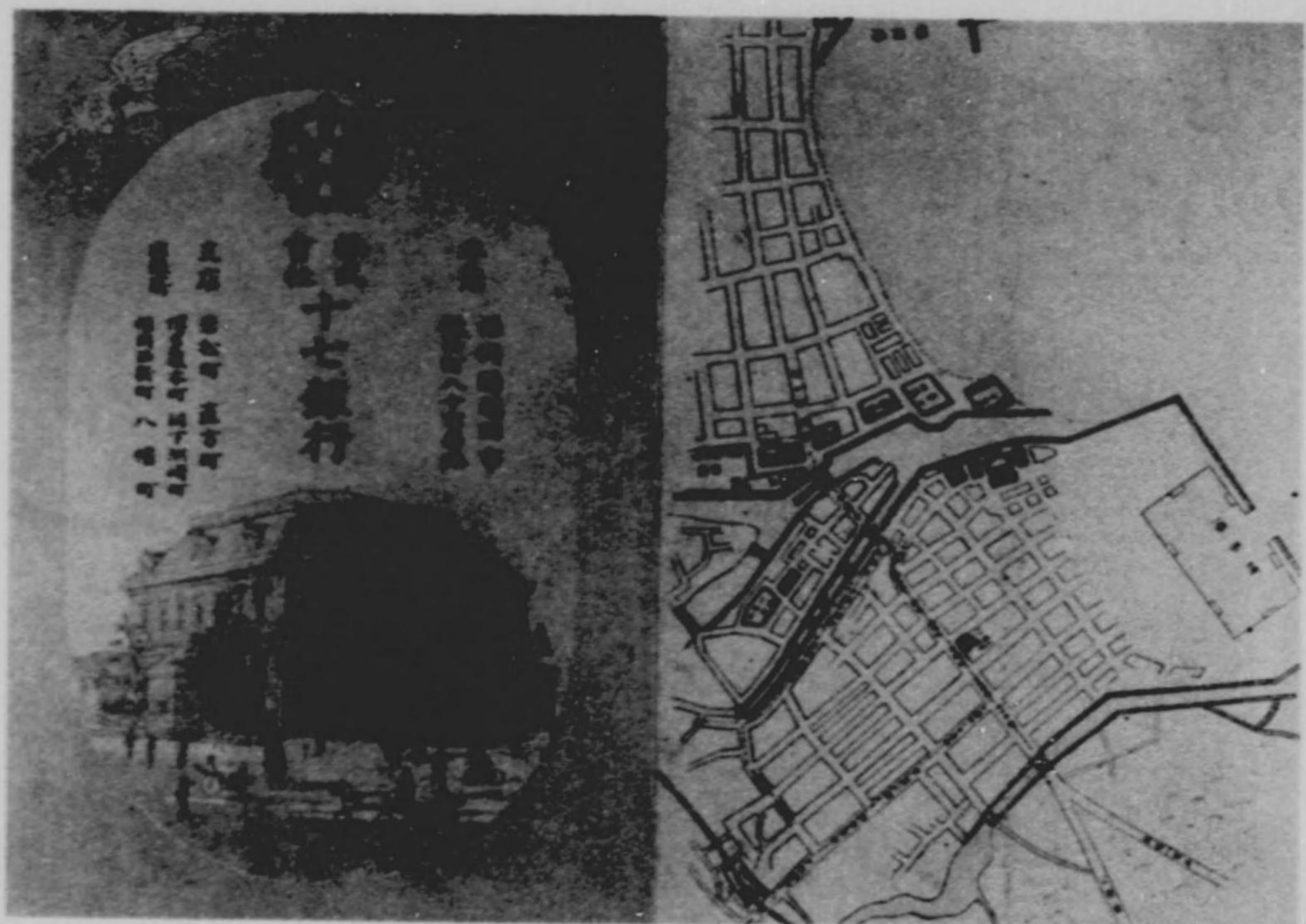
明治二年發行。福島藩最後の銀札。
「預銀三匁」の文字を中心とし、右側は「明治二年」、左側は「改定通用」、上部の欄には「誠意誠心」、下部の欄には「富強安民」と刻してある。
福島藩札の区分を定めたのは明治十二年である。
寛政の銀札に「予内百五拾三」と記されているのはその区分の類り記入と認められる。



生蠟取引に使用した爲替手形（明治十年頃迄行はれた。）



明治十年ニ發行シタル壹圓紙幣



○ 株式十七銀行營業案内

今般當銀行ノ執務方針其他總テ刷新改良ヲ加ヘ萬事確實簡便ヲ旨トシテ取扱可申候間倍舊ノ御取引希上候

- 一 商業手形ノ割引
- 一 擔保品附手形ノ割引
- 一 荷島發送金及七代金取立
- 一 定期預金
- 一 當座預金
- 一 小口當座預金
- 一 當座貸越金
- 一 有價證券ノ賣買
- 一 國庫金及轉金庫ノ取扱
- 一 利率ノ事

○ 預金利率 (明治三十七年六月一日改)

一 定期預金 (三ヶ月以上)	年六分
一 當座預金 (全額二層)	年六分
一 小口當座預金 (全額四層)	年六分

右ノ通御座候也

明治三十七年六月

株式十七銀行

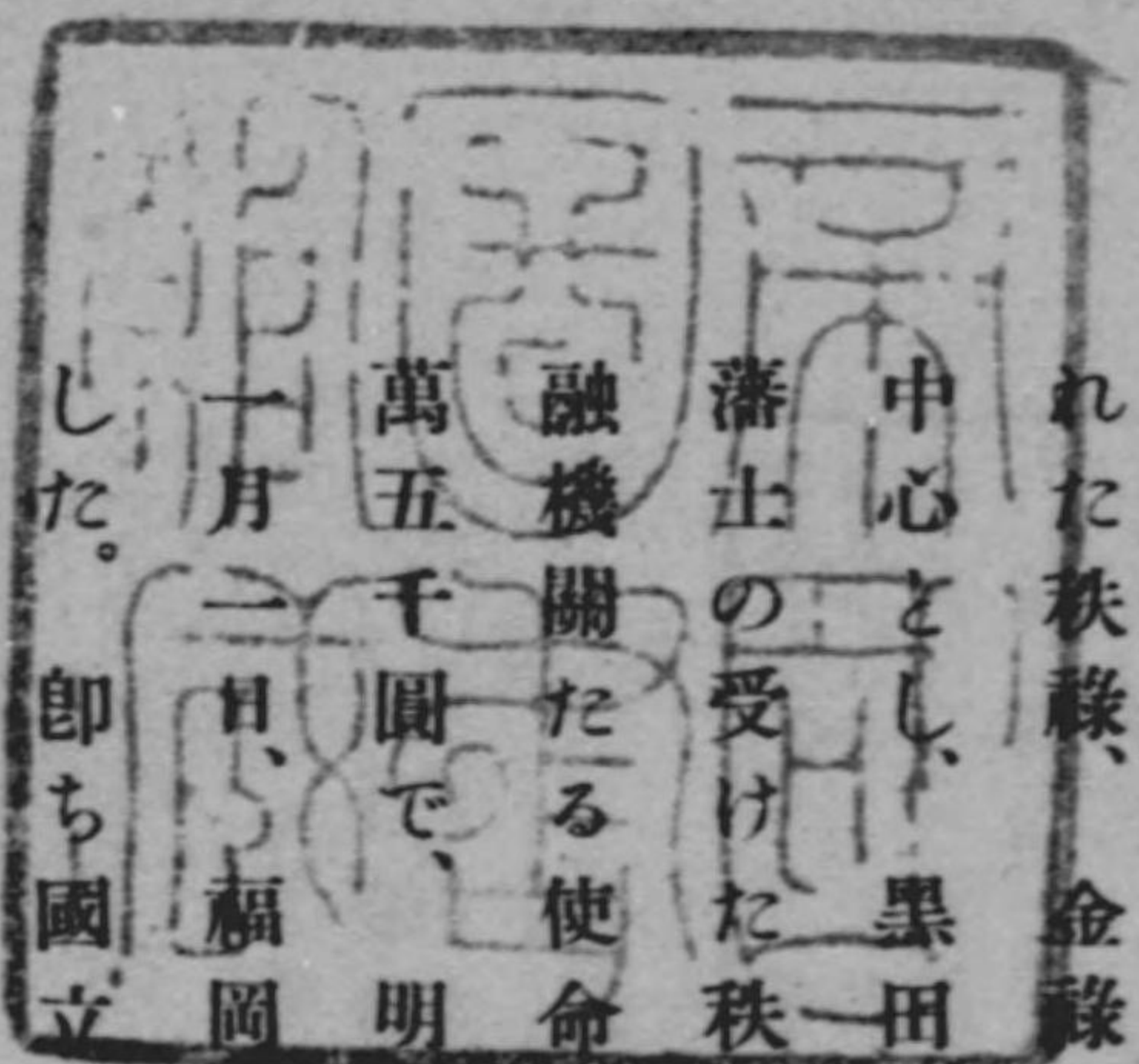
顧問 男爵金子堅太郎
同 安田善次郎



第一章 國立銀行時代

第一章 國立銀行時代

第一節 創立



第十七國立銀行は、明治維新後廢藩置縣に際し、政府より舊藩士に交付された秩祿、金祿公債の保護管理のため、政府の慫慂に依り、舊藩主黒田家を中心とし、黒田一雄外十四名氏名並に出資額は別紙の通の發起に依り、當時藩止の受けた秩祿、金祿公債の大部分を資本化し、併せて地方商工業者の金融機關たる使命を達成すべく創立されたものである。その當初の資本金は十萬五千圓で、明治十年九月二十二日附を以て開業免狀を下附せられ、同年十月二日、福岡縣下第一大區一小區福岡橋口町八十六番地に於て業務を開始した。即ち國立銀行として九州に於て第一番目、全國を通じて第十五番目の免許で、熊本第九國立銀行に先だつこと一ヶ月、東京第十五國立銀行に先だつこと五日である。

(明治十年九月二十三日、黒田家に提出した「株金収入表」は、創立當時の株主並に出資額を識る唯一の現存文献であるから、左に掲出する。)

株金収入表

一、資金拾萬五千圓

○牛高入金済ノ上検査有之而後開業免狀並創立證書、及定款奥印ノ分下附有之
○右開業免狀下附ノ日ヨリ以後遂テ自一回三十日迄二月賦入金ノ規則ナリ

内 譯

牛高入金 七月十五日	一回 十二月二十二日迄	二回 十二月二十二日迄	三回 十二月二十二日迄	四回 十二月二十二日迄	五回 十二月二十二日迄	合計 即チ株金	氏名	(註。舊藩時代の地位、石高)
二萬圓	四萬圓	同	同	同	同	四萬圓	黒田一雄	老職。一六、二〇五石
一萬圓	二萬圓	同	同	同	同	二萬圓	佐野彌平	御用商。朝倉郡甘木町
一萬圓	二萬圓	同	同	同	同	二萬圓	未松政右衛門	同。糸島郡加布里
千五百圓	三百圓	同	同	同	同	三千圓	伊藤六右衛門	同。博多中對馬小路
千五百圓	三百圓	同	同	同	同	三千圓	瀬戸惣太郎	同。博多上土居町
千五百圓	三百圓	同	同	同	同	三千圓	中村五平	城代組。七石三人扶持
千五百圓	三百圓	同	同	同	同	三千圓	佐野三右衛門	御用商。朝倉郡甘木町
千五百圓	二百三十圓	同	同	同	同	二千三百圓	佐野佐平	同。同

千圓	二百二十圓	同	同	同	同	二千二百圓	大音素雪	中老。四、五一五石
千圓	二百圓	同	同	同	同	二千圓	岡部覺	馬廻組。一二〇石
千圓	二百圓	同	同	同	同	二千圓	樋口吉次	御用商。福岡、藥院
七百五十圓	百五十圓	同	同	同	同	千五百圓	高山元右衛門	無足組。十五石五人扶持
七百五十圓	百五十圓	同	同	同	同	千五百圓	高山徳三郎	御用商。福岡、西新町
五百圓	百圓	同	同	同	同	千圓	上原徳四郎	同。同、唐人町
二百五十圓	五十圓	同	同	同	同	五百圓	上野彌太郎	直證。五石二人扶持御用頭付。

本表には株數の記載がないが、壹株五拾圓總株數貳千百株である。創立當初の役員には、左の人々が就任した。

取締役頭取	佐野彌平
取締役副頭取	中村五平
取締役兼支配人	伊藤六右衛門
取締役	末松政右衛門
取締役	瀬戸惣太郎
支配人	岡部覺

前掲株金收入表最下欄に註記した舊藩時代の地位を一覽すると、發起十五名中、舊藩士六名この出資額四九、二〇〇圓。御用商九名この出資額五五、八〇〇圓となり、役員分野も舊藩士二名御用商四名で、士商合辨の形式となつてゐるが、これは一般商人層の資本を集める趣旨に出たものではない、即ち、黒田家は銀行の創立に當つて深く慮る所あり、金融に経験なき舊藩士が自ら經營に當る危険を避け、堅實にして順調なる行運の發展を期するため、御用商の立場にある藩内各地の代表的素封家を選んでその参加を求め、頭取を初め四名の役員をこの内より擧げて實際經綸の任に當らしめ、舊藩士中よりは副頭取一名、支配人一名を選んでこれに配し、茲に先づ株主十五名より成る銀行を創立し、創立成つて後、増資の形式によつて汎く舊藩士を株主として参加せしむる辦法に出たものである。

這般の事情は、翌明治十一年に行はれた第一回増資の結果と對照すれば、極めて瞭乎と了解される。即ち、第一回(十萬五千圓を二十萬圓に)増資に於て、十五名の株主は一躍して百八十四名となり、實に百六十九名の新株主を加へ

たのであるが、この内百五十六名は舊藩士で、商人の参加は、創立發起の御用商の系統から僅かに十三名だけ加はつたに過ぎなかつた。かくして増資後總資本金出資の内譯は、

金一三一、七五〇圓 舊藩主及舊藩士百六十二名
金 六八、二五〇圓 御用商及其系統二十二名
合計金二〇〇、〇〇〇圓 百八十四名

となり、頭初企劃の通り、第十七國立銀行の陣容はこゝに完く成つたのであつた。

※

※

※

※

國立銀行の設立は、封建時代の舊財政より近代的經濟機構への劃期的改革の發程であつた。従つて銀行經營に全く經驗なき當事者が、創立より開業に至るまで、その手續に、その準備に、非常な苦心を嘗めたことは、想像に餘るものがある。幸に當行當事者は、明治九年十二月五日に開業した東京第三國立銀行に範をとり、同行の好意により、大藏省に對する諸願、伺筋、指令

の受達奉承、竝に發行紙幣、抵當公債の納付受取に關する事項等、擧げてこれを同行に委嘱し、その指導と援助により圓滑に開業する便宜を得た。左に掲ぐる届書、委任狀は、這般の事情を明瞭に物語つてゐる。

(一) 當銀行代理委任ノ義ニ付届

當銀行ノ儀ハ東京隔絶ノ地ニモ有之候ニ付支店取設ケ候迄第三國立銀行ト協議ノ上諸願届及ヒ御指令御達等奉承仕候義都テ同行ヘ委任仕候此段御届仕候也

第十七國立銀行

明治十年十一月七日

支配人 伊藤六右衛門

同

頭取 佐野彌平

大藏卿 大隈 重信殿

當銀行ノ儀ハ東京隔絶ノ地ニモ有之候ニ付支店取設ケ候迄第三國立銀行ト協議ノ上諸願届及ヒ御指令御達等奉承仕候義都テ同行ヘ委任仕候此段御届仕候也

(二) 當銀行代理委任ノ義ニ付届

當銀行ノ儀ハ東京隔絶ノ地ニモ有之候ニ付支店取設ケ候迄第三國立銀行ト協議ノ上發行紙幣抵當公債證書利賦札裁リ取リ及ヒ抽籤ノ節現金受取方代リ公債證書ヲ上納スル等都テ同行ヘ委任仕候此段御届仕候也

第十七國立銀行

明治十年十一月七日

支配人 伊藤六右衛門

同

頭取 佐野彌平

出納局副長心得

權少書記官 渡邊欣一郎殿

(三) 委任狀之事

今般第三國立銀行ト協議ノ上左ノ權限ノ事ヲ委任シ第十七國立銀行ノ名義ヲ以テ事務代理相任候事

一、大藏省ニ對シ願、伺筋及其指令ヲ受達亦タ奉承スルノ件
 一、發行紙幣抵當公債證書利賦札裁り取り並ニ抽籤ノ節現金受取及代リ公債
 書證ヲ上納スルノ件
 右代理ノ委任書依テ如件

明治十年十一月六日

第十七國立銀行

支配人 伊藤六右衛門

同

頭取 佐野彌平

第三國立銀行

頭取 安田善次郎殿

同

支配人 安田忠兵衛殿

同 松下一郎右衛門殿



代理店委任狀

右の委任状を見ると、感懐禁じ難きものがある。想へば明治三十六年六月、當行が悲境に沈倫して、危く破綻に直面したとき、安田家によつて甦生するを得た。爾來安田家經營の銀行として今日あるを得た。その安田家初代總長の名を、實に當行開業當初の委任状に見る。安田家と當行との機縁は、既に當行創立の初頭に於て繋がれてゐたのである。

なほ開業に先だち、銀行事務修得のため上京した當行々員が、第三國立銀行に就き謄寫して持歸つた諸様式中諸勘定表は當時の事情を如實に反映した

一、大藏省ニ對シ願、伺筋及其指令ヲ受達亦々奉承スルノ件
 一、發行紙幣抵當公債證書利賦札裁リ取り並ニ抽籤ノ節現金受取及代リ公債
 書證ヲ上納スルノ件
 右代理ノ委任書依テ如件

明治十年十一月六日

第十七國立銀行

支配人 伊藤六右衛門

同

頭取 佐野彌平

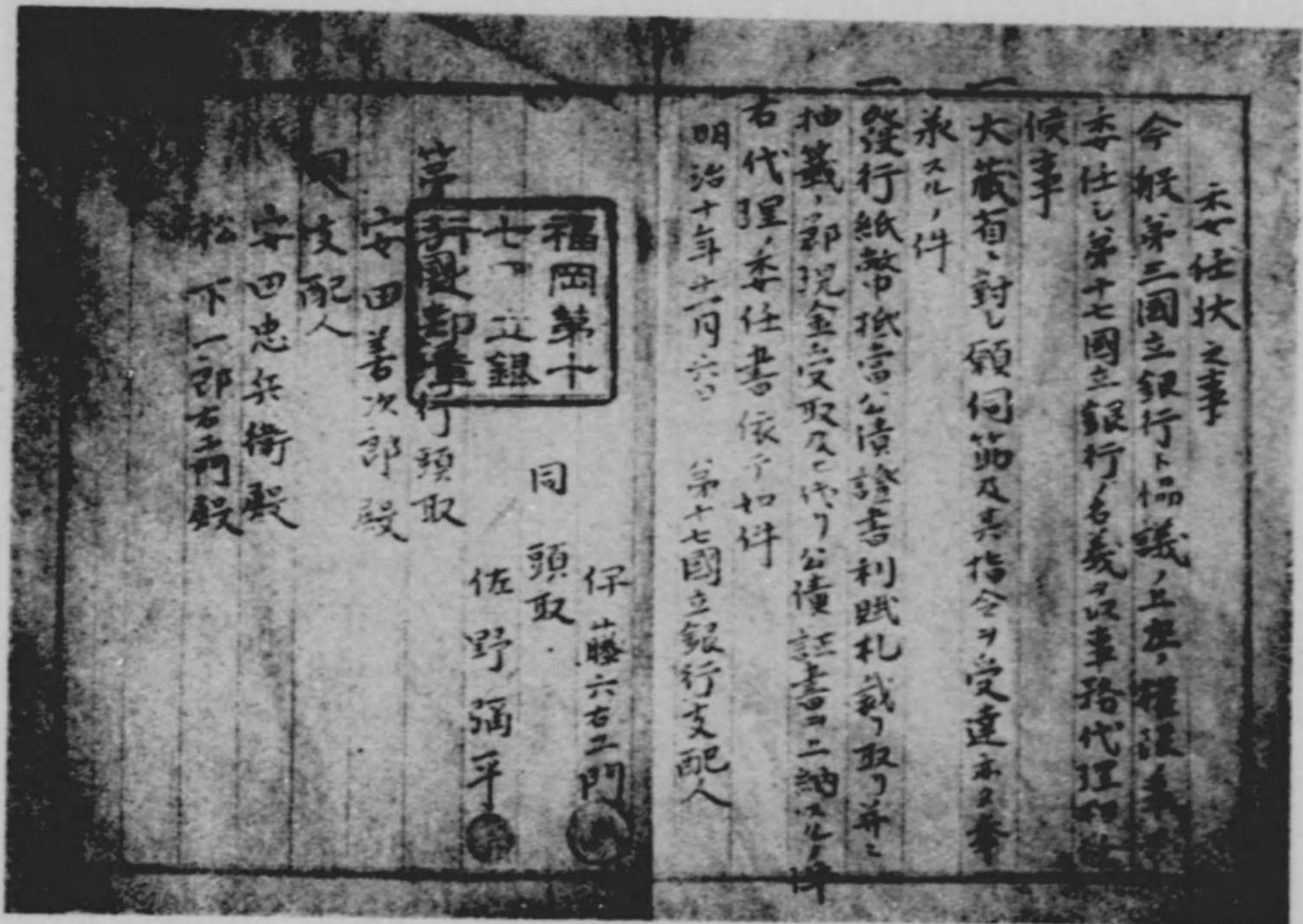
第三國立銀行

頭取 安田善次郎殿

同

支配人 安田忠兵衛殿

同 松下一郎右衛門殿



代理店委任状

右の委任状を見ると、感懐禁じ難きものがある。想へば明治三十六年六月、當行が悲境に沈倫して、危く破綻に直面したとき、安田家によつて甦生するを得た。爾來安田家經營の銀行として今日あるを得た。その安田家初代總長の名を、實に當行開業當初の委任状に見る。安田家と當行との機縁は、既に當行創立の初頭に於て繋がれてゐたのである。

なほ開業に先だち、銀行事務修得のため上京した當行々員が、第三國立銀行に就き謄寫して持歸つた諸様式中諸勘定表は當時の事情を如實に反映した

時代色豊かなものであるから左に掲げる。

勘定名稱	勘定名稱
株主勘定	繰越勘定
株金	支店勘定
貯蓄金	他店勘定
第回割賦金	銀行所有物
前季繰越	質物流込
滞貸準備	地所家屋
總損金	什器
政府ヨリ借	損益勘定
政府へ貸	利足
秩祿公債證書	手数料
新公債證書	交換打歩
舊公債證書	公債證書賣買益
人民ヨリ借	割引
本社紙幣請取高	給料
定期預金	旅費
當座預金	雜費
振出手形	營繕費
他所代金取立手形	庫敷
仕拂銀行手形	利益
人民へ貸	損失
貸附金	補正勘定
期限過貸附金	金銀有高
當座預金貸越	金貨
當所割引手形	銀銅貨
當所代金取立手形	紙幣
荷爲替手形	他店紙幣并切手
繰越	地金銀

國立銀行に於て使用する簿書の大部分は、政府に於てこれを調製し、銀行の請求により拂下げた。左に掲ぐる當時の拂下願は、國立銀行の簿書類が、嚴に同一規格の下に統一されてゐた事を示してゐる。

記

一、株數勘定元帖	二十枚
一、收納帖	五十枚
一、仕拂帖	五十枚
一、出納帖	三十枚
一、貯蓄金銀扣帖	十枚
一、紙幣有高扣帖	三十五枚
一、金銀有高扣帖	三十枚
一、日記帳	六十枚
一、公債證書賣買帖	十五枚
一、諸雜費內譯帖	十五枚
一、總勘定元帳	百二十枚
一、同差引殘高記入帖	二十枚
一、同株數有高帖	二十枚
一、割賦金記載帖	二十枚

一、他所紙幣記入帖

右之通御拂下相成度候也

第十七國立銀行

昭和十年十月二十九日

副頭取 中村 五平

(欄外記入)

右ハ三通ヲ認メ内壹通ハ銀行課ニ差出シ貳通ハ用度課ニ差出シ代金現出納
濟ノ上同課ノ請取證ヲ請取り再度銀行課ニ差出シ差圖ノ上銀行傳習所ニ於
テ現品請取以テ右用度課ノ證印アル分ヲ銀行課へ返シ御門證據ヲ乞ヒ以テ
退出ス

第二節 創業と紙幣の發行

當行創立の際、すでに業務を開始してゐた國立銀行は、東京第一、横濱第

二、東京第三、新潟第四、東京第五、福島第六、高知第七、豊橋第八、山梨
第十、名古屋第十一、金澤第十二、大阪第十三、松本第十四、岐阜第十六、
東京第二十の十六行で當時國立銀行の立場は、明治九年八月布告の新國立銀
行條例により、紙幣發行の制限を擴張され、正貨兌換の制縛を解かれて、通
貨兌換の自由を與へられ、極めて有利な立場となつてゐた際であつた。時恰
も十年戦役が起り、東京第十五國立銀行が、特典に恵まれて飛躍的な發展を
示すや、忽ち民衆の仰望する所となり、國立銀行創立の企圖は翕然として全
國に起り、設立の願書は各地より大藏省に殺到するに至つた。

この趨勢は、曩に新條例の布告とともに、各府縣に内諭して國立銀行の創
立を奨励した政府をして、反對にその抑制を地方長官に令達するに至らしめ
た。しかしながら、一片の内達により、熾烈な企業熱は冷却すべくもなく、
銀行創立の計畫はいよ／＼各地に旺んとなり、若し一々許可をなすに於ては、
不換紙幣の膨脹は必至の勢で、その影響の及ぶところ測り知るべからざるも
のがあつた。そこで、明治十年十二月、同十一年三月の二次に互つて、條例

に追加、改正を施し、國立銀行より發行する紙幣の總額を參千四百四拾貳萬八百八拾圓と定め、各地の實勢を査定してその限度を配分することとした。右配分の九州に關する算定は左の通りである。

資本金額	銀行紙幣額	府縣名
三十九萬圓	三十一萬二千圓	鹿兒島縣
三十五萬圓	二十八萬圓	熊本縣
二十五萬圓	二十萬圓	大分縣
三十七萬圓	二十九萬六千圓	福岡縣
四十萬圓	三十二萬圓	長崎縣

かくして明治十二年六月迄に、出願二百三十一個中、百五十三行に對して開業免狀が下附され、これ以上の免許を與へないこととなつて、國立銀行の分布はこゝに確定した。

紙幣は八萬四千圓で、その發行に至るまでの経路は、左の文献によつて識ることが出来る。

(朱書、正副二通、表紙ヲ付ケテ出ス)

(朱書、出納局へ公債證書相納候上同局ヨリ假受取證相渡候ニ付該證書ヲ

此註文書ニ添テ官省掛リテ差出ス也

銀行紙幣注文書

福岡縣管下第一大區一小區橋口町ニ創立シタル第十七國立銀行ニ於テ國立銀行條例ニ從ヒ八萬四千圓ノ銀行紙幣ヲ發行致シ度就而差向高貳萬貳千五

銀行紙幣種類	枚數	金額
五圓札	千六百六拾枚	八千參百圓
貳圓札	貳千八百貳拾枚	五千六百四拾圓
壹圓札	八千百拾九枚	八千百拾九圓
	合壹萬貳千五百九拾九枚	合貳萬貳千五拾九圓

拾九圓ヲ左之掲記スル種類員數ノ紙幣製造之上御渡被成下度候也

右銀行紙幣ノ抵當トシ

テ出納局へ預ケタル公債證書ノ現額ハ左ノ如シ

公債證書ノ種類金額	枚數	利息	實價割當	金額
秩錄公債證書 百圓	五拾壹枚	八朱	百圓二付 八拾八圓	四千四百八拾八圓
同 五十圓	貳百四拾五枚	八朱	百圓二付 八拾八圓	壹萬七百八拾圓
同 二十五圓	貳百拾八枚	八朱	百圓二付 八拾八圓	四千七百九拾六圓
新公債證書 百圓	拾五枚	四朱	百圓二付 六拾圓	九百圓
同 五十圓	參拾貳枚	四朱	百圓二付 六拾圓	九百六拾圓
同 二十五圓	九枚	四朱	百圓二付 六拾圓	百參拾五圓
合計				合貳萬貳千五拾九圓

右之趣謹テ奉願候也

明治十年十月四日

第十七國立銀行

支配人 伊藤六右衛門

同

頭取 佐野彌平

大藏卿 大隈重信殿

銀行紙幣請取證書

銀行紙幣種類	枚數	金額
五圓札	千六百六拾枚	八千參百圓
貳圓札	貳千八百貳拾枚	五千六百四拾圓
壹圓札	八千百拾九枚	八千百拾九圓
合計		合貳萬貳千五拾九圓

明治十年十月十六日

同

頭取 佐野彌平

支配人 伊藤六右衛門

第十七國立銀行

右ハ當第十七國立銀行發行紙幣トシテ正ニ請取候也

大藏卿 大隈重信殿

(欄外記錄)

十月十六日銀行課原田某紙幣局へ中村都甲同伴之上左之通受取ル尤モ別紙受取證書ハ原田氏へ引渡シ

一油 參拾目

右ハ當國立銀行紙幣押印ニ相用ヒ候分正ニ受取候也
明治十年十月十六日
紙幣局 御中
第十七國立銀行

(裏面朱書)

右三品ノ代價

合計金貳拾圓四拾錢六厘

右上納ノ上現金受取候也

十月十六日

内譯凡左之通

朱肉拾七圓九拾貳錢餘

黒肉 貳圓拾參錢餘

油 參拾錢餘

〆貳拾圓四拾錢六厘

銀行紙幣製造入費上納證

一金百五拾六圓九拾八錢四厘

是ハ五圓札千六百六拾枚 貳圓札八千四百六拾枚 壹圓札壹萬六千八百

七枚 合計貳萬六千九百貳拾七枚代 壹枚ニ付五厘八毛參糸宛

右ハ當銀行へ御下附ノ紙幣製造入費上納仕候也

第十七國立銀行

明治十年十一月六日

支配人 伊藤六右衛門

同

頭取 佐野彌平

紙幣局長 得能 良介殿

かくして當行は都て拾六萬圓の銀行紙幣を發行した。その内譯は左の通り

である。

舊壹圓札	四萬七千五百圓
舊貳圓札	貳萬八千貳百圓
舊五圓札	八千參百圓
新壹圓札	貳萬貳千八百圓
新五圓札	五萬參千貳百圓
合計	拾六萬圓

右の内舊札とあるのは、北米紐育府紙幣會社(コンチネンタル、バンクノール、コンパニー)に注文して製造したもの、新札とあるのは、わが印刷局に於て製造されたものである。

第三節 業況と經濟界の推移(その一)

金融機關地方分權時代

(創業より明治十六年迄)

西南戦役と戦後の好景氣

明治十年。

明治十一年。

當行の開業は、恰も西南戦役に直面し、福岡には、鹿兒島の舉兵に呼應して起つた越智黨の亂があつたが、これは間もなく終熄し、征討總督有栖川宮殿下本營を置かせらるゝに及んで、福岡は征討策戰の基地となつた。これがため政府の不換紙幣大増發に因るインフレーションの波に乗つて、福岡は他の都市に先だつて非常に殷盛を來し、物價、金利ともに一齊に昂騰して、空前の好景氣時代を現出した。従つて當行が十一月一日業を開くや、金融は眞に繁劇を極め、全機能を擧げて對處したが、拾萬五千圓の資本金をもつては、相踵ぐ資金の需要に應ずべくもなかつた。依つて當初からの計畫である増資による陣容の擴充整備(第一節參照)を急速に實行することとなり、十一年九月、總資本を貳拾萬圓に増加し、もつて殺到する需要に善處するに努めた。この増資に當つて多數の舊士族が加入し、十五名の株主が一躍して百八

十四名となつた事情は、既に第一節に於て記述した通りである。

明治十二年

明治十三年

通貨の膨脹に因る好景氣は漸次全國的となり、地方農家は比年の豊穰にも拘らず、米價は頻りに騰貴を續けて、財本餘裕を生み、購買力増進して、貨物の販路滑らかに、起業熱は都鄙を通じて勃興した。従つて金融はいよゝゝ繁劇を加へ、私立銀行の設立また各地に企圖され、銀行類似の業務を行つてゐた個人或は商會の如きも亦定款を設けて銀行の體面を備ふるに至り、これ等私立銀行及類似會社の數は十三年に至りて實に三百に上り、その資本金壹千萬圓を算し、その一進一退は、漸く經濟界に影響を生ずるに至つた。

福岡では、福岡商法會議所(十二年)博多魚市場、博多織物産會(十三年)等が相踵いで設立され、新興進取の氣は全市に漲る活況を呈した。當行はこの好況に處して、さらに一段の伸展を期し、十三年八月本支店の配置を改革して、

大阪支店(大阪市西區土佐堀裏門四番地)を本店とし、福岡本店を支店とした。

戦争景氣の反動

明治十四年。

西南役に端を發した好況氣は、明治十三年及十四年上期に於てその極度に達し、遂には奢侈の風を醗酵して、贅澤品の消費大に増加し、伊勢參宮、琴平詣り、其他都市遊覽者踵を接し、市中には合乗俵が流行する等、未曾有の享樂時代をすら示現するに至り、福岡では博多織の如き空前の大好況を來したが、下期に入つて、不換紙幣氾濫の反動は漸く顯著となつた。即ち

政府發行の不換紙幣に加ふるに、全國百五十三の國立銀行より發行した紙幣が、正貨兌換の制を廢して、通貨兌換の制(明治九年)となつて以來、銀行紙幣も亦、政府發行の不換紙幣に兌換せらるべき一種の不換紙幣と變質した結果、いよゝゝ紙幣價値下落の趨勢に拍車を加へ、本年四月には、實に銀貨に對して壹圓八十壹錢五厘まで下落するに至り、遂には正貨の甚だしき海外流

出となり、紙幣の整理は朝野の大問題となるに至つた。

時も時、一世を衝動した「紙幣贋造事件」が起つて、民衆の紙幣に對する不安を極度に刺激した。それは十三年下期に端を發し、遂に司直の發動を見るに至つた歴史的疑獄で、

「政府發行の貳圓紙幣に、精巧な贋札がある。これは五百倍の顯微鏡をもつて検査をすると、蜻蛉の脚一本だけ缺けてゐるのが發見される……しかもこの贋札は西南役にも使用され、その金額は實に數千萬圓に上つてゐる。」といふ風説が、津々浦々にまで喧傳され、特に九州方面では、貳圓札の授受を嫌惡する迄に惡化、紙幣に對する民衆の不安は深刻を極むるに至つた。

明治十四年十月、松方正義が大藏卿に就任するや、紙幣整理斷行の議を決し、整理の事業は著々進捗するに及んで、民衆の不安も漸次解消した。かくて政府紙幣の價格回復し來るや、物價は先づ米穀の下落に初まり、ついで諸物價一齊に崩れ、落潮滔々として底止する所を識らず過度の商業擴張の咎めは忽ち業者の頭上に下つて、市場は寂として振はず、地方銀行の爲替は常に

振出の一方に偏して、屢々現金の遞送を余儀なくされ、都會の銀行は振込のみ繁劇となつて、常に仕拂に苦むの狀を呈し、ために金融は極度の逼迫に陥つた。

明治十五年。

本年に入つて、不景氣はさらにその深度を加へた。西南役に於ける紙幣増發以來、通貨の變動により物價を昂上し、商況頓に活潑となつたため、俄に商業者の數を増し、商業が過度に擴張された反動である。即ち、明治十二年に於ける卸、仲買、小賣業者の數は全國で百六拾參萬四千餘戸であつたのが、本年に至つては實に貳百參萬六千餘戸に激増した。しかもこの増加せる新規開業者の大多數は、數年間の物價騰貴に、商估が意外の奇利と暴富とを贏ち得たのを見聞して、交付された公債證書を賣却して商界に進入し來つた舊士族が、その大部を占めてゐたのである。

曩に財政整理の重任を負ふて起つた松方大藏卿は、著々としてその經綸を

實行し、先づ國庫金の運用方法を改め、歳入の増加を計ると共に、歳出を緊縮節約して紙幣銷却の資に充て、準備金を運用して海外爲替を旺んにし、依つて正貨の吸収に努め、一方國庫に保有する公債並に債權證書を賣却して紙幣を銷却したので、紙幣價格は漸次舊位に復せんとする現象顯著となつた。かゝる情勢の下に、物價の下落は必至であり、随つて買へば随つて損失を蒙るが故に、勢ひその事業を收縮するの他なく、従つて滞貨は山積し、商況は萎靡し、金融も亦沈滞に陥るは自然の歸趨で、ために銀行の經營は頓に困難を加へ、八月には飯山第二十四國立銀行、十一月には大阪第二百二十六國立銀行が何れも鎖店の運命に陥り、その波及は奈邊まで及ぶか逆睹すべからざるものがあつた。明治財界史に「銀行の信用全く地に墜ちた觀を示した」と記録さるゝ、財界恐慌の時代に入つたのである。

國立銀行條例の改革

金融機關の地方分權主義から中央集權主義への轉換。

明治十六年。

政府不換紙幣の銷却進行とともに、紙幣は益騰貴し、物價は愈下落し、商業は萎靡して振はず、金融は緩慢の淵に沈み、銀行業開始以來未曾有の苦境に逢著した國立銀行は、さらに、その命數を限定する重大轉機に直面した。日本銀行の設立及び國立銀行條例の改正がそれである。

松方大藏卿は、政府發行不換紙幣の整理に銳意する一方、金融機關の地方分權主義を中央集權主義に轉換し、もつて金融の統一、流通貨幣の一元化を實現すべく、明治十五年六月二十七日日本銀行條例を制定し、本年四月二十八日を以てその業務を創め、次いで同五月、國立銀行條例に重要な改革を施した。その要旨は次の如くである。

一、國立銀行は開業許可ノ日ヨリ二十ヶ年間營業ヲ繼續スルコトヲ得。而シテ滿期ノ後ニハ更ニ私立銀行トシテ營業ヲナシ得レトモ、紙幣ヲ發行スルコトヲ得ス。

二、發行紙幣ハ營業期間内ニ悉皆之ヲ銷却スヘシ。銷却ニ關シテハ左ノ方法ニヨリ日本銀行ニ於テ之ヲ扱フ。

- (イ) 紙幣下附高四分ノ一ニ相當スル發行紙幣引換準備金ヲ日本銀行ニ納付シテ紙幣銷却ノ元資トナスコト。
- (ロ) 日本銀行ハ此ノ準備金ニテ更ニ公債證書ヲ買入レ、其利子ヲ以テ毎年紙幣銷却ノ元資ニ充ツルコト。
- (ハ) 各銀行ノ利息金ノ中ヨリ其紙幣下附高ニ對シ年二分五厘即チ每半期一分二厘五毛ニ當ル金額ヲ日本銀行ニ預入セシメ、之ヲ以テ公債證書ヲ買入レ其證書ヨリ生スル利子ヲモ紙幣銷却ノ元資トナスコト。
- (ニ) 買入レタル公債證書ノ中抽籤ニ當リテ償還セラル、モノアルトキハ、日本銀行ハ其金額ヲ受取り、之ヲ以テ更ニ公債證書ヲ買入レ、之ヲ紙幣銷却ノ元資ニ加フルコト。
- (ホ) 此ノ如クニシテ營業滿期後尙紙幣銷却ノ殘高アラハ、以上ノ公債證書ヲ賣却シテ悉ク之ヲ銷却スルコト。

即ちこの改正の主眼とするところは、(一)紙幣發行を中央銀行に統一し、國立銀行の發券銀行としての特權を明治三十年限りとしてその後はこれを預金

銀行に變形せしめること、(二)各銀行をしてその發行紙幣に對する銷却の方法を立てしむることの二つにあつた。初めこの國立銀行紙幣の銷却は、各國立銀行について別々にこれを行ふ豫定であつたが、その手續煩雜なるため、後に各銀行紙幣を合同して銷却することとなり、銷却の結果を紙幣發行高に按分して各銀行に配當整理する方法に改められた。この改正によつて、國立銀行の發券銀行としての運命は定まり、紙幣銷却の進行につれ資金運用の利益を減殺せられることとなつたので、勢ひその營業方針一變の必要にせまられ、爾後各銀行はいづれも民間預金の吸収につとめ、預金銀行として地盤を固むることとなつたものである。

かくして當行の國立銀行としての生命は、明治三十年九月末日迄と定まり、創立後三年に亘る好況時代より、一轉して反動時代の不景氣に遭ひ、貸出資金の停滯、抵當物件の價格低下等の惡條件下に、苦難の行程を辿らねばならなかつた。この前後は、實に國立銀行の危機時代とも謂ふべく、遂に救済すべからざる状態に陥り官命鎖店の悲運に會つたもの四行、營業停止を命せら

れたもの五行に及び、銀行史上初めて見る慘狀を呈した。當行はこの難局に際會して、極力警戒自重に努め、六月定時株主總會の決議を経て、明治十三年以來大阪に移した本店を福岡に復し、大阪本店はこれを支店として陣容を整へ、施設運用に過誤なきを期したが、日本銀行の設立に伴ひ、國税金の爲替方を廢免された結果、保険料並に大阪送金手数料の收入を失ひ下期以降の利益は一層の減少を見たのであつた。

前記國立銀行紙幣の銷却が、政府の算定通りに運んだならば、國立銀行はその營業滿期に至つて、發行紙幣は暗に通貨となつて銀行に歸入するのみならず、紙幣の抵當として提供してある公債證書並に準備金は、依然銀行の所有として残る筋合であつた。

然るに實際は全く豫想と齟齬して、公債證書の騰貴を主因として非常な差異を生じ、前途の磐根錯節を惹起し、國立銀行は「發行紙幣の銷却」を繞つて、幾度か難問題に直面せねばならなかつた。爾來營業滿期たる明治三十年に至

る國立銀行の歴史は「紙幣銷却」の経緯がその中軸をなすものと謂つてもいい。併し、この経緯を歴年序述の一般記事と混記することは叙述を混亂せしめるので、寧ろ別に一章を設け、紙幣銷却に即して顛末を序するに若かずと考へ、特に次の一節を挿入することゝした。

第四節 發行紙幣とその銷却(發行紙幣ニ關スル特輯)

政府の豫定した紙幣銷却案は、各國立銀行が毎半期銷却資金として日本銀行に預託する積立金を、日本銀行に於て運用して購入すべき公債證書(七朱利附にて勘定)の價格見込を

自十六年至十八年	八拾圓
自十九年至二十二年	八拾五圓
自二十三年至二十六年	九拾圓
自二十七年至二十九年	九拾五圓
明治三十年	百圓



として算定し、公債證書の當籤を毎年平均五十分ノ一と見積り、當籤の場合
は其の金額を以て更に原券面に相當する公債證書を買入れて當籤高の缺額を
補ひ、且つ當籤金額と公債證書買入相場との差益をも亦公債證書と爲して紙
幣銷却元資に繰入るゝことゝした。そして十五年の後、即ち國立銀行營業滿
期である明治三十年に至つて、準備金及び差益金を以て買入れたる公債證書
の利子總額は壹千七拾參萬八千九百餘圓となり、發行紙幣に對し毎年二分五
厘の積立金及び差益金を以て買入れたる公債證書の利子總額は七百九拾九萬
二千二百餘圓となり、外に明治三十年に至つて前記二分五厘積立金及び差益
金にて買入れたる公債證書を賣却して得らるべき金額壹千參百七拾九萬壹千
五百餘圓を見込むときは、この三口合計參千貳百五拾貳萬貳千七百餘圓の銷
却元資が生み出される。故に現在國立銀行發行紙幣の總額參千壹百八拾壹萬
貳千八百八拾圓を悉皆銷却するも、尙ほ七拾萬九千八百餘圓の過剰を生じ、
これも亦國立銀行の手に歸する勘定であつた。

然るに、公債證書の價格は全然この豫想を裏切り、明治十六年末に於て既

に九十圓を超え、十七年の平均相場は九拾參圓、十八年同九拾六圓に達し、
十九年に至つては實に百七圓の高値を示すに至つた。従つて二分五厘積立金
を以て購入する公債の額減少したのみか、計算上の差益は反對に每期多大の
差損を出すに至つた。さらに明治十九年整理公債證書條例に次で二十年三月
より五分利附の公債證書を償還し初めたので、銷却元資に供する公債證書も
漸次五分利となり、従つて之より生ずる利子も亦大に減少することゝなつた。
かくして、營業滿期の日に於て過剰金の持歸りを豫期した國立銀行は、却
つて多額の持出をなさざる可らざる結果を招來した。左なきだに不況に沈倫
してゐる國立銀行の前途に、甚だしき不安を加へたことは、誠に餘儀なき成
行きであつた。

如上の情勢下に、公債の價格は明治二十一年に至るも依然として額面以上
を保ち、銷却豫算はいよゝゝ差異を甚だしくするに至つたので、業者は相會
して之が善後策につき協議を重ね、九州銀行同盟會は、同年五月定式總會の
決議に基き、幹事當行頭取小河久四郎の名をもつて、銷却猶豫の建議書を大

藏大臣に宛て提出した。

銀行紙幣銷却ノ件ニ付建議

我政府ハ明治十六年五月ニ於テ國立銀行條例ヲ改正追加シテ發行紙幣ノ銷却法ヲ定メ我國立銀行カ前途ノ目的ヲ確定シ猶大ニ財政ノ整理ヲ計畫シ以テ不換紙幣ノ弊害ヲ除カレシハ誠ニ千載ノ偉業ト謂フヘシ豈敬服セサル可ケンヤ然リ而シテ財政ノ整理ハ大ニ諸公債證書ノ價格ニ影響シ其騰貴ヲイタス而已ナラス我政府ハ高利ノ公債ハ陸續之ヲ償還シ換フルニ低利ノ公債ヲ以テセラル於是乎曩ニ條例改正追加アリシ際我同業者等ヘ示サレタル紙幣償却方ノ豫算今日ニ在リテ當初ノ目的ヲ達スルコト能ハス因テ既往ノ實跡ヲ以テ將來滿期ノ曉ヲ想像スルニ實ニ戰慄寒心ヲ爲スニ堪タリ故ヲ以テ我同盟會ハ去ル明治十九年以來日夜苦心焦慮シテ之カ救濟策ヲ討究スルモ未タ其良法ヲ得ス此般ノ會同ニ至テ聊カ所見ヲ評決スルコトヲ得タリ乃潛越ノ罪ヲ不顧閣下ニ具申スル左ノ如シ

夫レ紙幣銷却ノ法タルヤ準備金及ヒ準備差益金二分五厘積立金及ヒ積立差益金ヨリ生スル利子ヲ以テ銷却金ニ充テ年々銷却ヲ實施スルモノナリ然ルニ條例第一百十二條ヲ捧讀スルニ國立銀行ヨリ發行スル紙幣ハ(中略)其營業年限内ニ於テ悉皆償却スヘキモノトストアリ此條例ノ範圍内即チ滿期迄紙幣銷却ノ御猶豫ヲ仰キ其目下銷却金ヲ以テ亦利付公債證書ヲ購入シ之ヲ元資ニ加ヘ如斯年々利倍スルモ尙ホ不足ヲ生スルニ付向三ケ年間積立金ハ必ス七分利付金祿公債證書ヲ以テ積立ル事トセハ滿期ニ至ラハ庶幾クハ當初ノ目的ト差違ナキニ至ラン歟(其計算書ノ如キハ別紙ニアリ)然レトモ二千八百餘萬圓ナル大額發行紙幣ヲシテ滿期ノ際一時ニ銷却セハ或ハ恐ル社會經濟上一大激變ヲ生センコトヲ依テ右ハ去ル明治十九年八月東京銀行集會所ヨリ請願シタル第三項ノ趣旨ニヨリ銀行紙幣ハ漸次兌換銀行券ト交換シ而シテ營業年限内ハ主務省ニ豫納シタル發行紙幣抵當公債ヲ以テ之ヲ日本銀行ニ轉預シ其兌換銀行券ノ準備ニ充テ候ハ、一ハ其經濟上ノ激變ヲ醫シ一ハ其通貨雜駁ノ憂ヲ療シ理財ノ一端トモ可相成哉ト愚考仕候若シ採擇嘉納

ヲ賜ハ、幸甚シ本會ノ決議ヲ以テ此段建議仕候也

九州銀行同盟會幹事

福岡第十七國立銀行頭取

明治二十一年五月二十五日

小河久 四郎

大藏大臣伯爵松方正義殿

紙幣銷却法の改正は、事頗る重大で、政府に於てもその對策につき種々攻究中であつたので、直ちに詮議に及び難き實情にあり、この建議は、領置されたまゝ、指令は發せられなかつた。

しかし、銷却前途の違算は、日を経るに従ひいよ／＼明白となつたので、銀行紙幣銷却延期の議は益旺んとなり、明治二十三年九月十二日に至つて、東京同盟銀行は左の請願書を大藏省に提出した。

國立銀行紙幣銷却延期願

明治九年國立銀行條例御改正相成、全國有志者ヲ御勸誘被爲在候ニ付、其後三四年間ニ新設銀行ノ數百五十有餘ニ及ヒ、相提携シテ其業務ヲ精勵致候ハ、當時政府ニ於テ國立銀行ヲシテ邦内ノ財源通暢ノ機關タラシムルノ御盛意ヲ遵奉セルモノニシテ、而シテ此百五十餘行ノ株主等ハ、國立銀行條例ニ於テ營業期限ヲ二十箇年ト制限セラル、ト雖モ、滿期ニ至ラハ之ヲ繼續シ得ラルヘキハ條例ニヨリテモ確信罷在候處、十六年ニ至リ、更ニ條例御改正ニテ、各國立銀行ハ其營業年限滿期ノ日ニ至ラハ、之ヲ閉鎖セシメ、發行ノ紙幣モ其時迄ニ悉ク之ヲ銷却スヘキモノト御制定相成候ハ、各國立銀行ニ於テハ實ニ非常ノ御處置ト一時驚愕仕候、然ルニ我大藏大臣閣下ハ右條例御改定ニ付各國立銀行ノ損害少ナカラサルコトヲ御推知被爲在、銀行紙幣銷却ニ付便法御設相成、乃チ各國立銀行紙幣引換ノコトハ一日本銀行ニ負擔セシメ、而シテ其紙幣引換準備金ヲ總テ日本銀行ニ託シテ公債證書ニ代ヘ、別ニ紙幣銷却元資積立トシテ各行紙幣發行高ノ一分二厘五毛を每半季ノ利益金ヨリ割キテ、同ク日本銀行ニ拂込ミ、共ニ公債證書ニ

代へ、兩種公債證書ヨリ生スル利子ヲ以テ年々紙幣銷却ヲ行ヒ、滿期ノ際ニハ右紙幣銷却元資積立金ノ元金ヲ以テ各行ノ發行紙幣ハ悉ク之ヲ銷却シ、其殘金ト、曩ニ日本銀行ニ託セシ紙幣引換準備金ヲ以テ買入レタル公債證書ハ、其差益ヲモ併セテ全ク各國立銀行へ還付セラレヘキ豫算表及ヒ説明書御下附相成、其計算ノ大要ハ別紙甲號ノ通ニ有之候、此際各國立銀行ハ其營業期限繼續ノ豫望ヲ失シタルト毎季利益金ヲ割キ紙幣銷却元資ヲ積立ツルノ不利ナルトニ苦慮仕候得共國家財政整理ノ爲メ已ムヲ得サルニ生スル大法ト恐察仕リ勉メテ之ヲ奉承シ爾來七箇年營業罷在候、然ル處明治十九年以來政府ニ於テ公債整理ノ方法御施行相成頻年高利ノ公債ヲ回收セラレ從テ低利公債モ其價格ヲ騰上セシヨリ二十三年ノ今日ニ在テ紙幣銷却ノ現況ヲ見レハ大ニ前述ノ甲號計算書ト差異ヲ生シ候ニ付更ニ將來ヲ想察シテ之カ豫算ヲ設クルトキハ明治三十年即チ概ネ各國立銀行閉鎖ノ時期ニ至ラハ乙號概算書ノ如ク相成其差異實ニ七百七拾貳萬千四百四拾八圓拾六錢九厘ノ巨額ニ上リ詰リ此差額ハ各國立銀行ノ損失ニ歸シ申候ハ要スルニ財政

整理ニ起因致候事トハ申乍ラ各國立銀行ノ困難此上モナキ次第ニ候就テハ特別ノ御詮議ヲ以テ國立銀行紙幣銷却ノ年限ヲ延期セラレ各國立銀行ヨリ日本銀行ニ託セシ紙幣引換準備金ヲ以テ買入レタル公債證書及ヒ其差益金ハ各行營業滿期ノ際ニ其金額ヲ日本銀行ヨリ還付スルノ方法御施設相成候様御取扱被下度候、依テ別紙甲乙計算書相添へ此段一同連署上願仕候也

(添付計算書略)

右請願は、九州銀行同盟會の建議と相照應して、當時の國立銀行の立場を如實に反映してゐるが、之に對しても政府は指令を發しなかつた。當局としては、明治十六年條例改正の際既に將來公債價格乃至利子等變動あるべき場合を含領し、萬一銷却元資に不足を生ずるに至らば、準備金公債を以てこれを補足する約定が日本銀行と締結してあるのと、請願に所謂國立銀行の損失といふのは、詮ずる所銀行が將來に豫想した利益の喪失に外ならず、且つ一方に於ては所有公債の騰貴に依つて資産の膨大を來してゐるのであるから、

今直ちに紙幣の銷却を延期し、既定の政策を拋棄すべきでないといふ所信のもとに、承り置くの措置に止まつたものと解せらるゝ。

しかし、紙幣銷却はもとゞ政府の企劃に係るものであるから、營業滿期の際に國立銀行に有終の美を濟さしむことに就ては、幾度か案を樹て、議を改め、種々畫策する處があつたが、成案を得るに至らず、一方銷却延期の請願に對しては、採擇の色を見せなかつたので、紙幣銷却延期の議は旺然として起り、延いて營業年限の伸張請願となり、明治二十七年六月、東京同盟銀行の主唱により、關東、關西、九州、四國、奥羽、北海道の六團體は、

「國立銀行條例第十二條中ノ營業年期(二十箇年)トアルヲ(三十箇年)ト修正シ營業年限ヲ尙ホ十年間延期スルコトヲ希望ス」

を主文とする「國立銀行延期趣意書」を發表して猛烈な運動を開始し、輿論の喚起に努め、十二月議會開會に迫んで、貴族院議員淺野長勳、同松浦詮は、

「營業滿期國立銀行處分法案ニ對スル意見を院の内外に配布し、世論囂々として起つた。

右政府の國立銀行の處分法案は同年二月の閣議で決定され、議會に提出される事となつてゐるもので、國立銀行營業繼續に關する議決方法及滿期解散の際に於ける手續を規定し、紙幣銷却の方法に就てはこれを明示せず、行政官の裁量範圍に於て善處する趣旨であつた。

(當時この政府案を「繼續案銀行側要望案」を「延期案」と稱した)

所謂延期説が貴族院の有力者により高調せらるゝ迄になつたので、政府は事の容易ならざるを察し、

「國立銀行營業延期繼續ノ得失」と題するパンフレットを以て、延期説の理由なき所以を闡明すべく、各方面に頒布したが、一方衆議院では中野武營、佐々友房、片岡健吉外八名が、政府案の提出に先手をうつて、

「國立銀行條例中改正法律案」

を提出して十年間の營業期限延期の實現を期し、問題は議會を中心として空前の波瀾を捲起すに至つた。右提案に對する政府の「陳辯書」の結語には、

上略：…事茲ニ至テハ復何ヲカ云ハン。公明正大ノ手段ニ依リ正理必要ノ

存スル所ヲ以テ天下ノ公議輿論ニ訴へ、中野氏等ノ法律案を採用シテ儉安姑息ニ失シ、不用ノ特權ヲ維持スルヲ目的トシ、政府ノ于涉ト法律ノ抑制トヲ存續スヘキヤ、若クハ又進取活動自由競争整理統一ノ如キヲ眼目トセル繼續法案ヲ成立セシムベキヤ否ヤノ決定ヲ仰クノ外ナキナリ。とあるに見ても、論争の如何に激しかつたかを推すことが出来やう。

中野氏等の延期案は、延期々限を七ヶ年に修正されて衆議院を通過し、政府提出の満期處分法案は同時に否決となり、延期案が貴族院に回付さるゝに至つて、再び激烈な論争が繰返され、さらに國內に反映して、議會開設以來の紛争は展開された。即ち、

國立銀行の多數は延期を切望して斡旋盡力これ努め、之に對して一般實業家の多くは繼續案を賛して輿論は全く兩立し、貴族院に於て論議白熱するや、院外では院外團が對峙して抗争するあり、その間、政府案を支持して公式に意思表示を行つた團體も尠くなかつた。即ち、

京都商業會議所 (會頭濱岡光哲)

神戸商業會議所 (會頭山本龜太郎)

關西同盟銀行會 は相前後して意見書を大藏大臣に提出し、繼續案の實現を要望した。

かゝる情勢下に貴族院に於ける審議は進められたが、衆議院より回付の延期案は遂に八十二に對する百十二の多數を以て否決された。

かくして繼續案は衆議院に於て、延期案は貴族院に於て何れも消滅に歸し、國立銀行は營業満期を目前に控へながら、處分法に就ては何の決定も見ないまゝに、その後圖を謀らねばならぬ不安に逢着した。

茲に至つて深く省みる所があり、東京第一、東京第三、外十一行は卒先して檄を四方に飛ばし、全國百三十三行中九十一行の賛同を得て、明治二十八年九月、連署して請願書を大藏大臣に提出し、處分法の制定、未銷却紙幣の處置につき善處を要望し、以て政府の財政々策に聽從する態度を明かにした。

陳情書

國立銀行營業満期後ノ措置及ヒ其發行紙幣銷却方法ニ付テハ私共夙ニ之ヲ

憂慮シテ去ル明治二十三年以來、屢々閣下ニ陳情セシコトモ有之候處我政府ニ於テモ昨二十七年ノ臨時帝國議會及ヒ通常帝國議會ヘ其處分法案御提出相成候ヘ共成立ヲ見ルニ至ラサリシハ私共深ク之ヲ遺憾トスル處ニ有之候然ルニ國立銀行ノ營業期限ハ條例ノ規定ニヨリ早キモノハ來ル二十九年ヨリ遅キモノモ三十二年迄ニ全國百三十餘ノ銀行悉ク滿期ト相成各自其方法ヲ講シテ善後ノ計ヲ立テサルヲ得サルモノニシテ實ニ現世紀經濟上ノ一大關節トモ云フヘク此時ニ當リ苟モ其處分宜シキヲ得スシテ意外ノ蹉跌ヲ見ルカ如キコトアラハ獨リ其銀行ノ不幸ナルノミナラス延テ國家ノ金融機關ニ一ノ恐慌ヲ惹起スノ虞ナシトセス況ンヤ戰勝後殊ニ多事多望ナル經濟社會ニ對シテ尤モ以テ注意ヲ要スヘキ事ト奉存候就テハ此際閣下充分ニ御審査相成營業滿期ノ國立銀行ハ私立銀行トシテ安全ニ業務ヲ繼續スルヲ得且ツ其發行紙幣未銷却ノ分モ相當ノ處置ヲ以テ整理シ得ラル、ノ法案ヲ具セラレ本年ノ帝國議會ニ於テ劈頭ニ第一議決セラル、様御措置有之度候萬一ニモ此時季ヲ失フトキハ全國各銀行ハ滿期ノ際據ルヘキノ法律ナクシテ

各窮途ニ彷徨スルノ不幸ニ陷ルノミナラス或ハ經濟社會ニ一大激變ヲ生セシモ亦知ルヘカラサル事ト奉存候何卒事情御洞察ノ上至急適當ノ御施設被成下度此段請願仕候也

明治二十八年九月

東京第一國立銀行

外九十一行連署

かくて政府は營業滿期國立銀行處分法を議會に提出したが、これには殘存紙幣銷却資金無利子貸付に關する事項が、特に法文中に加へられた。即ち、

第五條 國立銀行ハ營業滿期日ニ於テ其ノ發行紙幣ヲ悉皆銷却シ能ハサル

トキハ銷却殘高ニ相當スル金額ヲ政府ニ納付スヘシ

日本銀行ハ私立銀行トナリテ營業ヲ繼續セントスル國立銀行ヨリ前項

ニ依リ政府ニ納付スヘキ金額借入ノ請求ヲ受ケタルトキハ無利子ニテ之ヲ貸付スヘシ。

これに依つて、銷却資金の調達に對する業者の不安は一掃されたが、これで延期説自體が終熄した譯でなく、國立銀行中特殊の立場にあるものを初め、既記請願に参加しない銀行の大分は依然延期を熱望して畫策する處あり、政府案が衆議院に於て委員附託となるや、議員中野武營、星亨、佐々友房外七名は、前年と同一の七ヶ年營業延期案を提出し、前議會通過の餘勢を驅つて、論議甚だ努め、形勢逆睹すべからざるものがあるので、是非の輿論また囂々と起り、

堺 商業會議所 (會頭藤本莊太郎)

熊本商業會議所 (會頭岡崎 唯雄)

大津商業會議所 (會頭邨田六之助)

岡山商業會議所 (會頭香川 眞一)

相踵いて請願書を提出し、何れも繼續案の實現を要望し、大體の形勢は政府に有利な傾向をもつて推移したが、遂に二月七日を以て政府案の可決を見るに至り、次に貴族院を通過して、さしも喧囂を極めた國立銀行處分問題も

全くこゝに終局を告げ、同三月法律第七號を以てその公布を見るに至り、次で國立銀行營業滿期前特別處分法また同三月法律第十一號を以て公布された。茲に於て國立銀行の前途は判然と確定し、明治二十九年九月東京第一國立銀行の滿期繼續、宇土第三百三十五銀行の滿期前特別處分を初めとし、相次いで私立銀行に變形して營業を繼續する事となつた。

當行は明治三十年九月の營業滿期當日に於て、

紙幣發行高 一六〇、〇〇〇圓

合同銷却高 六五、二九二圓

差 引 九四、七〇八圓

の銷却殘高に對し、日本銀行より無利子借入をなし、交換基金として之を上納した。これに依り當行紙幣は猶ほ世上に流通するものがあつたけれども、事實上、營業最終の日を以て發行紙幣の銷却を完了し、茲に私立銀行としての新行程に入つたのである。

第五節 業況と經濟界の推移(その二)

金融機關中央集權への過渡時代

(明治十七年日本銀行創立より國立銀行營業滿期の明治三十年まで)

明治十年當行創立より同十六年國立銀行條例改正に至る所謂金融地方分權時代の一般經濟界の推移と當行の業況は、第一節乃至第三節に於て既にその梗概を述べた。而して發行紙幣に關しては、その首尾を闡明するため、發行より銷却に至る経緯を一貫して前節に記述した。以下再び歴年序述の本型に歸つて、金融中央集權時代の初頭、即ち明治十七年以降の經濟界の消長、並に當行の業況につき、筆を進むることとする。

戦争景氣の反動愈よ深刻

明治十七年。

西南戦争後の好景氣の反動たる經濟界の不況は、本年に入るもさらに回復

の曙光を見せず、當局の獎勵に依り、殖産の途は稍拓かれ、農産、製茶、養蠶等の事業はやゝ振興したが、その生産が遠く消費の上に出たのみか、通貨の縮少、紙幣の騰貴は愈よ物價の低落を招き、事業家は商品購求負債償却の餘力なきに至つた。従つて貸借兩者の間にあつて資金を斡旋する銀行業者の立場はいよゝゝ困難を加へ、金利の下落に依る資本の損耗また少からず、私立銀行中大阪丸三銀行、同樋口銀行、京都竹原銀行、横濱東洋銀行支店等相踵いで閉店し、經濟界は恐慌氣配濃厚、小心翼翼たる警戒裡に推移した。なほこの年、博多港は朝鮮貿易港となつた。

明治十八年。

累年の不況を承けて沈滞の底にあつた經濟界は、本年に入り、初めて外部の事情に刺激されて、一時回復するかに見えた。即ち清佛戦争はその一であり、朝鮮事變に伴ふ日支鮮三國交渉事件はその二であり、阿富汗境界問題に絡まる英露の葛藤はその三である。

しかし、清佛戦争は佛軍が淡水及び基隆を占據して台湾の封鎖を嚴重にしたので、却つて我貿易に障碍を來し、朝鮮事變は結局朝鮮の謝罪により平和裡に局を終り、清國との交渉も一時險惡の徴を見せたが結局圓滿に協調成り、英露の葛藤も期待した程の貿易振興とはならず熄んだ。

かくて一時生氣を萌しかけた我經濟界は、雲霓を天の一方に望みながら、慈雨は遂に到らず、物價騰貴の虚聲に踊つた姿となり、再び以前の沈衰に復つて、私立銀行、銀行類似會社の鎖店二十五に及び、慘憺たる不況の裡に推移した。

本年五月九日、日本銀行は初めて兌換券を發行し、紙幣一元化の政策は、こゝに實現の第一歩を印した。

銀本位の實施と景氣の恢復

明治十九年。

本年劈頭、從來不換紙幣であつた政府紙幣が正貨と交換さるゝ事となり、

政府の財政々策はこゝに判然と一線を劃して、通貨の性質は全く安定し、所謂「銀本位實施時代」に入つた。而して一般金融は益緩慢の情態を續けて推移したが、不景氣は既に底に達したものの如く、商況恢復の機運微かに動いて、鐵道その他種々の企業民間に興り、物資の需要も漸次活潑となり、銀行業務も從つて漸く繁に、金融界活躍の兆を萌した。

好景氣と事業勃興

明治二十年。

一、二月はいまだ金融緩慢金利安の状態を脱せなかつたが、一般の人氣は、鐵道其他事業株に聚り、會社の創立隨所に企圖せられ、是等株式を利用して奇利を博したものであるに倣ひ、衆人の耳目は擧げて株式に集注さるゝに至り、拂込期至れば株式擔保を以て貸出を望むもの相踵ぎ、一方生糸を初め商品の取引漸く活潑となり、金融は頓に繁劇を加へて、一陽來復の觀を呈した。

福岡市では、三月、區制時代掉尾の催として、第五回九州沖繩八縣聯合共進會を開催し、縣下は勿論、近縣よりの來觀者多く、特産博多織、博多人形

等賣行良好、期間中股賑を續けた。

明治二十一年。

鐵道を筆頭として諸事業熱愈旺となり、金融また繁忙を續け、國內を通じて好況時代は到來した。

大藏大臣は、六月訓令第二、五九二號を以て私立銀行(二百三十行)に對し、毎決算期に於ける損益及半期間に於ける營業報告書提出方を地方官に示達した。之に依り大藏省は初めて國立私立を綜合した金融統計の確定數字を得ることゝなつたのであるが、本年上期の報告書百九十四行中二十七行は損益勘定鮮明ならず、下期の報告百九十五行中十九行も亦同様であつたとの記録がある。一方、國立銀行に銀行紙幣銷却延期要望の聲が擧つた。この顛末は掲げて第一章第四節にある。

明治二十二年。

依然として事業熱旺盛の持續である。しかし必然の結果として、多額の資金は鐵道、機械等に固定し、流動資本の枯渴を招來し、金融は繁忙を極め、金利も昂騰し、銀行業は一齊に活氣を呈して、増資相踵ぐの盛況を來した。當行亦資本擴充の要に迫られ、九月、拾萬圓を増資して資本總額を參拾萬圓とした。本年、博多港は特別輸出港となつた。

興業過度と恐慌來

明治二十三年。

十九年の末期に初まり、二十二年迄繼續した起業熱勃興とこれに伴ふ好景氣は、本年に入つて、俄然反動を現はし、經濟界に恐慌を惹き起すに至つた。抑も十九年來の好景氣は、公債の市價騰貴に伴ひ、これに依る贏利の幅が著しく減少するに至つたので、投資の目標は自ら事業に向ひ、鐵道其他の興業旺んに興つて、會社設立の機運は滔々として停止する處を識らず、商業資金は轉じて株券化するに加へて、鐵道公債、海軍公債の募集は益資本の固定

を助長し、本年に入るや、急激且つ過度の興業は遂に經濟界に掀衝を與へ、會社濫設の弊は事毎に曝露し來つて、先づ株式の慘落となり、確實な株式また之に隨伴して下落の一途を辿り、金融は極度に逼迫して、情勢は日一日と險惡の度を加ふるに至つた。

こゝに於て日本銀行は兌換券の制限外發行を敢行してその急に應じ、政府は金祿公債(二月、五月の二回)八百萬圓を償還して資本を市場に撒布し、一方兌換銀行券條例を改正して保證準備制限額を擴張し、さらに日本銀行は日本鐵業會社及十五種の株券を擔保として手形割引の途を拓き、共に財界の掀衝を解消するに努めたので、部分的には、相當緩和された。

併し、實質に於て不確實な會社までが、これに依つて救濟さるべくもなく、沈衰の氣はいよゝゝ加はつて行く矢先、偶々山陽鐵道の偽造株が大阪に於て行使された事件が起り、益株券に對する不信用に拍車を加へ、さらに衆議院第一回總選舉はるゝに至つて、社會の耳目は悉くこれに集まり、株券熱は全く冷却し去つた。

(第一回總選舉は、運動、鬭争の苛烈なること前代未聞と稱せられ、凡そ直接生産事業でない多額な政治資金を費したること、この總選舉の如きは、尠いと謂はれる。)

茲に特筆すべきは、本年より「金庫規則」が改正された事である。從來、大藏省金庫局に於て取扱はれた現金の出納、保管の事務は、四月一日より中央金庫に移され、中央金庫の事務は、これを日本銀行に命せられ、日本銀行總裁は金庫出納役として之を掌理することゝなつた。而して日本銀行は國庫金取扱の事務を營業部より分離して中央金庫に移し、全然別經濟となすと共に、從來國庫金取扱のために各地に設けた代理店を解約し、改めて本支金庫の出納を取扱ふ事とした。この改正の結果は、代理店たる銀行の公金預金に少なからざる減額を見ることゝなり、當行も亦その影響を被つたのは、誠に已むを得ない成行であつた。

財界安定、豊穰また續く。

明治二十四年。

年初頭、横濱生糸の販路漸く拓け、その賣込金の流入により、金融は幾分緩慢に向ふかに見られたが、二月には却つて引締りの状を見せた。これは日本鐵道、山陽鐵道、日本運輸、日本織物其他諸會社株金拂込資金需要の増加によるもので、是等株券は拂込のため取引不振となり、漸次株價の下落を免れなかつたのと、日本銀行が貨幣整理上兌換券の回収に努め、貸出を引締めためであつたが、普通貸借の金利に影響を及ぼすには至らなかつた。(當時東京同盟銀行の平均利息は、九分九厘五毛乃至一割二厘三毛八であつた)。

然るに三月に入つて日本銀行が貸付及割引の利子を二厘方引上げたので、金融界に多少の衝動を起したが、その利上げの事由は、從來日本銀行の利息歩合が一般の金利と大きな懸隔があり、弊害を生ずることを看取した結果、この流弊を矯むる目的で、一般金利と近邇せしむる方針に出たものである事が判明するに及んで、人氣は鎮靜した。

かくて四月に入つたが横濱生糸の海外賣行愈活潑となつたのと、七分利金祿公債四百參拾八萬圓の償還は、金融を緩慢に導き、公債は漸次騰貴して、四月十六日九十九圓三十九錢を以て發行された整理公債(貳百萬圓)は、同月下旬に於て百壹圓七八拾錢の高値を示し、反對に諸株式は概して下落を來した。由來公債と株券とは輪廻の關係を示し、公債昂れば株券降り、株券昂れば公債降り、兩者の氣勢は互に消長すること殆んど定石の如く、特に本年度に於て如實にその實例を見せてゐる。即ち五月に入つて株界の景氣振興し、九州鐵道の如き最低價より五圓方上進むと、額面以上になつた公債價格は九十九圓六七十錢と降つた。さらに下期に入つて久次米銀行の休業、東京米商令事件が起り、流言浮説頻りに傳播して、東京の國立銀行及私立大銀行は取付の厄に會つたが、一般に波及するには至らずして熄んだ。この前後から株價が一齊に低落し初めると、代つて整理公債の市價は遂に百壹圓拾錢に上騰し、第三回整理公債五百萬圓の公募に四五拾錢方の下落は見たが、その募集、結果は良好であつた。其後金祿公債(六百六拾六萬圓)の償還、東京市公債の募集、

私設鐵道買收法案上程氣構へ等により、公債と株券とのシーソー昂落を繰返して終つた。一年を通じて見ると、十月濃尾地方に大震災はあつたが、一般殊に九州地方の財界には直接の影響は無く、秋の豊穰を迎へて、所謂商に餘資あり、農に餘粟あり、一般の状況を前年の經濟事情に比すれば、恰も雷後の晴に遇ふが如し——とは「明治財政史」の記すところである。

當行は、一月の總會で監査役を置くことを決議し、山本與四介、石橋勇三郎の二名當選就任した。商法の實施に先だつ二年である。

明治二十五年。

金融界にとつては平穩な一年であつた。先づ銀塊相場の變動が甚少く、萬國貨幣會議の動靜を反映して人氣の上の浮沈はあつたが、それは所謂氣配に止まり、實形には現はれず、大勢は下押に動いて銀貨の下落を來した。故に貿易は輸出に順にして輸入に逆となり、生糸、茶の取引活氣を加へ、その賣込量は數年來無比の盛況を呈し、紡績業また振ひ、これ等流入金は資本需給

の權衡に影響して、銀行は預金の多きに苦むの狀があつた。

下期に入つては、米穀の豊饒を受けて購買力を増進し、貸出の回収は滑らかとなつた。しかし金利歩合を動かす程度には至らず、金融は全體的に緩局を脱せずに移した。

商法の施行と銀行條例、貯蓄銀行條例の制定。

明治二十六年。

前年來の作毛の豊穰、生糸貿易の盛況、銀貨の流入、公債の償還は、何れも金融緩慢の原因となつたのに加へて、富豪の資本の市場に注出するもの漸く多く、資本の供給は需要を超過して金利の低落を招來し、銀行の収益減少を來したが、下期に入つては海外事情の影響を受けて、金融の逼迫を見るに至つた。即ち、

六月下旬の印度政府銀貨自由鑄造の停止宣言に伴ふ倫敦銀相場の激變、米國購銀條例の廢止及關稅改正問題に次いて惹起された同國市場の恐慌により、

我輸出貿易は俄然頓挫を來したのである。

國內に於ては、低金利の持續が事業の企圖擴張を獎勵して資金の需要を喚び、生糸の滯貨激増に因る資金の澁滞、正貨の流出（五月より年末迄六百六拾貳萬圓）と相競合して、次第に金融逼迫の貌を示した。

九州地方では、暴風雨のため秋の收穫激減し、米價昂騰して多量の外國米が輸入され、農村經濟は深刻な沈衰に陥つた。『米が十錢すりや……』の俚諺が普く流行したのはこの秋である。

*

*

本年は、私立銀行の制度組織に一新紀元を拓いた年である。即ち商法が本年より施行され、銀行條例及貯蓄銀行條例並にその施行細則が制定され、四月一日より實施された。

これに依り、是迄資産負債の實況を世上に公告しなかつた私立銀行は、今や法定の帳簿を備へ、一定の様式の下に、その營業上の面目を一新すべき發程點に立つたのである。

この過渡期に處して、私立銀行は、定款、契約書の變更、その他の整理に寧日なく、株式組織より合名又は合資組織に變ずるもの、會社組織を解いて個人營業に移すもの、平素の信用薄弱累をなして破綻に陥るもの、新法を奉じて勃興するもの等々、内容に伴ふ種々相を現出した一方、貯蓄預金の兼營禁止に依り、その解約又は定期、當座預金への振替等、私立銀行の繁忙は實に深刻なものがあつたが、結局年中に於て定款の認可を與へられたもの四百三十三行、貯蓄銀行二十二行、外に既設合名會社の營業繼續を届出でたもの十二行、同個人營業四十三行、合計五百四十二行で、七月一日以降新法に依り設立を申請したもの株式會社十三、合名會社三、合資會社十二、個人十六、合計四十四、此内認可を與へられたもの四十二行であつた。結局年末に於ける私立銀行數は五百八十二行（外に未認可四十六行）である。

日清戰爭

明治二十七年。

累年の金融緩慢は、前年後半より次第に反動の色を濃くし、會社の新設各所に行はれて資金の需要増大し、農家購買力の増進と相俟つて、金融は繁忙を極むるに至つたが、六月朝鮮に東學黨の亂起るや、物情穩かならざるものがあり、諸業頓に萎縮して資本の運轉沮喪し、一方國內在留の支那人が引揚げに際して銀貨を取付くるもの多く、中央銀行は率先して金利を引上げ、各銀行またこれに追隨して警戒の態度を執つた。この間日清の關係は愈よ惡化し、八月一日宣戰の大詔煥發せられ、征清の師を起さるゝと共に、軍事公債第一回三千萬圓(八月)第二回五千萬圓(十一月)の募集があり、市場の資金は續々國庫に流入したが、鐵道船舶の軍用に徴せらるゝため貨物停滯し、物價は日一日と騰貴を續け、公債株券はいよゝゝ下落する情勢の裡に、軍事公債の應募が好結果を得たのは、一に國民報公の熱誠の發露であつた。猶ほ外國關係としては生糸の輸出が振つたが、輸入増加による金銀輸出の超過があり、正貨減少の對策として兌換券の制限外發行が行はれた。

しかし、非常時に處する國民の戒心は、よく經濟界の紛亂を防止し、放資を慎重にすると共に、事業の緊縮を實行し、一方軍資として使用された通貨の大部分が内地の市場に撒布され、信用取引の發達と共に、銀行業者臨機の善處に依り克く整理調和された事は、經濟原則を超越した舉國一致の具現として、經濟史上特記すべき事である。

媾和成立と戰勝景氣

明治二十八年。

皇軍連戰連捷の報をうけて、諸事業一齊に勃興の勢ひを見せたが、媾和成立に際して偶々露獨佛三國の干涉事件があり、國民に甚大な衝動を與へ、昂揚した人氣は一轉して警戒氣分漲り、金融界また緊縮の態度を執つたため、一時、企業は抑制されたかに見えた。然し下半期に入つて事業界は再び活氣を呈し來り、外國貿易また好條件となつて、漸時信用を恢復するにつれ、金融は繁劇を加へ、戰勝景氣は全國的となつた。

明治二十九年。

一、二月は前年來の餘勢を承け、いはゆる戦後經營の波に乗つて事業興起し、株式拂込金等資金の需要多く、金利は少しく昂進して銀行預金は減少した。三月に入ると、金融は若干緩慢の貌を見せたが、生糸、製茶の生産期に入ると、次第に金融繁忙、金利昂騰の情勢顯著となつた。

一方對外貿易は、上期に於て二千六百萬圓の入超を見たが、倫敦で收容した巨額の償金があつたので、正貨の流失を避け得たのみならず、却つて金銀の輸入超過を來し、金融も逼迫を見るに至らなかつた。

下期に入ると、恐慌來の聲世上に起り、人氣萎縮の傾向を生じた矢先、各地に風水害があり、生糸の賣行澁滞、貿易の逆潮等の悲觀材料輻輳して、前途險惡の徴が見えたので、日本銀行は(九月)金利歩合一厘の引上げを行つた。爾來金融は日に繁忙に向ひ、金利昂騰、預金減少、貸付金手形割引いよ／＼増加し、公債株券は低落の一途を辿り、この趨勢に壓されて大阪の二銀行は遂に支拂を停止し、東京の綿商、織物商に不渡を生ずる等、前途を憂慮せし

むるものがあつたが、一般金融界に波及する迄には至らなかつた。

金本位制の樹立

明治三十年。

三月貨幣法公布され、同時に兌換銀行券條例の改正があり、從來の銀貨兌換は、金貨兌換に改められ、茲に金本位制は樹立された。

前年下期以來、經濟界の實情は不振の傾向を辿るべき條件下にあるに拘らず、諸事業の擴張は依然として行はれ、物價は益騰貴を續け來つた。この矛盾は、果然表面化し、事業の過度の膨脹に因る製品の過剰と、上海に於ける金融逼迫による綿糸の輸出減とは、先づ紡績業者を窮地に陥れ、諸株式は愈よ下落して、金融界は極度の警戒態度を執るに至つた。

斯の如き情勢の裡に、九月を以ていよいよ當行の國立銀行としての營業滿期は到來した。仍つて國立銀行處分法に基き、第四節に記載した如く發行紙幣の銷却を完了し、資本金七拾萬圓を増加して合計壹百萬圓とし、株式會社十七銀行の名稱を以て、私立銀行として營業を繼續する事となつたのである。

第二章 私立銀行時代

第一節 業況と經濟界の移推(その三)

(明治三十年營業繼續より明治三十六年安田家經營に至る)

明治三十年九月、當行は國立銀行としての營業滿期と共に、資本金を壹百萬圓に増加し、茲に私立銀行としての新生涯に入つた。當行と共に、本年を以て營業滿期となつた國立銀行九十五行の内、私立銀行に繼續したものの六十二行、貯蓄銀行に轉業したものの十七行、滿期と共に廢業したものの十六行、合併に依り消滅したものの十行で、年末に於ける私立銀行の總數は千三百五行であつた。

繼續營業當時の經濟界は、前章國立銀行時代の末尾に記述した如く、物貨は一般に騰貴し、諸株式は下落の一途を辿り、會社の解散相踵ぎ、市況は沈滞の極にあつたので、増資繼續の門出に拘らず、積極的に活躍する餘地なく、只管警戒裡にその第一歳末を送つた。

戰勝景氣の反動、金融梗塞から緩慢へ

明治三十一年。

金融梗塞は愈よ深刻の度を加へ、銀行は警戒を専らとし、事業界は萎靡不振を極めた。政府は清國の償金を運用して、日本銀行をして公債三千七百萬圓を買い上げしめ、よつて市場の資金を裕にし、一方勸業債券五百萬圓を政府に於て引受け、よつて工業諸會社に對する貸出資金に充てしむる等、應急の工作を施したので、漸次金融の緩和を促し、公債株式の價格も略恢復した。かくて資金には若干の餘裕を生んだが、一面には前年來の金融逼迫の反動も亦漸く現はれ、一般の購買力減退して物價は漸く下向き、各種商工業は衰退して資金需要を減殺するに至つたので、金融は益緩慢に赴き銀行は稍警戒を緩めて年を越した。

明治三十二年。

前年末よりの金融緩慢を承け、海外關係としては生糸羽二重の輸出好況、

國內關係としては米穀の豊穰により、金融は愈緩和し、銀行は遊資を擁して運用に苦むの貌を現したので、四月に入り、日本銀行は金利一厘を引下げて貸出日歩を一錢九厘とした。加之、五月には一億圓の外債成立して正貨流入し、前掲の事情と相俟つて、兌換券の膨脹、金利の低下、株式の昂騰となり、延て投機熱の勃興を見るに至つた。この間日本銀行はさらに金利一厘の引下を行つたが、十月南阿戦争が起り、英國の金利昂騰して、その影響は東洋にも波及し來つたので、十一月日本銀行は金利一厘方引上げて正貨の保留に努めた。かくて一般經濟界に活氣を生じ、地方商買の見越買盛んに行はれ、物價騰貴して資金の需要頓に増加し、日本銀行は制限外兌換券の發行をなすに至つた。

財界に恐慌到る。

明治三十三年。

前年末來の好景氣を承けて、春來商況は活潑を續け來つたが、五月、北清

事變起つて對清貿易まづ頓挫し、對米生糸の不捌、英杜戦争の影響も加はつて氣配は次第に惡化し、下期に入つて生絲の不況に因る京濱一二銀行の破綻を來すや、俄然恐慌の色は濃厚となり、十二月、熊本第九銀行の支拂停止を端緒として、九州各地の動搖甚だしく、銀行にして取付に遇はざるもの殆どなく、當行も亦未曾有の苦境に直面して、只管行運の挽回に努めつゝ年を越した。

明治三十一年來民力を以て建設した博多濱二萬二千九百坪の船入場竣工し、博多港は開港の指定を受けた。

明治三十四年。

前年末その端を發した恐慌は、愈よ深刻の度を加へ來り、銀行は資金の回收にこれ努め、商工業者は取引上信用の減縮に因る打撃に喘ぎ、銀行預金の取付は、熊本、福岡、下關より、關西、關東に波及し、遂に横濱蠶糸銀行の破綻となり、さらに東京に於ける東洋貯蓄銀行、愛國銀行の破綻、東京商業

銀行、新橋銀行の休業、大阪に於ける第七十九銀行の破綻、難波銀行の休業となり、奈良、京都、丹波、紀伊、近江、伊勢、三河、讃岐の諸銀行また恐慌の渦中に捲込まれ、或は支拂を停止し、或は取付に遭ふもの多く、その勢の趨くところ、殆ど底止する處を知らない形勢となつた。

茲に於てか、日本銀行は應急救援の處置を講じ、一方財界有力の人士蹶起して救済に當る等、破綻を可及的小範圍に喰止むるべく努力を拂はれたので、道に慘狀を呈した恐怖状態も次第に沈静し、經濟界は初めて小康を得るに至つた。

かくて下期に入つたが、生絲羽二重の好況により、貿易は引續いた逆勢から初めて輸出超過の趨勢に轉じて正貨の流入期待さるゝに至り、清國債金問題また解決をみて外國關係の不安解消し、さらに米作の豊穰を入れて大勢はこゝに平靜に向ひ、大銀行筋には預金の増加を見るに至つたが、これは都市に於ける特殊の現象で、一般殊に地方にあつては、既に振興力を喪失した商業は依然として活氣を萌さず、萎縮沈衰の裡に推移した。

明治三十五年。

一月日英同盟成立、續いて之に對抗する露佛共同防禦の宣告があり、對露の關係穩かならず、公債五千萬圓の外國市場賣出、貿易上の正貨流入、資金の中央銀行回收等、表面には金融緩和の貌を示したものの、沈睡久しき市場は振興するに至らず、特に地方經濟界は萎靡甚だしきものがあり、當行も遂に支拂を停止するの己むなきに立至つた。

願れば明治三十三年末、熊本市に端を發した恐慌は、忽ち福岡市に傳播して、預金の取付となつたので、極力貸出金の回収に努むるとともに、百方行運の挽回を策したが、緩除な取付は依然として繼續し、預金の遞減は愈整理を困難ならしめ、この儘營業を持續し得る望は全く絶ゆるに至つたので、八月二十五日、遂に支拂停止を發表し、只管甦生再開業に向つて努力し、業務の刷新を企て、整理を計つたが、累年の瘡痍は容易に癒すべくもなく、全く再起不能の窮地に陥つた。

茲に於て、救済を安田銀行に需むるに決し、株主及有志の中より數名の委



員を選んで東上せしめ、黒田家を煩はし、金子堅太郎子を動かして、安田家と交渉の結果、

一、優先株を發行して資本金壹百萬圓を増加すること。
 一、安田家に於て増資株式の半額即ち壹萬株を引受くること。
 を主要條件として救済の協定が成立した。この間、明治三十六年二月一日以降の金庫事務は、これを安田銀行福岡出張所に委嘱して取扱を繼續し來つたのである。

なほ、この交渉に當り茲に特筆すべきは、山座圓次郎氏が中に居つて斡旋に努め、時の福岡縣知事河島醇氏は、縣金庫の取扱を當行の專有とする旨を誓言せられた事で、共に當行甦生の前途に曙光を加へたものであつた。

かくして當行は、安田家の救済により、再開業の途拓かれ、飯田武也支配人に就任し、明治三十六年六月五日、再び營業を開始することゝなつた。因に支拂停止當時の預金貸出額は左の通である。

預 金 一、三〇四、七三三圓六八七 貸 出 一、五七五、三一〇圓二五八

第三章 安田家經營時代

第一節 業況と經濟界の推移(その四)

(明治三十六年より現在に至る)

再開業と營業所の焼失

明治三十六年六月——明治三十七年。
 明治三十六年六月五日、當行は、安田家の救済により、安田家關係銀行として營業を再開した。昨年八月支拂停止以來、十ヶ月にして甦生の運びとなつたのである。

折柄東亞の風雲急を告げ、四月末には露國陸相クロバトキン極東視察の途に上り、七月中旬には露清密約成り、九月初旬には小村外相と露公使との第一次會見となり、日露の開戦今は必至と見らるゝに至り、舉國緊張して、生産は縮少し、消費は減退し、軍需及日用必需品に關するものゝ外事業資金の